

23企開第16-1号
平成23年5月2日

愛知県知事
大村秀章殿

愛知県公営企業管理者
企業庁長 山川利治

豊田・岡崎地区研究開発施設用地造成事業環境影響評価準備書の意見の概要等について（送付）

愛知県環境影響評価条例（平成10年愛知県条例第47号）第15条の規定に基づき、平成23年2月25日付けで公告しました豊田・岡崎地区研究開発施設用地造成事業環境影響評価準備書について、同条例第17条第1項の規定により述べられた意見の概要及び当該意見についての事業者の見解を作成しましたので、同条例第18条の規定に基づき別添のとおり送付します。

担当 企業立地部研究施設用地開発課
環境グループ

電話 052-954-6705（ダイヤルイン）

ファックス 052-954-6959



豊田・岡崎地区研究開発施設用地造成事業環境影響評価準備書についての意見の概要及び事業者の見解

意見 番号	意見の概要	事業者の見解
1. 対象事業の目的及び内容に関する意見		
1-1	地形の変更を最小に抑える見地から土地利用計画の見直しを求める。	環境影響評価の実施に当たっては、環境影響の回避・低減の観点から当初の土地利用構想を大幅に見直し、施設規模を最大限縮小しています。 具体的には、現在の地形、樹林地及び水系を活かすため、骨格となる尾根や谷筋はできる限り保全するとともに、テストコース及び管理道路の一部をトンネル化・橋梁化しています。
1-2	谷筋の谷津田は調整池、沈砂池となっており、現状の地形骨格は留めているものの、地形の保全だけでは自然環境保全の配慮は確認できない。多様な動植物の生息する貴重な場所としての谷津田の機能を保全すべきである。	環境影響評価の実施に当たっては、環境影響の回避・低減の観点から当初の土地利用構想を大幅に見直し、施設規模を最大限縮小しています。 具体的には、現在の地形、樹林地及び水系を活かすため、骨格となる尾根や谷筋はできる限り保全するとともに、テストコース及び管理道路の一部をトンネル化・橋梁化しています。また、対象事業実施区域の重要な動植物及び猛禽類の生息・生育環境を保全するため、東側の改変区域を北側へ移動、南西側の改変区域を大幅に縮小、西側の改変区域を縮小、さらに南西側の改変区域は配置を見直し、動植物にとって重要な森林・谷津田などの環境をできる限り一体的に保全しています。
1-3	谷筋の谷津田に資材置き場が計画されていることは、尾根筋の土が谷筋に移動されるものと思われる。残土を施設内で 0 にするために、安易に土を尾根から谷筋に移動し谷を埋めるべきでない。	環境影響評価の実施に当たっては、環境影響の回避・低減の観点から当初の土地利用構想を大幅に見直し、施設規模を最大限縮小しています。 具体的には、現在の地形、樹林地及び水系を活かすため、骨格となる尾根や谷筋はできる限り保全するとともに、テストコース及び管理道路の一部をトンネル化・橋梁化しています。また、対象事業実施区域の重要な動植物及び猛禽類の生息・生育環境を保全するため、東側の改変区域を北側へ移動、南西側の改変区域を大幅に縮小、西側の改変区域を縮小、さらに南西側の改変区域は配置を見直し、動植物にとって重要な森林・谷津田などの環境をできる限り一体的に保全しています。 なお、仮設の資材置き場や工事用道路等は、改変区域内に位置し、工事完了後に復旧する計画としています。

意見 番号	意見の概要	事業者の見解
1-4	<p>「調整池など」と表現されている計画に対し隣接の住民として生活環境が悪化するのを反対する。</p> <p>この地は、かつて調整池計画があり、隣接住民の反対意見があったことから計画は白紙になった経緯がある。しかしながら「農業用溜池」に名を変えて計画が再浮上している。上流域で改変地があり、そのための調整池の設置が必要なことは明らかで素朴な地元住民に対する欺瞞である。</p> <p>以下のような状況から溜池設置に反対する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業用溜池は、すでに存在している。 「調整池など」の計画地の南に隣接した場所に、農業用溜池がある。 水田放棄地の水は、十分に確保できる。 水田放棄地も谷津田環境にあり農業用溜池の他に周囲の山からの湧き水（小水路 4 本）、地図には記載が無いが北の谷に小水路等、水道がいくつかあり十分に確保できる。もし、それ以上の水が必要ならば、枡を設置し確保する方法もあり、巨大な溜池を作る必要は、認められない。 農業用溜池として「調整池など」を計画している場所は、耕作されている水田である。 放棄され荒廃が進んでいる水田放棄地のために、現在、耕作され収穫されている水田を改変し溜池を設置することは、矛盾している。耕作されている谷津田環境を維持するべきである。 新研究開発施設のあらましの中で「改変地域を最小限に抑える」と明言されている。 知事意見においても「環境への影響の回避、低減の観点から現在の地形や水系を生かすよう配慮すること」と述べられている事からも現在の溜池を利用するのが本来の方法である。 「調整池など」の計画地は、谷津田の美しい景観が、広がっている所である。 準備書で「ミゾゴイ、ハチクマ、サシバ等の生息、生育環境に欠かせない場所であり、谷津田の維持管理をする。」と述べられている事と、谷津田を破壊して「調整池など」の計画は、矛盾している。 下流域に小学校があり、災害時の避難場所に指定されている。 池では、子供達の死亡事故がつき物で、転落した子供を助けようとして亡くなられた人もいる。災害時の避難場所にも指定されており、このような施設の上流で危険な「調整池など」を設置する事は、控えるべきである。 隣接地に団地があり生活環境が悪化する。 溜池は、湿気から不快害虫やカビが発生、液化現象、地盤の軟弱化、浸水、土石流被害、悪臭、不動産評価の低下など様々に生活環境が悪化する。 	<p>環境影響評価の実施に当たっては、環境影響の回避・低減の観点から当初の土地利用構想を大幅に見直し、施設規模を最大限縮小しています。</p> <p>具体的には、現在の地形、樹林地及び水系を活かすため、骨格となる尾根や谷筋はできる限り保全するとともに、テストコース及び管理道路の一部をトンネル化・橋梁化しています。また、対象事業実施区域の重要な動植物及び猛禽類の生息・生育環境を保全するため、東側の改変区域を北側へ移動、南西側の改変区域を大幅に縮小、西側の改変区域を縮小、さらに南西側の改変区域は配置を見直し、動植物にとって重要な森林・谷津田などの環境をできる限り一体的に保全しています。</p> <p>土地利用計画において、調整池は、開発に伴う雨水流出の抑制を行うため必要な施設であり、各法令の基準に適合した計画としています。</p> <p>また、ため池については、利水状況を踏まえ、地元と調整して計画しています。</p> <p>なお、これらの施設については、生活環境が悪化することがないように適切に管理していきます。</p>

意見 番号	意見の概要	事業者の見解
1-5	<p>開発地の実験棟や敷地内に降った雨水については、側溝から河川に流さず、全てゆっくりと地中にしみ込ませて乾燥から自然を守るべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 水源涵養保安林や、土砂流出防備保安林、森や水田、湿地は、水を貯え、土砂の流出を防ぎ、洪水から私達を守っている。 山や谷からしみだした水分や湿気は、人間や動植物の生活環境を守っている。山の斜面には山からしみだしてくる水分でショウジョウバカマ、ツルリンドウ、シダやコケ類、様々な樹木や山野草が生育している。 <p>山を削った造成地の雨水は、そのまま改変地に自然にしみこませる仕組みを作り斜面から染み出るようにし、自然環境を保全し動植物を保護すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 山のふもとは、様々の動植物が生活している。現在ある道路の法面を安易に削り取るべきでない。 豊かな自然は、豊かな土壌で覆われている。雨水を側溝に流し、調整池に流し、川に流す計画では、乾燥が進み、湿地は無くなり、腐葉土もできなくなり、豊かな自然も消滅する。 ミゾゴイの好む餌も湿地に棲んでいる。計画地の乾燥化は、ミゾゴイの生活環境にも悪影響を及ぼす。 	<p>環境影響評価の実施に当たっては、環境影響の回避・低減の観点から当初の土地利用構想を大幅に見直し、施設規模を最大限縮小しています。</p> <p>具体的には、現在の地形、樹林地及び水系を活かすため、骨格となる尾根や谷筋はできる限り保全するとともに、テストコース及び管理道路の一部をトンネル化・橋梁化しています。また、対象事業実施区域の重要な動植物及び猛禽類の生息・生育環境を保全するため、東側の改変区域を北側へ移動、南西側の改変区域を大幅に縮小、西側の改変区域を縮小、さらに南西側の改変区域は配置を見直し、動植物にとって重要な森林・谷津田などの環境をできる限り一体的に保全しています。</p> <p>また、対象事業実施区域周辺の地下水を保全するため、造成法面及び施設周辺はできる限り緑化します。さらに、駐車場及び構内歩道はできる限り透水性舗装とします。</p>
1-6	<p>豊田市道下山下坂佐後横手線から豊田市道下山白土上弓沢線にかけての道路は、違う場所に作り変えられている。現状で機能している道路を作り変えるべきでない。</p>	<p>環境影響評価の実施に当たっては、環境影響の回避・低減の観点から当初の土地利用構想を大幅に見直し、施設規模を最大限縮小しています。</p> <p>具体的には、現在の地形、樹林地及び水系を活かすため、骨格となる尾根や谷筋はできる限り保全するとともに、テストコース及び管理道路の一部をトンネル化・橋梁化しています。また、対象事業実施区域の重要な動植物及び猛禽類の生息・生育環境を保全するため、東側の改変区域を北側へ移動、南西側の改変区域を大幅に縮小、西側の改変区域を縮小、さらに南西側の改変区域は配置を見直し、動植物にとって重要な森林・谷津田などの環境をできる限り一体的に保全しています。</p>
1-7	<p>事業地内を走る道路の造成について、計画の練り直しをすべきである。</p>	<p>また、対象事業実施区域内の公道については、施設計画や交通安全に配慮し、計画しています。</p>
1-8	<p>現在使用されている公道の変更、改変をすべきでない。</p> <p>増設されたカントリー路に押し上げられて、現在の豊田市道下山下坂佐後横手線は、消滅し新しく作り変えられているが、その新設の道路により骨格尾根筋や谷津田が消滅する。現在の豊田市道下山下坂佐後横手線と谷津田を現状維持で使えるようにすべきである。</p>	<p>また、対象事業実施区域内の公道については、施設計画や交通安全に配慮し、計画しています。</p>
1-9	<p>道路の建設は、利便性ばかりを追求せず必要最低限に抑えるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 豊田市道下山白土上弓沢線は、立体駐車場計画で大きく変更され、駐車場を取り囲む道路は、利便性ばかりを追求し、環境に配慮されていない。更なる検討をすべきである。 駐車場を取り囲む新設道路の南の谷津田（仮設沈砂池 8）の畦道には、オオゴキブリが生息、ツルリンドウ、ウメバチソウ、キセルアザミ、ミカワシンジュガヤが生育している。立体駐車場と仮設沈砂池に挟まれて、湿地環境が維持できなくなる。現状維持にすべきである。 	<p>また、対象事業実施区域内の公道については、施設計画や交通安全に配慮し、計画しています。</p>

意見 番号	意見の概要	事業者の見解
1-10	西工区、中工区について土地利用計画図と等高線のある地図を重ね合わせてみると、尾根部分に実験棟、立体駐車場、厚生センター、体育館、新たに増設されたカントリー路の北部部分が走り、現状の地形骨格を留めていない。尾根保存のため立体駐車場と北部部分のカントリー路の増設は中止、排水処理施設、原動力棟は移動すべきである。	<p>本事業の施設の規模は、トヨタ自動車株式会社（以下「トヨタ」とします。）の既存施設の活用も考慮し、この施設で必要となる最小限の規模に絞り込んだものです。</p> <p>土地利用構想については、テストコースの形状変更や、施設の立体化などにより、これまで3度の見直しを実施し、改変面積を約410haから約270haへ大幅に削減しています。そして、骨格となる尾根や谷筋はできる限り保全し、施設周辺に残置森林等を配置するとともに、造成法面等では、自然の連続性を確保するため、近自然工法を導入します。</p> <p>また、施設のレイアウト・配置に関しては、トヨタは地元関係者の意見や専門家の指導及び助言を得て、環境保全とともに施設機能等の観点から多面的に検討しています。</p>
1-11	事業地内は、建物に付随した空き地や、資材置き場が点在し、ゆとりを持って造成計画がされている。また、現在、社員食堂が決められていない事からも細密な計画が立てられていないことは明らかである。日本の自然環境は、世界一を誇り恵まれた生活環境にある。谷津田や森林環境を可能な限り保全するため、さらに厳しく改変地を少なくするため、原動力棟を移動すべきである。	
1-12	排水施設と調整池8の下流域には、民家がある。東工区の民家の無い下流域に排水施設を移動すべきである。	
1-13	平成21年10月には計画がなかった中工区のカントリー路が北部に拡大されており環境配慮がなされたとは思えない。それに伴い調整池や道路の移設も余儀なくされている。近くには民家もあり、騒音、大気汚染、温暖化が進み、生活環境が悪化するため北部のカントリー路建設は中止すべきである。	
1-14	土地利用計画の見直しをすれば、10の尾根、3か所の谷津田が保全され、4か所の調整池が不要になり4か所の水田も保全され、地形の変更を最小に抑えることができる。	
1-15	<p>カントリー路の拡大は、中止すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年10月には計画が無かったカントリー路北の先端部分が拡大追加されている事は、環境影響の回避、低減の観点から施設規模の縮小になっていない。 ・拡大したカントリー路の北の先端部近くは、民家があり生活環境が悪化する。 	
1-16	カントリー路沿いの谷津田に車両準備場と休憩所の計画があるが、当該計画を試験車庫の横に移動し、ここから実験棟に続く道路を廃止すべきである。	
1-17	物流棟への侵入路を東に回りこまずに南から進入するようにすると進入路に占めていた土地が有効に利用できる。	

意見 番号	意見の概要	事業者の見解
1-18	<p>ヒートアイランド現象を引き起こし大気汚染を助長する自家用車の通勤を禁止し、従業員は、全てバス通勤とし、大容量の駐車場を作るべきでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ミゾゴイ生活圏近くには駐車場は、作るべきでない。 <p>下山は、ミゾゴイの棲む谷津田の風景が広がる美しい自然環境が残されているところである。</p> <p>1日3,700台もの車の乗り入れは、このような貴重な里山を破壊し、生き物達は、行き場を失いミゾゴイも棲めなくなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 骨格になる尾根筋に巨大立体駐車場をつくるべきでない。 <p>計画では、近自然工法を採用し尾根筋・谷筋の保全とあるが、5棟の立体駐車場は、全て尾根の真上に作られている。知事意見の「環境への影響の回避、低減の観点からできる限り現在の地形に配慮する」を実行するためにも巨大な立体駐車場建設は止めるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 中工区にある眼鏡のフレームのような形をしている道路が囲む2棟の巨大な立体駐車場の建設を中止すべきである。 <p>従業員のバス通勤を徹底すれば駐車場は不要となる。尾根の立体駐車場建設は、乾燥化が進み、谷津田環境は消滅してしまう。隣接する谷津田には、オオゴキブリが生息、ミカワシンジュガヤ、ツルリンドウ、ウメバチソウ、キセルアザミなどが生育している。谷津田や森林環境を保全し生態系・生物多様性を保全するためには、環境を大幅に改変する駐車場建設を止めないと不可能である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 駐車場台数の綿密な計算をし、不要な立体駐車場建設を中止すべきである。 <p>5棟の立体駐車場、3か所の平面駐車場のほかに使用目的の決まっていない造成地が、あちこちに点在しているが、ここも平面駐車場として使われるとすれば優に5,000台を超えと思われる。自然保全、温暖化防止、大気汚染を防止するためにも細かな計算をされて不要な立体駐車場建設を中止すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 知事意見の「環境への影響の回避、低減」への配慮を実行すべきである。 <p>社員1人1台以上の駐車スペースと使用目的の決まっていない造成地が残るのは、知事意見の「環境への影響の回避、低減」への対応を考えると、計画の見直しが必要不可欠である。トヨタ自動車の基本理念である“自然環境や生活環境の維持保全の姿勢”を貫くために、社員の通勤にはバスを使用するようにすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 大気汚染の進む駐車場の建設を下山住人として反対する。 <p>テストコースでは、常に87台が走行するようだが、施設内でCO₂発生の抑制、自然保全、温暖化防止のため、通勤用の駐車場の建設は中止すべきである。</p>	<p>本事業の施設の規模は、トヨタの既存施設の活用も考慮し、この施設で必要となる最小限の規模に絞り込んだものです。</p> <p>土地利用構想については、テストコースの形状変更や、施設の立体化などにより、これまで3度の見直しを実施し、改変面積を約410haから約270haへ大幅に削減しています。</p> <p>駐車場については、できる限り集約し立体化を図ることで、土地の改変面積を抑制しています。</p> <p>通勤車両については、マイカー通勤を抑制するため、主にトヨタ本社近くに住む従業員や会社施設に居住している従業員に対して、通勤バスの運行を計画しています。</p> <p>周辺道路への配慮としては、時差通勤や裁量労働などの勤務形態を採用し、マイカー通勤の分散化に努めます。</p> <p>なお、施設関係車両は、マイカー及び通勤バスなどの通勤車両として約3,400台、来客及び物流などの関係車両として約300台、合わせて3,700台の計画としています。</p>
1-19	<p>環境影響評価準備書に「交通渋滞緩和、大気汚染防止、CO₂削減に取り組む。」とある。従業員が3,850人で1日の通勤車両等は3,700台、立体駐車場、平面駐車場、そのほかに点在する駐車場をあわせると、収容台数は4,000台を超える。利便性の追求による以上の自然破壊を繰り返すべきでない。CO₂削減のためにも従業員の通勤手段はバス通勤に切り替えて、立体駐車場建設の削減をすべきである。</p>	

意見 番号	意見の概要	事業者の見解
1-20	<p>従業員の方々は、「自然と共生し、地域と調和したサステイナブル・テクニカルセンター」に真摯に取り組むべくバス通勤に徹するべきである。</p> <p>ミゾゴイの棲む自然環境は、下山のスローライフの生活の中で育まれてきた。社員の方々には、環境保全意識を高めて頂き、自家用車での通勤は廃止し、全ての社員は、バス通勤、シャトルバス利用の通勤に切り替えるべきである。</p>	<p>本事業の施設の規模は、トヨタの既存施設の活用も考慮し、この施設で必要となる最小限の規模に絞り込んだものです。</p> <p>土地利用構想については、テストコースの形状変更や、施設の立体化などにより、これまで3度の見直しを実施し、改変面積を約410haから約270haへ大幅に削減しています。</p> <p>駐車場については、できる限り集約し立体化を図ることで、土地の改変面積を抑制しています。</p>
1-21	<p>ミゾゴイの棲む自然及び住民の生活環境を守るために、社員は、全てバス通勤かシャトルバスを利用し、自家用車通勤のための駐車場は作るべきでない。</p> <p>「大気汚染防止、交通渋滞緩和策、騒音防止」の配慮を徹底すべきである。</p> <p>5棟の立体駐車場で3,000台、3か所の平面駐車場で275台、棟に付随した駐車場およそ300台、点在する車両保管所のおよそ500台を加えるとおよそ収容台数4,075台にもなる。従業員が3,850人で、1日の通勤車両等は3,700台、駐車場収納台数4,075台の数値から、バス通勤、シャトルバスの効果が見えてこない。社員3,850人のうち何人が通勤車両か、バス通勤は何人で、関係車両は、何台で計算されているのか。「大気汚染防止、交通渋滞緩和策、騒音防止」の配慮をするなら自家用車での通勤を極力減らすようにすべきである。</p>	<p>通勤車両については、マイカー通勤を抑制するため、主にトヨタ本社近くに住む従業員や会社施設に居住している従業員に対して、通勤バスの運行を計画しています。</p> <p>周辺道路への配慮としては、時差通勤や裁量労働などの勤務形態を採用し、マイカー通勤の分散化に努めます。</p> <p>なお、施設関係車両は、マイカー及び通勤バスなどの通勤車両として約3,400台、来客及び物流などの関係車両として約300台、合わせて3,700台の計画としています。</p>
1-22	<p>パーク・アンド・ライド方式のための駐車場は何処にどれだけのスペースが作られるのか。「通勤車両等」の表現は、あいまいで信憑性がない。「関係企業もシャトルバス利用を徹底する。」とある。シャトルバスは、何台運行され何人が乗車するのか、パーク・アンド・ライド方式でどれだけの人や物が往来するのかその内訳を数値で表すべきである。</p>	
1-23	<p>社員の通勤のための駐車場は、作るべきでない。</p> <p>巨大な研究棟や駐車場がひしめくように林立し、土地の改変を268.8haもすれば、大気は汚染され、ミゾゴイの生息環境は、確実に悪化する。ヒートアイランド現象を引き起こし、大気汚染を進めないために社員は、バス通勤を厳守し、従業員のための駐車場は作るべきでない。</p>	
1-24	<p>美しい景観は、癒しの場所であり生きるための環境条件である。事業計画は、現在の緑の山々と谷津田の美しい景観を一変してしまうが、美しい景観の創出に努めるべきである。</p>	<p>本事業の施設の規模は、トヨタの既存施設の活用も考慮し、この施設で必要となる最小限の規模に絞り込んだものです。</p> <p>土地利用構想については、テストコースの形状変更や、施設の立体化などにより、これまで3度の見直しを実施し、改変面積を約410haから約270haへ大幅に削減しています。そして、骨格となる尾根や谷筋はできる限り保全し、施設周辺に残置森林等を配置するとともに、造成法面等では、自然の連続性を確保するため、近自然工法を導入します。</p>
1-25	<p>準備書にあるような遠くから見た景観のみではなく、近くの住民達が毎日の生活の中で見るのは近くの景観である。私は、下山の美しい谷津田の景観に惹かれて移住した。窓からは美しい谷津田の風景が広がっており、毎日の生活の中で心を癒してくれる大切な場所である。事業所の周囲50mは、現状の谷津田の風景を必ず残すべきである。</p>	<p>景観への配慮から、施設については、対象事業実施区域の中央部に配置するとともに、原則として施設周囲に50m以上の残置森林等を配置しました。</p>

意見 番号	意見の概要	事業者の見解
1-26	<p>高さ 25mは、森の中にふさわしくない。樹木よりコンクリートの建物が見えないように周囲の樹木の高さと同じにするかそれ以下にして樹冠で覆うべきである。自然の景観は、人間にとって癒しの場であり、鳥達にとっては、営巣と餌場である。スイスやドイツの環境対策に学び、実験棟は、コンクリートを使用せず木材を使用すべきである。</p>	<p>本事業の施設の規模は、トヨタの既存施設の活用も考慮し、この施設で必要となる最小限の規模に絞り込んだものです。</p> <p>土地利用構想については、テストコースの形状変更や、施設の立体化などにより、これまで3度の見直しを実施し、改変面積を約410haから約270haへ大幅に削減しています。そして、骨格となる尾根や谷筋はできる限り保全し、施設周辺に残置森林等を配置するとともに、造成法面等では、自然の連続性を確保するため、近自然工法を導入します。</p> <p>景観への配慮から、施設については、対象事業実施区域の中央部に配置するとともに、原則として施設周囲に50m以上の残置森林等を配置しました。</p> <p>また、建物の高さは、残置森林等を通して建物が見えにくくなる高さとして25mという自主規制を設けています。</p> <p>なお、木材の使用に関しては、事業地境界柵及び環境学習施設の建築材等への活用を計画しています。</p>
1-27	<p>生態系・生物多様性の保全に向けてドイツやスイス以上に取り組み、世界に先駆けてトヨタ自動車の真に自然環境保全技術に取り組む姿を見せるべきである。景観に配慮し、樹冠に覆われた美しい国日本のイメージを内外に伝えられる事業所の建設をすべきである。</p>	<p>本事業の検討に当たっては、トヨタは構想段階から各分野の専門家を構成員とした「環境アドバイザー会議」を設置し、環境に配慮した施設計画に関する意見を頂くとともに、トヨタと共同で主に自然系の専門家を構成員とする「自然環境保全技術検討会」を設置し、広く残す森林・谷津田（里山）の保全対策及び維持管理手法について技術的な意見を頂きました。</p> <p>さらに、地元環境保護団体の方々と意見交換を行いました。</p>
1-28	<p>ペーパー上の理論では真の自然保全はできない。</p> <p>「トヨタ生物多様性ガイドライン」で生物多様性の保全に取り組みされているから、社員の方々は、ペーパー上の知識だけでなく屋上緑化に自らが取り組む、農業体験する、自然観察で自然の仕組みを学ぶ等して地元の人達と協働して自然を育てて生物多様性の保全の意識を真に高めるべきである。</p> <p>世界に誇るトヨタ自動車であるから、海外からのお客様も多いと思う。真に生態系・生物多様性の保全に向けてドイツやスイス以上に取り組んでいる姿を見せるべきである。貴社の信頼度もますます高まる事と思う。</p>	<p>これらの意見等を参考とし、土地利用構想についてこれまで3度の見直しを行い、改変面積を当初の約410haから約270haへ大幅に削減し、結果として、造成緑地を合わせ、対象事業実施区域の7割を超える面積を残置森林等としています。</p> <p>これらの森林・谷津田（里山）の保全・維持管理を適切に実施するためには、地域で培われたノウハウが必要となることから、地域との連携・協働を図っていきます。</p> <p>また、トヨタは、今後も、国内外の先進事例を参考に、生態系・生物多様性の保全に向けて世界に先駆け取組みとなるように努力していきます。</p>
1-29	<p>建築物周辺の修景・緑化の際の植物材料についても生物多様性に配慮すべきである。</p> <p>敷地内の建築物は一般住民や豊田・岡崎地区を訪れる観光客の目に触れる場所ではなく（従業員の労働環境への配慮は必要だが）、景観形成を目的とした花木による修景や張芝はあまり必要ではないと考えられる。</p> <p>温熱環境の変化を緩和する意味では、建築物緑化やグラウンドカバー緑化の必要性を否定するものではないが、鳥や風を介した種子散布による周辺環境（敷地内の残置森林等も含む）への植栽由来植物の拡散や花粉媒介昆虫の競合等の影響を考慮し、植物材料の選定には十分な注意が望まれる。</p>	<p>造成法面等及び施設周辺の緑化については、現存植生等を考慮し、できる限り改変に伴う表土を保存し造成法面等及び施設周辺に活用するとともに、対象事業実施区域に自生している樹木やその種子から苗木を育て活用します。</p>

意見番号	意見の概要	事業者の見解
1-30	<p>森の駐車場にすべきである。</p> <p>計画では、透水性舗装を導入し、立体駐車場が計画されているが、ドイツやスイスでは豊かな自然環境保全のために森にコンクリートを持ち込まないよう、建物の建設を制限している。</p> <p>カーシェアリング、パーク・アンド・ライド方式などが徹底して実施され、樹木の下に車を駐車する巨大な森の駐車場があり、そこからバスで目的地に行く。</p> <p>日本でも靖国神社や小布施町に樹木に囲まれた駐車場がある。計画では、平面駐車場が3か所と、建物に付随した駐車場が点在しているが、樹木で覆われた森の駐車場にすべきである。その際、現在生育している樹木を伐採すべきでない。工事に当たり、全ての樹木を伐採し、造成後に小さい苗を植林するのが効率的ではあるが、樹木が育つまで20年～30年かかる。自然に配慮した工事をするならば現在生育している樹木をそのまま残すべきである。</p>	<p>造成法面等及び施設周辺の緑化については、現存植生等を考慮し、できる限り改変に伴う表土を保存し造成法面等及び施設周辺に活用するとともに、対象事業実施区域に自生している樹木やその種子から苗木を育て活用します。</p> <p>また、本事業の検討に当たっては、トヨタは構想段階から各分野の専門家を構成員とした「環境アドバイザー会議」を設置し、環境に配慮した施設計画に関する意見を頂くとともに、トヨタと共同で主に自然系の専門家を構成員とする「自然環境保全技術検討会」を設置し、広く残す森林・谷津田（里山）の保全対策及び維持管理手法について技術的な意見を頂きました。</p> <p>さらに、地元の環境保護団体の方々と意見交換を行いました。</p> <p>これらの意見等を参考とし、土地利用構想についてこれまで3度の見直しを行い、改変面積を当初の約410haから約270haへ大幅に削減し、結果として、造成緑地を合わせ、対象事業実施区域の7割を超える面積を残置森林等としています。</p> <p>駐車場については、その外周や造成法面などの緑化を計画しています。</p>
1-31	<p>平面駐車場は樹冠で覆うべきである。</p>	
1-32	<p>屋上緑化について、TM9 ターフマットを使用する計画のようだが、地域固有の植生を保持するために、下山の植物を育てるべきである。TM9 ターフマットの使用は、下山の自然環境になじまない。各地では、様々の屋上緑化の取り組みがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「横浜相鉄ジョイナスの森彫刻公園」は、立体的緑化された屋上庭園である。ヤマモモ、ツバキ、ヤマザクラなどの20種150本の樹木が育ちクスノキは樹高7mもある。平面的緑化では無く下山の樹木を植え立体的緑化を進めるべきである。 岡山県では、絶滅危惧種、準絶滅危惧種のセトウチマンネングサ、ツメレンゲ、ミズアオイ等で湿地型屋上緑化に取り組んでいる。 下山でも貴重な多くの植物が絶滅の危機にさらされており、ササユリは、イノシシの好物である為に年々姿を消している。屋上ならば、イノシシに狙われることもなく育つと思う。 地産地消の面から大阪府立大学 21世紀科学研究機構エコ・サイエンス研究所の報告にあるようにサツマイモの栽培など社員食堂で消費するものを社員が育てるのも一案と思う。 	<p>造成法面等及び施設周辺の緑化については、現存植生等を考慮し、できる限り改変に伴う表土を保存し造成法面等及び施設周辺に活用するとともに、対象事業実施区域に自生している樹木やその種子から苗木を育て活用します。</p> <p>屋上緑化については、建屋構造及び荷重の制約、屋上における熱環境改善等の観点を踏まえ、種の選定を含めた詳細検討を進めていきます。また、種の採用に当たっては、逸出による蔓延、遺伝子攪乱等の影響に十分配慮します。</p>
1-33	<p>農道をコンクリート舗装にすべきでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 準備書には、舗装についての表示がないが、造成時に車が走行しやすくするために農道がコンクリート舗装される可能性が大きいと想像される。 農道の土の柔らかい土壌は、豊かな自然のバロメーターである。多様な動植物が生息する場所である。 保水力があり豪雨の折にも一気に雨を流さず、ゆっくり地面に吸収してくれる。 西上団地の南を走る農道の舗装はすべきでない。スギゴケ、ハイゴケ、アキノタムラソウ、サワギキョウ、ハキダメギク、アマガエル、フキバツタなどが生育している。コンクリート舗装をせずに現状の環境を維持すべきである。 西上団地の農道に平行してコンクリートの道路がすでにあるから、この道路を使うことを考えて頂きこれ以上のコンクリートの道路は増やすべきでない。 	<p>造成法面等及び施設周辺の緑化については、現存植生等を考慮し、できる限り改変に伴う表土を保存し造成法面等及び施設周辺に活用するとともに、対象事業実施区域に自生している樹木やその種子から苗木を育て活用します。</p> <p>また、工事用の道路は、道路面の保護等を考慮して、必要に応じて舗装を行います。</p>

意見 番号	意見の概要	事業者の見解
1-34	<p>工事に当たって道路をコンクリート舗装すべきでない。</p> <p>山の裾野や、畦道には、多様な自然動植物が生息・生育している。利便性、合理性を象徴するコンクリート舗装をすべきでない。下山の自然環境は、スローライフの中で存在している。下山をコンクリートで砂漠化すべきでない。</p>	<p>造成法面等及び施設周辺の緑化については、現存植生等を考慮し、できる限り改変に伴う表土を保存し造成法面等及び施設周辺に活用するとともに、対象事業実施区域に自生している樹木やその種子から苗木を育て活用します。</p> <p>また、工事用の道路は、道路面の保護等を考慮して、必要に応じて舗装を行います。</p>
1-35	<p>厚生施設は、全て事業地内から外に出て下山の街中に作るべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下山での豊田・岡崎地区研究開発施設用地造成事業誘致は、過疎化が進み高齢化が進む地元を活性化したいとの願いからである。 ・当該事業は、機密性を必要とすることから田原でなく下山での計画になったが、厚生施設は秘密にするものではない。 ・人類は、利便性を追求し自然の破壊を繰り返してきたが、社員の方々のために自然破壊に繋がる箱物の建設は、やめるべきである。 ・厚生施設の建設予定地は、土砂流出防備保安林である。保安林を解除して事業地内で作らなくてはならないものか。隣接する下流域の住民は、保安林解除に賛成していない。 ・トヨタ自動車は、「自然と共生し地域と調和したサステイナブル・テクニカルセンター」を目指している。 ・事業地から5分ほどの所に、2軒の旅館があり、三河湖周辺には何軒かの旅館がある。宿泊施設は、ここを利用すべきである。 ・下山に立派なトレーニングセンターがある。住民と一緒にここを利用すべきである。十分共有の余地がある。自然豊かな所に箱物を増やさないために共有する工夫をすべきである。 ・下山の施設を共有できないのであれば、既に開発されている街中の場所で施設を作るべきである。下山は、過疎化が進み空き地や空き家が点在している。 ・トヨタ自動車健康保険組合の宿泊施設水源クラブが近くにある。耐震基準に不適合で、3月に営業終了した。ここを厚生施設として再生すべきである。 ・都市の利便性、合理性意識をそのまま下山に持ち込むべきでない。下山の自然環境は、スローライフの中で育まれてきた。社員の利便性を考慮しての事業地内の厚生施設は中止すべきである。 ・事業地内の谷津田や森林を地元と協働して里山の活性化を図る事はもちろんであるが、事業地内のわずかな面積では活性化の効果は見えてこない。事業地内から外に出て地元の活性化を進めるべきである。 	<p>厚生施設については、従業員の心身の健康増進を図るために必要な施設です。</p> <p>その利用は、勤務時間の前後や昼休みなどとなることから、移動時間を短くするため、研究開発施設の近傍に配置しています。</p>
1-36	<p>もともとの下山の豊田・岡崎地区研究開発施設用地造成事業誘致は、地元の活性化が目的であった。秘密保守の必要の無い厚生施設は、事業地内から外に出て下山の町へ建設するか、トヨタ自動車健康保険組合の宿泊施設水源クラブか、下山の何軒かの旅館を利用し地元の活性化に貢献すべきである。</p>	
1-37	<p>尾根を造成し、保安林を解除しての福祉施設の建設は、下流域の住民に水害や土砂崩れの災害の恐れがある。福祉施設の建設を中止すべきである。東日本大震災では、人間は自然を支配できないことを思い知らされた。想定外の集中豪雨が各地で頻繁に起きている。</p>	

意見 番号	意見の概要	事業者の見解
1-38	<p>事業計画地の周囲 50mは、緑地帯を設ける事を厳守すべきである。</p> <p>調整池などとされている場所の西の水田に、集会所建設計画の噂が流れている。隣接する地元住民に相談はないので単なる噂なのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 準備書に集会所の記載はない。準備書に記載された以外に事業地内での建物の建設計画はあるのか。あるとすれば、準備書に対しての住民意見を聞くシステムが十分発揮されていないことになる。準備書に提示されていない建設計画があるとすれば、環境影響評価準備書告示の段階までさかのぼり追加計画の縦覧を市民にすべきである。 事業計画地の周囲 50mは、緑地帯を設ける事になっている事から、建設はできない場所のはずである。水田を埋め立てて箱物を作るのはやめるべきである。 噂の集会所の建設場所は、谷津田の美しい景観が広がる場所である。事業計画では、多くの美しい景観が消滅する。これ以上景観を壊すべきでない。 集会所は、下山の町中で既に造成されている空き地を探して建設すべきである。 集会所建設計画の噂のある近くに田代中央集会所や田代集会所がある。田代中央集会所は、22年度は15回しか使用されておらず、共用することは不可能ではない。地元と協議されこれ以上、事業地内の水田を改変し箱物を作るべきでない。 	<p>景観への配慮から、施設については、対象事業実施区域の中央部に配置するとともに、原則として施設周囲に50m以上の残置森林等を配置しました。</p> <p>なお、本事業では、集会所の建設は計画していません。</p>
1-39	<p>構内の移動は歩くべきである。テストコースでは、常に87台が走行するようであるが、これ以上のCO₂発生抑制のためにも、構内の移動は、シャトルバスか、下山のスローライフにあわせて歩くべきである。</p>	<p>構内（東西約5km、南北約2km）の移動については、構内循環バスの運用を計画しています。</p>
1-40	<p>評価書の作成に当たり、1/2,500の地形図に土地利用計画図を記入した地図を作り公開すべきである。</p> <p>方法書についての知事意見では、「現在の地形や樹林地水系を活かすよう配慮すること」とあるが、準備書の土地利用計画図には、等高線の記載と土地利用計画図が別々に記載されているために、地形や水系との位置関係がわかりにくくどのような配慮がされているか確認できない。</p> <p>よって、至急、1/2,500の地形図に土地利用計画図を記入した地図を作り、公開すべきである。</p> <p>また、評価書の作成時においても、山、谷、水田等の地形が明確に分かる等高線の1/2,500の地形図に土地利用計画図を記入した地図を作り、現在の地形がどのように改変されるのか、どのように地形や水系に配慮しているか明示すべきである。</p>	<p>図については、内容を考慮し、適切な縮尺で記載していると考えています。</p> <p>なお、環境影響評価準備書（以下「準備書」とします。）の作成に当たっては、専門的な内容が多く、かつ、膨大なデータ類となることから、内容を精査し記載するよう努めています。</p>
1-41	<p>水質管理値の表中の管理値に*3で注4がついており「排水処理施設からの放流水の水質を対象とする。」と、勘違いさせる表現となっている。環境学習センター及び管理倉庫棟と蕪木トイレの合併処理浄化槽については異なることをわかるように表題を「排水処理施設についての水質管理値」と修正すべきである。</p>	<p>水質管理値は、研究開発施設等の排水計画として準備書に記載しています。</p> <p>表の水質管理値は、排水処理施設を対象としているため、環境影響評価書（以下「評価書」とします。）では、よりわかりやすくなるよう記載します。</p>
1-42	<p>里山や湿地の開発工法として、環境に配慮した最新の工法が既に存在している。工法選択には、十分な事前調査と検討をなされることを要望する。</p>	<p>工事の実施に当たっては、環境負荷の低減や自然環境に配慮した技術をできる限り導入します。</p>
1-43	<p>造成の法面への緑化について、基材吹きつけによる張芝を持ち込むべきでない。</p> <p>下山の土壌を残せば、自然に地元の山野草が生えてくる。</p>	<p>造成法面等及び施設周辺の緑化については、現存植生等を考慮し、できる限り改変に伴う表土を保存し造成法面等及び施設周辺に活用するとともに、対象事業実施区域に自生している樹木やその種子から苗木を育て活用します。</p>

意見 番号	意見の概要	事業者の見解
1-44	造成工事の緑化工事で「造成した法面に樹木の苗を植栽し、植生基材吹付けは、緑化基材を吹き付けます。」とあるが、事業計画策定時における環境配慮事項で「緑化にあたっては、現存植生等を考慮し、できる限り改変に伴う表土を保存し造成法面等及び施設周辺に活用するとともに、対象事業実施区域に自生している樹木やその種子から苗木を育て造成法面等及び施設周辺に活用する」とあることと矛盾しないよう、表現を修正すべきである。まさか、万博のように造成法面には芝生や園芸品種を植えるわけではないと思うが。	造成法面の緑化工事については、主な作業内容を示したものであり、造成法面には主に樹木の苗を植栽し、植栽が困難な切土法面には緑化基材を吹き付けます。なお、緑化にあたっては、現存植生等を考慮し、できる限り改変に伴う表土を保存し造成法面等及び施設周辺に活用するとともに、対象事業実施区域に自生している樹木やその種子から苗木を育て活用します。
1-45	周辺河川への影響について 保水力の低下が予想される。今でも郡界川の水位が上がる時がある。局地的豪雨も珍しくなくなった昨今だが近くの川への影響はないのか。	環境影響評価の実施にあたっては、環境影響の回避・低減の観点から当初の土地利用構想を大幅に見直し、施設規模を最大限縮小しています。 なお、土地利用構想は、これまで3度の見直しを行い、改変面積を当初の約410haから約270haへ大幅に削減し、結果として、造成緑地を合わせ、対象事業実施区域の7割を超える面積を残置森林等としています。 土地利用計画において、調整池は、開発に伴う雨水流出の抑制を行うため必要な施設であり、各法令の基準に適合した計画としています。
1-46	造成工事の橋梁・トンネル工事では、発破について触れていないが、トンネル工事で発破を行うことはないのか。	トンネル工事は、機械掘削による施工を計画しています。
1-47	動物の移動経路の確保について、できる限りアニマルパスを設置するとあるが、その利用対象動物を明示し、どのような対策をするのか詳細を明らかにすべきである。アニマルパスは、小型哺乳類、は虫類、両生類を考えたものにし、それぞれの生き物が、作られたトンネルなどをどのようにしたら通することができるのか、調査研究して有効なアニマルパスにすべきである。 また、道路や法面の下部に設ける側溝は深さが重要である。深ければ落とし穴に等しく、垂直の壁を上ることのできない生物は、日干しにされたり雨で流されたりして死んでいく運命にある。側溝の形状を、モグラやネズミ、カエルやヘビなどが落ちて逃れられるような構造にしたり、側溝の随所に這い上がれるスロープを設けたりする必要がある。また、側溝にミミズが落ちるとまず上れないので、法面側に低い網で落ちないような柵を設ける必要がある。	動物の移動経路の確保については、残置森林等とのつながりを考慮し、テストコース及び管理用道路の一部はトンネル化・橋梁化するとともに、アニマルパスを設置します。アニマルパスは、管理用道路により分断された残置森林等を結び小型哺乳類などが移動できるアンダーパス方式を設置する計画としています。 また、更なる環境配慮として、施設内の排水側溝等は、小動物が落下したときに這い出せるような斜路の設置を引き続き検討していきます。
1-48	ビオトープについて、具体的なイメージ図と生態系を示すべきである。	蕪木地区の調整池等において、調整池を利用したビオトープの整備を実施していきます。 調整池から源流域に連なる区域において、現況の谷津地形及び植生を活かした湿地環境を、近自然工法の考え方をを用いて保全・復元します。
1-49	事業計画策定時における環境配慮事項で『「トヨタ使用禁止物質」に記載されている物質は使用しない』としながら、すぐその後で『有害物質、特定悪臭物質等の取り扱いにあたっては、適切な処理を行った上で屋外へ排出する。』とあるのは矛盾するのではないのか。 トヨタ使用禁止物質に有害物質、特定悪臭物質等は含まれないのか。結論として、研究施設等で使用する有害物質は何なのか明記すべきである。	トヨタは、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号。）やWHO（世界保健機関）の毒性データベース等を参考に、カドミウムなど400種以上の物質を使用禁止物質として定めています。 また、使用禁止物質以外にも、PRTR（環境汚染物質排出移動登録）指定化学物質などは管理物質として、使用量の管理を行い適切な処理を行います。 アンモニアなど大半の特定悪臭物質に関しては、使用禁止物質には指定していませんが、特定悪臭物質を含む物質の新規導入時には、事前に臭気の評価をしながら採用可否の判断を実施していきます。

意見 番号	意見の概要	事業者の見解
1-50	事業計画策定時における環境配慮事項で「排水処理施設・・・排水基準値より厳しい自主管理値を設定し」とあるが、水質管理値の表中の管理値（自主管理値、水質管理値、管理値は定義を統一する必要がある。）のなかで、基準値の 1/10 や 1/2 が混在するのはやむを得ないがその理由を明記すべきである。	管理値については、地域特性に応じ、個別の項目ごとに設定しています。対象事業実施区域は流域に位置し、排水は主に生活系排水のため、窒素及びリンについては特に配慮した管理値としています。 なお、管理値については、今後、関係者と協議し、排水処理施設の詳細計画を固めていく中で、更なる低減を図っていきます。
1-51	事業計画策定時における環境配慮事項で「排水処理施設・・・排水基準値より厳しい自主管理値を設定し」とあるが、1,2-ジクロロエタン、ホウ素及びその化合物の 2 項目は基準値そのものであるため、環境配慮事項の表現は虚偽となる。この 2 項目については自主管理値を下げるべきである。	1,2-ジクロロエタン、ホウ素及びその化合物の 2 項目の管理値については、今後、関係者と協議し、排水処理施設の詳細計画を固めていく中で、更なる低減を図っていきます。
1-52	環境配慮の検討経緯等で、環境アドバイザー会議で「各分野の専門家を構成員・・・5 回開催・・・検討結果は・・・環境配慮に反映」とのことだが、その構成員 9 名中 5 名は、環境影響評価方法書、環境影響評価準備書の審査を行う愛知県環境影響評価審査会委員である。審査するものが審査される側の会議に参加するという、通常は想定できない状況になっている。この 5 名の審査会委員の見識を疑うものである。審査される側の会議への参加要請があっても断るのが最低限の節度ではないか。県の事務局はどのように考えているのか、それともそうした事実を知らなかったのか。	本事業の実施に当たっては、トヨタが環境アドバイザー会議を設置し、各分野の専門家から、最新の知見を基に、計画の構想段階から環境配慮の取組について、指導及び助言を得て、事業計画に反映しました。本環境影響評価の審査においては、他の愛知県環境影響評価審査会委員とともに、準備書の内容について審査され、必要に応じ意見を述べられるものと考えています。
1-53	環境配慮事項を確実に実施するとしている。しかし、工事中は「低騒音型の機械を採用する」など、あいまいな表現が目立ち、どれほどの低減につながるのか不明である。低騒音型と通常型を比較し、どれほど騒音が少なくなるのか、数値で示すべきである。また、アセス書では「配慮する」と記述していても、実際の工事現場では「配慮」されない、「配慮」しきれない可能性があるため、環境への配慮を確実に実行する手法を示すべきである。	環境配慮事項については、土地利用、施設配置、施設規模等の事業計画の構想段階において、回避・低減の面から様々な環境配慮事項を検討しています。 また、これらの環境配慮事項は確実に実施します。 なお、低騒音型の建設機械とは、旧建設省による通達「低騒音型低振動型・建設機械指定要領」に基づく指定を受けた建設機械で、従来型のものに比べて、ブルドーザで 10 デシベル程度、油圧ショベルで 8 デシベル程度の騒音の低減がなされています。
1-54	工事中、供用後について、廃棄物の搬出先、搬出ルート、搬出頻度はどうなっているのか。そして、その運搬による環境影響と保全措置はどうなっているのか。	工事関係車両及び施設関係車両の主要な通行ルートは、国道 301 号や県道東大見岡崎線などとしており、廃棄物の搬出についても同じ通行ルートで、廃棄物処理施設などに搬出します。 また、廃棄物の搬出車両については、工事関係車両及び施設関係車両に含めており、その影響も含めて大気質、騒音及び振動の予測及び評価を実施しています。
1-55	木質系バイオマスをはじめとする、バイオマス・エネルギーを含めてエネルギー計画をするべきである。現在のエネルギー利用計画では、電気（太陽光発電も含む）、天然ガス、ガソリン、軽油しか挙げられていないが、敷地内で行われる森林整備や草地管理等で発生する除間伐材や刈り草を産業廃棄物とするのではなく、敷地内で燃料としても活用する計画を立てるべきである。	バイオマスエネルギーの利用に関しては、対象事業実施区域内の間伐材をペレットやチップ等にし、暖房に利用するなど、バイオマス資源の利活用を引続き検討していきます。

意見 番号	意見の概要	事業者の見解
2. 対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況に関する意見		
2-1	<p>環境の保全を目的とする法令等・・・その他の環境保全に関する施策の内容で、環境基準、規制基準、その他（愛知県環境基本計画、愛知地域公害防止計画）が紹介されているが、愛知県が定めている「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導要領」及び「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」ぐらひは追加記載し、その精神を汲んだ内容を環境保全措置等に取り入れるべきである。</p>	<p>環境の保全を目的とする法令等により指定された地域、その他の対象及び当該対象に係る規制の内容、その他の環境保全に関する施策の内容は、対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況として、環境関係法令等による規制等の状況を取りまとめました。なお、事業の実施に当たっては、愛知県が定めている指導要領等を遵守します。</p>
2-2	<p>イノシシ被害状況を詳細に把握し有害鳥獣対策を工事前に実施すべきである。</p> <p>イノシシ、アライグマ、ハクビシン、サル、シカなどの出没が多発している。</p> <p>当家の裏山にもクズの根が好物のイノシシが現れて大きな穴を掘られた。周囲の植物もなぎ倒されてしまった。ごみを入れた袋は、アライグマに散らかされる。野菜は、ハクビシンに食べられている。手間隙かけた畑が一晩で無に帰するのである。サルもきている。</p> <p>水田ばかりでなく畑にまでイノシシ避けの電気柵を設置している農家もある。様々の対策が講じられているがどれも大変な労力と資金が必要である。高齢の方が苦心してイノシシ捕獲のための檻を設置している姿を見ると胸が痛む。奥地で開発が進みサル、イノシシ、タヌキ、シカなどが人里に移動し、田畑をあらず事に農家が頭をかかえているところが日本各地にあるが、有効な手段は、見つかっていない。269haもの改変地域に住んでいるイノシシ達は、確実に行き場をなくし周辺の民家に出没する。彼らの棲みかや餌をどのように確保、保全されるのか。どんぐりの木を植えるくらいでは対応できない。工事が始まれば確実にドングリも減るから。</p> <p>彼らの餌場は、周辺の田畑や民家になり被害はいつそう増える事は間違いない。</p>	<p>鳥獣被害については、その状況を把握し、準備書に記載しています。</p> <p>鳥獣対策については、地元の方々と相談しながら、対象事業実施区域内の森林等の適切な維持管理方法を検討していきたいと考えています。</p>
2-3	<p>イノシシ、アライグマ、ハクビシン、サル、シカ等の被害状況を詳細に把握すべきである。</p> <p>準備書には、広域の被害調査があったが、被害を受けるのは近くの住民である。現在よりさかのぼってイノシシやアライグマ達の被害を各戸に聞き取り調査し詳細に把握すべきである。今後、起きるだろう被害拡大を正確に比較対応するために調査をお願いする。もちろん工事の後の調査も必要である。</p> <p>広大な 660haの事業地内に棲むサルやイノシシたちは、棲みかを追われることになる。事業地内にどれくらい棲んでいるのか調査すべきである。</p> <p>準備書についての説明会でもイノシシ対策の質問がされたが、皆さんと相談して対策を講じていきたいという企業庁の回答であった。未だ企業庁に有効策が無いような回答であったが、住民生活に直結した問題である。被害対策についてどのような計画を考えているのか。有効策を工事が始まる前に立てて実施すべきである。</p> <p>（一案）十分な解決にはならないと思うが、イノシシの肉を下山の名産にする。トヨタの社員も加わって住民と一緒に協働で売り出す、社員食堂で定番料理にするなどしてはどうか。</p>	

意見 番号	意見の概要	事業者の見解
3. 環境影響評価方法書についての意見及び事業者の見解に関する意見		
3-1	<p>方法書に対し『対象事業実施区域の境界は、今後の土地利用計画の検討状況等により、順次確定していく。』というあいまいな事業区域では、調査方法の修正が必要な場合が出てくるため、事業区域を確定してから方法書への意見を求めるべきである。』との意見を提出したが、見解は「調査、予測及び評価によって得られた情報を基に、区域が精査され、又は必要に応じ変更されることを想定しています。」ともっともらしい見解である。こうしたことをしたければ、戦略アセスメントの考え方をを用いるべきである。すでに環境省は2007年4月5日に戦略的環境アセスメント導入ガイドラインについて「貴都道府県・政令指定都市における環境影響評価条例対象事業等の実施に枠組みを与える計画のうち事業の位置・規模等の検討段階のものについて、本ガイドラインを参考にSEAの取組を進めて頂くようお願いいたします。」と通知している。その後、落ち着いて現行の環境影響評価制度に基づく方法書から始めれば良い。すくなくとも、あいまいな事業区域では、調査方法の修正が必要な場合が出てくるとの意見に対して見解を示すべきである。</p>	<p>「対象事業実施区域の境界は、今後の土地利用計画の検討状況等により、順次確定していく。」とは、対象事業実施区域の詳細な敷地境界線の確定を行っていくという意味で対象事業実施区域の位置の変更（移動）とは異なるものです。</p> <p>準備書においては、環境影響評価方法書（以下「方法書」とします。）に記載した対象事業実施区域から一部縮小がありますが、調査方法等の修正が必要になる変更はありませんでした。</p>
3-2	<p>方法書に対し『土地利用構想で研究開発施設等の概要が記載してあるが、どのような環境影響評価調査が必要かを判断できる材料になっていない。県環境影響評価条例の造成事業だから、造成に伴う環境影響評価だけを簡単に検討しようというだけでは不十分である。少なくとも研究開発棟、実験棟の規模、内容、使用薬品・物質、汚染負荷量の予定を記載すべきである。内容によっては今からの調査方法の内容に影響を与える。』との意見を提出したが、見解は「方法書では、その時点での計画に基づき記載しましたが、準備書では、実験棟等の研究開発施設の規模等を具体的に記載しました。」とある。さすがに愛知県知事も「環境影響評価の実施にあたっては、テストコースを含む研究開発施設に係る環境影響評価の予測に必要な熟度の諸元を得て適切に行うこと」としたが、これでは準備書ではなく方法書である。調査方法の問題が明らかな場合は再調査をすべきである。</p>	<p>本事業は、愛知県環境影響評価条例（平成10年愛知県条例第47号。以下「条例」とします。）の環境影響評価を実施する対象事業のうち、工業団地の造成の事業（75ha以上）に該当するため、用地造成工事を実施する愛知県（企業庁）が環境影響評価を実施しています。また、用地造成工事が完了した区域から順次、トヨタが施設建設工事を実施し、施設を供用します。このため、環境影響評価の実施にあたっては、用地造成工事のほか、テストコースを含む研究開発施設の建設工事及び供用に係る諸元をトヨタから得て、適切に予測及び評価を実施しています。</p>
3-3	<p>方法書に対し『雨水排水は「流末に設置する調整池において流量調整を行ない、周辺河川へ放流する計画である」とあるが、流末の位置、数、調整池の規模などを明記すべきである。水質汚濁防止法では特定施設を有する事業場の敷地からの雨水排水に対しても規制基準が適用されるため、調整池だけでは不十分な場合がある。このためにも事業内容を具体的に明記すべきである。』との意見を提出したが、見解は「準備書では、調整池の位置、規模等を具体的に記載しました。また、施設からの排水についても具体的に記載しました。」とある。しかし、調整池の計画容量、有効水面積はあるが、重要な深さが隠されており、深すぎて有効に機能するかさえ判断できない。</p>	<p>工事中の水の濁りの予測においては、沈砂池で除去される土粒子の分離効率、「有効水面積」を用いて設定しています。</p> <p>また、調整池容量には堆砂分を見込んでおり、除去機能が維持できるものと考えています。</p> <p>なお、これらの調整池については、機能が悪化することがないように適切に維持管理していきます。</p>

意見 番号	意見の概要	事業者の見解
3-4	<p>方法書に対し『汚水排水は「汚水処理施設を設置し・・・放流先の河川は・・・郡界川又はその支流の蕪木川とする計画である」とあるが、放流位置さえ未定では調査方法について意見も出せないため、早急に確定した後に意見を求めるべきである。』との意見を提出したが、見解は「準備書では、放流位置等を具体的に記載しました。」とある。予測、評価も済んだ準備書で具体的に記載しても意味がないことに対する反省がない。さすがに愛知県知事も「環境影響評価の実施に当たっては、テストコースを含む研究開発施設に係る環境影響評価の予測に必要な熟度の諸元を得て適切に行うこと」としたが、これでは準備書ではなく方法書である。水質現地調査結果では、全てpH、BOD、T-N、T-Pなどの生活環境項目であり、研究開発施設の放流先の予測地点1の健康項目調査が行われていないのは問題である。健康項目の現地調査を追加すべきである。</p>	<p>調査項目及び調査手法については、排水は生活系の排水であるため、方法書に記載したとおり、水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、全窒素（T-N）及び全リン（T-P）などの生活環境項目の現地調査を実施し、記載しました。</p> <p>また、研究開発施設において、有害物質は、トヨタの使用禁止物質に基づき極力使用しませんが、使用する場合は使用区域を限定し、廃液については、適正に管理し専門業者に処理を委託するとともに、設備用水は循環利用することから周辺河川の水質（健康項目）に影響を及ぼすことはほとんどないと考えています。</p> <p>なお、準備書の水質管理値は、健康項目についても記載しています。</p>
3-5	<p>方法書に対し『環境配慮事項で「水源かん養保安林の指定状況を考慮し、水源かん養保安林を保全する構想としている。」とあるが、事業区域内の水源かん養保安林を全てそのまま残すのか、何割かは伐採するのか不明である。その点を明記すべきである。』『土地利用の状況で「事業実施区域の一部に保安林が存在する。」とあるが、詳細にその位置、面積を記載すべきである。また、この保安林が環境配慮事項でいう「水源かん養保安林」なのかどうか明記し、開発区域との関係（残存させるのか、伐採するのか）も明記すべきである。』との意見を提出したが、見解は「水源かん養保安林については、全て残置森林等の非改変区域として保全する計画としています。保安林については図3-16に示していますが、対象事業実施区域の東南部の保安林が水源かん養保安林で、その他の保安林は全て土砂流出防備保安林です。」とある。この程度のことになぜ、方法書で明記できなかったのか。また、「図 土地利用区分の状況」の保安林位置は非常に細かく不鮮明である。特に地域森林計画対象民有林との区別がつかない。保安林の内訳として水源かん養保安林と土砂流出防備保安林を図示するとともに、それぞれの目的、開発に当たっての注意を、その他の法律による区域等の指定状況に明記すべきである。</p>	<p>対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況として、既存の資料により記載しています。</p> <p>準備書では、保安林として図に示していますが、評価書では、対象事業実施区域の東南部の保安林が水源かん養保安林で、その他の保安林は全て土砂流出防備保安林である旨の記載をします。</p>
3-6	<p>方法書に対し『環境配慮事項で「建設機械はできる限り低公害型の機械を採用する」とあるが、低公害型の機械の定義を明記すべきである。大気、騒音、振動でそれぞれ国土交通省が定めたものか。また、できる限りという限定はやめ、低公害型の機械がある場合は全て採用すべきである。』との意見を提出したが、見解は、低公害型の機械の定義を示したうえで「低公害型の機械の採用に積極的に努めます。」とある。意見の「低公害型の機械がある場合は全て採用すべき」はなぜ、採用できないのか明記すべきである。</p>	<p>建設機械においては、一部の低公害型機械の台数が限られているため、採用が困難な場合が想定されますが、できる限り低公害型の建設機械の採用に努めます。</p>
3-7	<p>方法書に対し『騒音（自動車騒音）の調査結果で「岡崎市において調査地点の一部で要請限度を上回る結果となっている」この状況について、岡崎市は生活環境保全上支障が生じているかどうかについて、どのような判断をし、公安委員会等への要請を行なったかどうかを調査し記載すべきである。』との意見を提出したが、見解はこの点に触れていない。岡崎市に確認すれば済むことをなぜ実行しないのか。岡崎市や公安委員会のなれ合いが暴露されるのがまずいから触れないのではないのか。</p>	<p>対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況として、既存の資料により記載しています。</p> <p>騒音等の調査地点については、対象事業実施区域から10km以上離れており、本事業による直接的な影響はないと考えられることから、その騒音の状況について、入手可能な文献その他の資料により把握した内容を基に記載しました。</p>

意見 番号	意見の概要	事業者の見解
3-8	<p>方法書に対し『地下水の状況で平成 17 年度の結果だけがあるが、調査地点は毎年変更して調査しているはずであり、全体的な状況を把握するには、数年間の調査結果を確認する必要がある。』との意見を提出したが、愛知県知事からも「事業実施区域周辺で地下水の水質汚濁に係る環境基準を超過した事例があることから、・・・地下水質について環境基準項目の調査を実施すること。」と指示されたことから、見解は「地下水の状況については、平成 19 年度から平成 21 年度までの調査結果を記載しました。」とある。しかし、これは概況調査結果をまとめただけであり、重要な地下水汚染を隠している。1999 年度にトヨタグループがいつせいに愛知県に報告したトリクロロエチレン等の有機塩素系化合物が環境基準の何百倍何千倍と超えていた事実がない。この結果、豊田市、岡崎市は汚染井戸周辺地区調査として、毎年調査をし、愛知県がまとめて公表している。岡崎市の福岡町、康生通西、豊田市の野見山町、陣中町、豊栄町、前田町、前山町、明和町、土橋町、鴻ノ巣町、衣ヶ原、細谷町、広久手町、柿本町、寿町、緑ヶ丘、三軒町など多数の井戸で、有機塩素系化合物が環境基準を超えている。トヨタ自動車の本社工場、元町工場、上郷工場、上郷センター、高岡工場、堤工場の全てが土壌浄化は終わったが、地下水対策は実施中である。その事実と汚染地域の位置、回復の可能性についてトヨタ自動車に確認して記載すべきである。</p>	<p>地下水の状況については、平成 19 年度から平成 21 年度までの調査結果について、岡崎市環境白書、豊田市の環境調査報告書を基に記載しました。</p> <p>また、個別の事業場等における調査・対策等については、対象事業実施区域から 10km以上離れており、本事業への直接的な影響はないと考えられることから記載していません。</p> <p>なお、本事業においては、燃料等の貯蔵施設については、地下浸透を未然に防止するため、貯蔵タンクの二重化などの設備的対策と液面管理などの日常点検を徹底するとともに、定期巡回により走行車両からの油漏れがないことも確認するため、周辺の土壌に影響を及ぼすことはないと考えています。</p>
3-9	<p>方法書に対し『大気汚染の現地調査地点が周辺地域の 1 地点として事業区域の北側を選んでいるが、北西の卓越風に対して将来の事業区域の影響をより大きく把握できる、事業区域の南側でも実施すべきである。』との意見を提出したが、見解は「大気質・気象の現地調査地点については、対象事業実施区域及びその周辺地域を代表する地点として豊田市役所下山支所を選定しました。」と方法書から変わらない。北西の卓越風に対して将来の事業区域の影響をより大きく把握できる事業区域の南側でも実施すべきとの意見に誠実に答えるべきである。</p>	<p>豊田市役所下山支所は対象事業実施区域の北側に位置していますが、地形的・位置的にも、周辺を代表して気象（風向・風速・気温・湿度等）及び大気質を調査することができる地点と考え、気象及び大気質の現地調査地点として選定しました。</p> <p>また、対象事業実施区域周辺には大気環境に影響を及ぼすと考えられる施設等はなく、豊田市役所下山支所における調査で、本地域を代表する現状の環境濃度が把握できるものと考えています。</p> <p>なお、予測範囲は、トヨタのテストコースが設置・運用されることにより、大気質濃度が変化すると想定される地域（東西約 7.5km、南北約 4km）としています。</p>
3-10	<p>方法書に対し『降下ばいじんの調査地点が大気現地調査の 1 地点だけでは不十分である。工事中の搬出入車両の影響を考え、交通量、騒音、振動を調査する 7 地点で行なうべきである。』との意見を提出したが、見解は「降下ばいじんの現地調査地点については、対象事業実施区域及びその周辺地域を代表する地点として豊田市役所下山支所を選定しました。」と方法書から変わらない。降下ばいじんは車両の走行状況に大きく左右されるため、搬出入車両の影響を考え、交通量、騒音、振動を調査する 7 地点で行なうべきであるとの意見に誠実に答えるべきである。</p>	<p>豊田市役所下山支所は対象事業実施区域の北側に位置していますが、地形的・位置的にも、周辺を代表して気象（風向・風速・気温・湿度等）及び大気質を調査することができる地点と考え、気象及び大気質の現地調査地点として選定しました。</p> <p>また、対象事業実施区域周辺には大気環境に影響を及ぼすと考えられる施設等はなく、豊田市役所下山支所における調査で、本地域を代表する現状の環境濃度が把握できるものと考えています。</p> <p>なお、工事車両のタイヤ洗浄等を徹底することから、工事車両による降下ばいじんへの影響は極めて小さいと考えています。</p>

意見 番号	意見の概要	事業者の見解
3-11	<p>開発地内の湿度と気温の観測地点をふやして継続して測定すべきである。</p> <p>これまで下山支所だけで測定をされているが、ここは、開発地より離れている。大気質の観測地点のK-1～K-8 までと希少種の生息が確認されている地点近くで測定すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 方法書の知事意見をふまえ「地域改変、造成地及び工作物存在による樹木の伐採に伴う二酸化炭素吸収源の減少」及び「環境に付加を与える活動」による温室効果ガス等の発生が考えられることから環境影響評価の項目に新たに温室効果ガスが追加されている。 気象庁HPに次のような記載がある。20 世紀に入ってから急速に、二酸化炭素、メタン、などの温室効果ガスが増加しこれがもたらす地球温暖化は、自然の生態系や人間社会に大きな影響を及ぼし、人類の生存基盤を揺るがす問題となっている。二酸化炭素(CO₂) は、地球温暖化に及ぼす影響がもっとも大きな温室効果ガスである。人間活動に伴う化石燃料の消費とセメント生産および森林破壊などの土地利用の変化が、大気中の二酸化炭素濃度を増加させつつある。工業化時代以前からの大気中の二酸化炭素濃度の増加の 75%以上が化石燃料の消費やセメント生産によるものである。残りの増加は、農法の変化による寄与を含めて、森林破壊を主とした土地利用変化によるものである。これらの増加はすべて人間の活動に起因している。 湿度が下がると樹木などの含水量が低下し、乾燥化が進み山火事が多くなる。豊かな自然を維持していくことができる土壌もできなくなる。人間にとっても乾燥は、大敵である。唇のひび割れや乾燥肌などを引き起こしたり、風邪のウイルスが、活発になり風邪を引きおこす原因になる。 下山は、起伏に富んだ山々からなり、湧水があり谷津田や湿地、河川を形成し、湿潤で澄んだ空気のおかげで多様な植物や生物が生息している。現在の湿度と気温を維持することは、下山に生息する動植物の繁殖や成長に影響すると共に、地区に住む住民の健康に大きな影響を及ぼすと考えられる。 <p>開発地域から離れた場所での測定は意味がない。二酸化炭素がもたらす温暖化と森林伐採による乾燥化は、環境に大きな影響を及ぼす。よって湿度と気温の観測地点を増やし定期的に測定すべきである。</p>	<p>豊田市役所下山支所は対象事業実施区域の北側に位置していますが、地形的・位置的にも、周辺を代表して気象（風向・風速・気温・湿度等）及び大気質を調査することができる地点と考え、気象及び大気質の現地調査地点として選定しました。</p> <p>また、対象事業実施区域周辺には大気環境に影響を及ぼすと考えられる施設等はなく、豊田市役所下山支所における調査で、本地域を代表する現状の環境濃度が把握できるものと考えています。</p> <p>なお、造成法面及び施設周辺はできる限り樹木により緑化します。</p>
3-12	<p>方法書に対し『土壌環境の調査地点が「予測、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点」というあいまいな表現であるが、地点数、調査項目ぐらいは記載すべきである。地図でも周辺地域を大きく囲んで調査範囲が示してあるだけであるが、大気、水質、騒音、振動と同様に調査地区を具体的に図示すべきである。』との意見を提出したが、見解は「対象事業実施区域内の 10 地点において、有害物質による汚染状況の現地調査を実施しました。」とある。しかし、改変予定地のうち、東地区のテストコースでの調査が不足している。地点 7、8 は改変予定地ぎりぎりであり、地点 10 がかろうじて改変予定地となりそうである。もしこの改変予定地に有害物質が含まれ、切土を盛土としてどこかに移動する際に問題を起こさないよう、十分な土壌の事前調査が必要である。</p>	<p>過去の土地利用の状況で有害化学物質を取り扱う事業所の立地がないことを確認した上で、土壌環境の現地調査地点は、対象事業実施区域の全体的な土壌の状況を把握できるよう選定・調査しました。</p>

意見 番号	意見の概要	事業者の見解
3-13	方法書に対し『景観資源等の現地調査が夏、冬に各 1 回調査を行うとあるが、秋の紅葉、春の若葉の状況が把握できるよう、春夏秋冬の調査を行なうべきである。』との意見を提出したが、見解は「落葉し樹林内の見通しの良い冬と、樹木が生い茂る夏に現地調査を実施しました。」とある。なぜ、秋の紅葉、春の若葉を調査しなくてもいいと判断したかを明記すべきである。主要な眺望景観の状況で地点 2 では「モザイク状に茂る落葉広葉樹により季節変化がある。」と落葉広葉樹により季節変化を考慮していることにも反する。	眺望景観については、落葉広葉樹による季節変化があることから、葉（緑）がなく、また樹林内の見通しの良い冬と、樹木に葉が生い茂り、また田畑や法面等についても草が生え、緑豊かな夏の 2 季を対象として調査・予測を実施しました。
3-14	方法書に対し『トヨタ自動車が「手狭となった本社技術ゾーンに加え新たな研究開発拠点を早期に確保するため・・・本県に対して開発・造成の要請がなされた」とあるが、トヨタ自動車が独自に開発・造成しようとする早期に確保できない理由を明記すべきである。』との意見を提出したが、見解は「愛知県公営企業の設置等に関する条例に位置づけられた事業で、本県の産業振興と地域の活性化に資することを目的としています。」と、愛知県の立場を繰り返すだけである。トヨタ自動車が独自に開発・造成しようとする早期に確保できない理由をトヨタ自動車に確認し、その内容を記載すべきである。	愛知県は、モノづくりの集積地であり、とりわけ自動車産業は、基幹産業として極めて重要な役割を担っています。一方、産業のグローバル競争や、全国の自治体間での企業誘致競争が激化する中であって、愛知県が引続きわが国経済をリードする産業中核地域として発展していくためには、有望分野の企業の立地を戦略的に進めていく必要があります。 また、トヨタにおいては、次代を担う先行開発、中でも環境・安全・エネルギーに関する技術の研究開発の充実が急務となっており、その対応として本社地区の開発強化を図ることが必要になっています。 本事業は、こうした状況を踏まえ、自動車産業の研究開発施設用地を造成することにより、モノづくりの技術革新を支える研究開発機能の集積を促進し、本県の産業振興と地域の活性化に資することを目的としています。
3-15	方法書に対し『本来はトヨタ自動車が独自に開発・造成、「環境との調和」は配慮すべきであるし、「各種土地利用規制との調整」は行なわざるを得ないし、「周辺の基盤整備」の名目で岡崎市と豊田市を巻き込んで県に要請させるのは本末転倒である。』との意見を提出したが、見解は「愛知県公営企業の設置等に関する条例に位置づけられた事業で、本県の産業振興と地域の活性化に資することを目的としています。」と、愛知県の立場を繰り返すだけである。各種土地利用規制との調整をトヨタ自動車に行わせるべきである。	なお、本事業は、平成 19 年 3 月に愛知県公営企業の設置等に関する条例（昭和 55 年愛知県条例第 3 号。）に位置付けられた内陸用地造成事業です。
3-16	方法書に対し『トヨタ自動車の要請により「本県の産業振興と地域の活性化に資することを目的として」県が開発・造成を肩代わりするのはおかしい。高度成長期の大企業優先の県政に逆戻りするのは許されない。』との意見を提出したが、見解は「愛知県公営企業の設置等に関する条例に位置づけられた事業で、本県の産業振興と地域の活性化に資することを目的としています。」と、愛知県の立場を繰り返すだけである。県が開発・造成を肩代わりする制度は廃止すべきである。	
3-17	方法書に対し『「対象事業実施区域の境界は、今後の土地利用計画の検討状況等により、順次確定していく。」というあいまいな事業区域設定は、開発用地の買い上げや借上げの困難さを伺わせる。そのような面倒な手続きを税金を使って県職員に行なわせるような手法は取るべきではない。』との意見を提出したが、見解は「愛知県公営企業の設置等に関する条例に位置づけられた事業で、本県の産業振興と地域の活性化に資することを目的としています。」と、見当違いの見解である。県が開発・造成を肩代わりする制度は廃止すべきである。	

意見 番号	意見の概要	事業者の見解
3-18	<p>方法書に対し『「対象事業実施区域の境界は、今後の土地利用計画の検討状況等により、順次確定していく。」というあいまいな事業区域設定は、開発用地の買い上げや借り上げの困難さを伺わせる。土地の権利者は何人いて何筆あるのか、そのうち不在地主は何人かなどの情報を明記すべきである。』との意見を提出したが、見解は「愛知県公営企業の設置等に関する条例に位置づけられた事業で、本県の産業振興と地域の活性化に資することを目的としています。」と、見当違いの見解である。権利者、不在地主などの情報を明記すべきである。</p>	<p>方法書及び準備書は、条例及び環境影響評価指針（平成 11 年愛知県告示第 445 号。以下「指針」とします。）に基づき、記載するものとされている事項を適切に取りまとめています。</p>

意見 番号	意見の概要	事業者の見解
4. 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に関する意見		
4-1	<p>車が 3,500 台も入ってくるそうだが、酸性雨の調査はするのかわかるか。</p> <p>酸性雨は生態系や農作物に影響を与える。地形、風向き、風力などを考えて旧小学校など（集落のある所）での調査をすべきである。</p>	<p>酸性雨は、化石燃料などの燃焼で生じる硫黄酸化物や窒素酸化物などに起因するpHの低い雨ですが、本事業の実施に伴う車両からの窒素酸化物濃度は 0.001ppm未満とごくわずかであることから、本事業による影響はほとんどないものと考えています。</p>
4-2	<p>環境影響評価の項目の選定理由で、大気中の窒素酸化物、浮遊粒子状物質、騒音、振動について、「工作物の供用においては、研究開発施設のガスエンジン等の・・・」と対象が曖昧に表現してあるが、いずれも、固定発生源のガスエンジン、移動発生源のテストコース走行車両については、予測の対象としており、予測手法も異なるのだから、「工作物の供用においては、固定発生源の研究開発施設のガスエンジン等及び移動発生源のテストコース走行車両等の・・・」と明記すべきである。</p>	<p>環境影響評価の項目の選定理由において、大気質、騒音及び振動の選定理由で記載した「ガスエンジン等」は、工作物の供用による影響があると考えられる発生源を例示的に示したものです。</p> <p>なお、予測対象とした各発生源は、各項目の予測に記載しています。</p>

意見 番号	意見の概要	事業者の見解
5 調査結果の概要並びに予測及び評価の結果に関する意見		
(1) 生活環境（大気質、騒音、振動、水質、地下水）		
5.1 -1	既に浮遊粒子状物質が基準を超過しているながらも、工事や供用による寄与度は小さく影響は小さいとして済ませている。もともと基準を超過しているようなところで事業をすべきでない。他のアセスでもこういう記載がよく見られるが、これでは結局、どこでも何でも開発可能でアセスの意味はない。	浮遊粒子状物質が基準を超過している原因は、黄砂による短期的な影響と考えています。なお、本事業の実施による浮遊粒子状物質への影響は極めて小さいものとなっています。
5.1 -2	環境影響評価項目の大気質、調査、予測及び評価に、「PM2.5」を加えること。 一昨年9月9日、「PM2.5」（微小粒子）の環境基準が新たに設定された。新基準の環境影響評価について、昨年6月3日の環境省総合環境政策局長交渉で担当者は「アセス審査では、自発的に測るようには必ず事業者をお願いしている」と答えている。 にもかかわらず、当環境影響評価準備書には全くふれられていない。 PM2.5は、ぜん息の呼吸器疾患の発症・増悪の原因のみならず、肺がんの原因、心筋梗塞など心臓病の原因、循環器疾患での死亡率の増加が明らかにされている。これだけの健康影響が明らかにされており、環境省の担当者が「必ず・・・お願いしている」ことを無視し、PM2.5を評価項目からはずすことは断じて許されない。	微少粒子状物質（PM2.5）については、環境基準が設定されたことから、対象事業実施区域周辺における現況濃度の調査を実施しました。その結果は環境基準値（日平均値）を下回っています。 なお、PM2.5は、予測に必要な建設機械等の排出量や、二次生成過程・生成量などに不明な点が多く、現時点での予測は困難であると考えています。
5.1 -3	大気質の評価結果で、「事業者の実行可能な範囲内のできる限り回避・低減されていると評価できます。」とあるが、工事車両の時間的、工期的分散化が検討されていない。また、固定発生源としてのガスエンジンの低NOx対策も不明なため、このような評価はできない。環境保全措置を再検討すべきである。	工事の実施においては、工事車両の運転者に対し走行ルートや搬出入時間の遵守を指示する等の時間的な対応や、施設建設を分散化するなどの工期的な対応を確実に実施します。 また、施設の供用においては、コージェネレーションシステムの導入や高効率の空調・照明機器等の利用など、省エネルギー化を確実に実施します。 なお、予測におけるガスエンジンの窒素酸化物排出濃度はディーゼル機関、ガスタービン、ガス機関及びガソリン機関設置指導指針に基づく指針値である200ppmとしていますが、今後、機種選定に当たっては、建設時点で開発されている低NOx型のガスエンジンを採用するなど、更なる低減を図ります。
5.1 -4	大気質の工事車両の予測条件で将来交通量が記載してあるが、小型と大型だけであり、二輪車が欠落している。例えば、地点R-1の工事着工後150か月目では、大気予測で一般車両の小型3,063台/日、大型613台/日であるが、騒音予測ではこの小型、大型の他に、二輪107台/日がある。自動二輪車からの排出ガスはないということか。	自動車からの大気汚染物質の排出量は、自動車の重量により変化し、重いほど多く排出されます。従って、二輪車からの排出量は小型車及び大型車に比べて小さいため、大気質の予測において、一般的に考慮していません。

意見番号	意見の概要	事業者の見解
5.1-5	<p>大気質の工事車両の予測結果で、1時間値が極端に大きすぎるため、環境保全措置を再検討する必要がある。地点R-1では一般車両の0.0919kg/時/kmに対し、工事関係車両は0.1743kg/時/kmと2倍近い。このときの150か月目の台数を確認すると、8～9時に小型車が861台とある。小型車は6～7時に98台、7～8時に835台、9～10時は186台であるので、環境配慮事項にある時間の「分散化」により「工事車両の運転者に対し・・・搬出入時間の遵守を指示する。」は、工事の関係者の通勤に対しても適用することとして「工事車両の運転者に対し・・・搬出入時間の遵守を指示するとともに、工事の関係者の通勤時間も分散して指定し、その時間の遵守を指示する。」と修正し、確実に実行させるべきである。</p>	<p>環境影響評価の実施に当たっては、環境影響の回避・低減の観点から当初の土地利用構想を大幅に見直し、施設規模を最大限縮小しています。</p> <p>また、工事関係車両の運行は効率化・分散化することとし、工事車両の運転者に対し走行ルートや搬出入時間の遵守を指示する等の環境配慮を行います。</p> <p>さらに、環境保全措置として、工事計画の詳細設定に当たって、工程の調整を行い、積載量の最適化や資材等の搬入車両と廃棄物等の搬出車両の兼用等による工事関係車両台数の削減、また、その運行に当たっては、急発進、急加速を避けるなどのエコドライブの徹底を確実に実施します。</p>
5.1-6	<p>大気質の工事車両の予測結果で、1時間値が極端に大きすぎるため、環境保全措置を再検討する必要がある。地点R-1では一般車両の0.0919kg/時/kmに対し、工事関係車両は0.1743kg/時/kmと2倍近い。このときの150か月目の台数を確認すると、8～9時に大型車が80台とある。大型車については、この日は1日中60台/時以上であるため、工期の「分散化」により、NOx排出量が半分ほどになる140か月目前後、又は130か月目前後、間に合わなければ160か月目前後に、この工事工程を分割すべきである。工事業者から提出された工程表をまとめただけでは意味がない。</p>	
5.1-7	<p>大気質の工事関係車両のNOx予測で、バックグラウンドとして下山支所の環境現況値を用いているが、この時点ではすでに建設機械が稼働しているのだから、建設機械からの大気汚染を加えた値をバックグラウンドとして予測、評価すべきである。SPMも同様である。</p>	<p>工事関係車両による大気質の予測においては、工事関係車両の排出量が最大となる時期と建設機械の排出量が最大となる時期が異なることから、また、工事関係車両による寄与濃度は環境基準に比べて小さいことから、建設機械の稼働による影響は考慮していません。</p> <p>なお、建設機械の影響は、別項で予測及び評価を行っています。</p>
5.1-8	<p>大気質の工事車両の環境保全措置で「工事関係車両台数の削減」とあるが、どの程度の台数が削減できるか、削減するののの目安を示すべきである。</p>	<p>工事計画の詳細設定に当たっては、工程の調整を行い、請負業者にできる限り、積載量の最適化や資材等の搬入車両と廃棄物等の搬出車両の兼用等による工事関係車両台数の削減を実施するよう指示します。</p> <p>なお、その運行に当たっては、急発進、急加速を避けるなどのエコドライブの徹底を確実に実施します。</p>
5.1-9	<p>大気質の施設関係車両のNOx予測で、バックグラウンドとして下山支所の環境現況値を用いているが、この時点ではすでに施設が稼働しているのだから、施設からの大気汚染を加えた値をバックグラウンドとして予測、評価すべきである。SPMも同様である。</p>	<p>施設関係車両による大気質の予測においては、供用後は施設の稼働の影響と供用車両の影響が恒常的に重なるため、年平均値予測に関しては、バックグラウンド濃度として施設からの影響を加味しています。</p>
5.1-10	<p>大気質の施設関係車両の環境保全措置で「施設関係車両への低公害車の使用」とあるが、どの程度の台数を低公害車とするのか、できるののの目安を示すべきである。</p>	<p>低公害車については、施設関係車両のうち、トヨタが保有するものに関しては、100%の導入を目指します。</p> <p>また、仕入れ先などの関係取引先についても、低公害車の使用を促します。</p>
5.1-11	<p>大気質の施設関係車両の環境保全措置で「施設関係車両への低公害車の使用」とあるが、2010年8月13日に愛知県は「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」を制定し、県内の自動車NOx・PM法の対策地域において、対象自動車を運行する者は、車種規制非適合車を使用しない。対策地域内の荷主等・旅行者は、運送事業者等に対し、貨物の運送等の発注時に車種規制非適合車を使用しないよう要請することを定めた。対策地域であろうがなかろうが、この精神を十分取り入れ、貨物の運送等の発注時に車種規制非適合車では搬入禁止とするなどの措置をとるべきである。</p>	

意見 番号	意見の概要	事業者の見解
5.1 -12	大気質予測で、移動発生源の発生源配置はあるが、そこを何台がどんな走行速度で走行するかの資料がどこにもなく、突然、移動発生源からのNOx、SPMの排出量が記載してある。騒音のように、発生源状況を明記すべきである。これでは、愛知県知事が計算したのだから間違いない、文句を言うなというのと同じであり、科学性は担保できない。特に、テスト走行では高速評価路で200km/hが7台、120km/hも7台走行することになっている。	資料編において、移動発生源の台数及び速度を記載しています。
5.1 -13	大気質予測のもとになる移動発生源の発生源状況がないようなものは準備書とはいえない。その上、温室効果ガス予測のための「テストコース等の燃料使用量の設定」では、高速評価路で80km/hで16台/日、休日4台/日となっているが、騒音予測では200km/h、120km/hがそれぞれ7台となっている。瞬間的に200km/hで騒音予測、平均は80km/hで大気予測と言うこともあるが、高速評価路でそんなテストをすることは考えられない。温室効果ガスの燃料使用量の設定が過小予測となる方向で間違っているのではないか。また、周回路でも騒音予測では150km/hとなっているが、温室効果ガス予測では120km/hとなっている。食い違いを修正、又は説明を追加すべきである。	移動発生源の排出諸元については、資料編に記載しています。 騒音予測及び大気質予測の1時間値については最高速度で、大気質予測の年平均値については平均速度で予測を行っています。 温室効果ガスの予測においては、大気質予測の年平均値と同様、平均速度で予測を行っています。
5.1 -14	大気質予測の排出量をみると、固定発生源の排出量が多すぎる。原動力施設の排出諸元で確認しようとしたが、移動発生源の排出係数に該当するものとしての、排出濃度が記載されていない。移動発生源の排出係数はそれなりの文献もあって変えようがないものであるが、排出濃度は事業者が選定する排ガス処理施設の能力によるものだから、まず、その排ガス対策と排出濃度を記載すべきである。また、固定発生源としてのガスエンジン規模も記載すべきである。	原動力施設の排出諸元については、資料編に記載しています。 また、固定発生源としてのガスエンジンの規模は、5,250kW(2基)を設置する計画としています。 なお、予測におけるガスエンジンの窒素酸化物排出濃度はディーゼル機関、ガスタービン、ガス機関及びガソリン機関設置指導指針に基づく指針値である200ppmとしていますが、機種選定に当たっては、今後、建設時点で開発されている低NOx型のガスエンジンを採用するなど、更なる低減を図ります。
5.1 -15	大気質予測の排出量をみると、固定発生源の排出量が多すぎる。原動力施設の排出諸元で排出濃度を計算すると、次のようになる。時間当たりNOx排出量＝145.23kg/日÷24×22.4/46＝2.9467m ³ /h NOx排出濃度＝2.9467÷22,079＝0.000133(133ppm)となり、排出濃度が多すぎるのがわかる。それを隠すために排出濃度が記載されていないのではないかと勘ぐりたくもなる。ちなみに、環境影響評価手続きが同時平行している中部電力西名古屋火力発電所では、方法書の段階で現状の3、4号機のNOx排出濃度は25ppm、新設の7号系列は約5ppmと記載している。事業者がどれだけ低NOx対策をとるかも示さずに、「事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減」と記載することはできない。	予測におけるガスエンジンの窒素酸化物排出濃度はディーゼル機関、ガスタービン、ガス機関及びガソリン機関設置指導指針に基づく指針値である200ppmとしていますが、機種選定に当たっては、今後、建設時点で開発されている低NOx型のガスエンジンを採用するなど、更なる低減を図ります。 施設の供用においては、コージェネレーションシステムの導入や高効率の空調・照明機器等の利用など、省エネルギー化を確実に実施します。
5.1 -16	大気質予測の排出量の算定では「算定の詳細は、資料6-1-14 ばい煙の排出に伴う大気質予測の排出量の算定に示すとおりです。」とあるが、テストコースの排出諸元では、走行速度120km/hでNOxが0.239g/km/台、150km/hでNOxが0.476g/km/台と数値が記載してあるだけである。根拠又は文献を示すべきである。通常なら、国土技術政策総合研究所資料第141号などの文献名が記載されるが、さすがに当該資料でも将来のガソリン自動車のNOx排出原単位は100km/hで0.0497g/km/台、110km/hで0.0643g/km/台までしか提案していない。トヨタ独自のシャシダイナモ試験などに基づく想像されるがその内容を明記し、適切かどうかの判断ができるようにすべきである。	排出諸元としては、「国土技術政策総合研究所資料第141号」に記載の値を用いています。 なお、この資料においては150km/hまでの値が示されているため、200km/hは100km/h～150km/hの値から回帰式により外挿して求めました。

意見 番号	意見の概要	事業者の見解
5.1 -17	大気質予測の排出量の算定で、走行速度 120km/hでNOxが 0.239g/km/台、150km/hでNOxが 0.476g/km/台と数値が記載してある。この値がそれなりに正しいとするなら、現行の将来排出係数（ガソリン自動車のNOx排出原単位、100km/hで 0.0497g/km/台、110km/hで 0.0643g/km/台）の 10 倍近い排出量（150km/hの場合）となる。このように環境悪化を招く 200km/h走行体系のための実験などは行うべきではない。	テスト走行は、車の環境性能の向上を目指し、その確認のために行うものです。 なお、排出諸元としては、「国土技術政策総合研究所資料第 141 号」に記載の値を用いています。
5.1 -18	工事車両による道路交通騒音の予測結果で、現状より 3 デシベル以上（エネルギー量で 2 倍）と予測された地点R-1、地点R-6 については、さらなる対策が必要である。特に地点R-6 については一般車両の大型車 45 台が 450 台と 10 倍になるので、十分検討する必要がある。工期の「分散化」により、小型車換算交通量が半分ほどになる 140 か月目前後、又は 130 か月目前後に、この工事工程を分割すべきである。工事業者から提出された工程表をまとめただけでは意味がない。	環境影響評価の実施に当たっては、環境影響の回避・低減の観点から当初の土地利用構想を大幅に見直し、施設規模を最大限縮小しています。 また、工事関係車両の運行は効率化・分散化することとし、工事車両の運転者に対し走行ルートや搬出入時間の遵守を指示する等の環境配慮を行います。 さらに、環境保全措置として、工事計画の詳細設定に当たって、工程の調整を行い、積載量の最適化や資材等の搬入車両と廃棄物等の搬出車両の兼用等による工事関係車両台数の削減、また、その運行に当たっては、急発進、急加速を避けるなどのエコドライブの徹底を確実に実施します。
5.1 -19	発破作業の騒音予測がしてあるが、予測条件で発生源の位置がない。他の項目は全て発生源の位置がそれなりに示してあるのに、なぜこの発破作業だけが位置を想定できないのか。どこでも、それこそ、重要な鳥類の営巣木、採餌場があっても実施するのか。制限発破区域として境界から 42mを指定するだけでは対策としても不足している。	発破は、切土区域の中で掘削が進み中硬岩・硬岩が現れた箇所において実施する計画であり、影響については、場所を限定せず予測しています。 なお、ミゾゴイ、ハチクマ及びサシバの営巣期には、必要に応じ、工事の部分的な一時中断などの工事内容の配慮を行います。
5.1 -20	造成工事の土工事で「中硬岩の場合は削孔発破の組合せにより掘削を行い」とあるが、その位置を明記すべきである。また、ハチクマ、サシバ、ミゾゴイなど重要な鳥類の営巣地との距離を確認し、予測・評価を行うべきである。	
5.1 -21	建設機械騒音の予測結果で、規制基準に近い地点S-3の 81 デシベル、地点S-7 の 82 デシベルの原因を検討しようとしたが、どの建設機械が何台稼働しているのか、全く読み取れない。本来は騒音源となる建設機械等の配置で読み取れるべきである。たとえば、地点S-3 の周辺には建設機械が見られないのに、なぜこんなに騒音が高くなるのか、地点S-7 の近傍にごちゃごちゃと黒い固まりが建設機械なのか。少なくとも、到達騒音レベルの予測結果に近傍の機器名と予測点までの距離を記載すべきである。規制基準値以下だから問題ないという姿勢では「事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減」しようとする姿勢が全くないといえない。	騒音源と予測地点の位置関係は、全体の位置関係が判る範囲として広域図を示した上で、できる限り確認できるように工区ごとに拡大図も示しました。 また、地点S-3 については生コン車、ラフテレーンクレーン及びバックホウ、地点S-7 についてはブルドーザが近傍で稼働するため、準備書に示した予測値となっています。 なお、準備書の作成に当たっては、専門的な内容が多く、かつ、膨大なデータ類となることから、内容を精査し記載するよう努めています。
5.1 -22	施設からの騒音の予測式で、障壁等による回折減衰量 A_{e1} の計算式が示してあるが、計算のもとになる行路差 δ を求めるための音源と予測点の位置関係がどこにもない。	予測地点位置は図「予測地点図」に、音源配置は図「設備機器等の配置」に示しました。高さについても、各地点の標高を基に設定しています。 なお、準備書の作成に当たっては、専門的な内容が多く、かつ、膨大なデータ類となることから、内容を精査し記載するよう努めています。
5.1 -23	テスト車両騒音の予測式で、回折効果に関する補正量 ΔL_{d_i} の計算式が示してあるが、計算のもとになる行路差 δ を求めるための音源と予測点の位置関係がどこにもない。	
5.1 -24	施設からの騒音の予測条件で、設備機器として、冷却塔、排風機、エアコン室外機などが掲げているが、実験棟B、E、H、I に計 6 基設置されるシャシダイナモからの騒音が欠落している。追加予測が必要である。	シャシダイナモは屋内に設置することから、そこから発生する騒音は外部に影響を与えないものと考えています。

意見 番号	意見の概要	事業者の見解
5.1 -25	<p>「テストコース走行車両の走行音のパワーレベル等は、自動車工学に基づくパワーレベル式及び実測値により算出しました。」とあるが、全く意味がわからない。走行音のパワーレベル等の等とは何か。自動車工学に基づくパワーレベル式とは何か、文献名ぐらい記載すべきではないか。パワーレベル式及び実測値により算出とはどんな方法か、実測値をパワーレベル式で確認したということか、実測値の資料ぐらひは資料編に記載すべきである。騒音源及びパワーレベル等の詳細は、「資料 機械等の稼働に伴う騒音源及びパワーレベル等」に示すとおりとあるが、確かに実験棟A～I、事務管理棟、車両管理棟、宿泊施設などの騒音源について、能力、台数、稼働時間、パワーレベルはあるが、テストコース走行車両の走行音のパワーレベル等については資料が一つもない。このような非科学的な予測を認めるわけにはいかない。</p>	<p>自動車工学に基づくパワーレベルとは、社団法人日本音響学会提案の「ASJ RTN-Model 2008」に記載の自動車走行騒音のA特性音響パワーレベルを示しています。 また、実測値は、特種なテストコースにおけるトヨタの類似施設での測定結果を基に設定しています。</p>
5.1 -26	<p>テストコース走行車両の走行音のパワーレベルで、評価路の走行速度 100km/hが 2 種類あるが、それぞれ、パワーレベルは 104.0 デシベル、106.4 デシベルと異なっている。この理由は何か。同時走行台数が 4 台と 2 台の違いかとも思ったが、4 台のほうが 104.0 デシベルと小さいので、そうした訳でもなく、やはり 1 台のパワーレベルが記載してあると理解したが、なぜ、異なるのかは不明である。</p>	<p>テストコースは、その評価項目により走行条件に違いがあることから、走行音のパワーレベルも異なっています。</p>
5.1 -27	<p>機械の稼働による騒音予測条件で、設備機器等のパワーレベルがあるが、つじつまの合わない、ないしは十分な騒音への配慮がされていない部分がある。例えば冷却塔 5.5～15kWで 95～102 デシベルとされているが、資料編の個表で 7.5kWを確認すると、実験棟Cで「7.5kWx2kW (kWは不要、2 台 1 組で 15kW) が 101.1 デシベル、実験棟Hで 102.1 デシベル、原動力棟で 92.0 デシベルとある。同じ 7.5kWなら、全て 92 デシベルのものにすべきである。駄目ならその理由を明記し、設備機器等のパワーレベルの表記を統一すべきである。</p>	<p>冷却塔は、その使用目的により構造に相違があることから、設置場所ごとに型式が異なり、同じ出力でもパワーレベルが異なっています。 なお、実際の建設に当たっては、今後、建設時点で開発されている低騒音型の機器を採用するなど、更なる低減を図ります。</p>
5.1 -28	<p>機械の稼働による騒音予測条件で、設備機器等のパワーレベルがあるが、通常の設定は整数で表しながら、横風発生装置だけ 111.6 デシベルと小数点以下 1 位まで記載している。また、テストコースの自動車騒音パワーレベルは小数点以下 1 位、資料編の設備機器等のパワーレベルは全て小数点以下 1 位まで記載しているが、数値計算の代入条件としてどちらを用いたのか明記すべきである。</p>	<p>予測計算におけるパワーレベルは、小数点以下第 1 位まで用いて計算しています。</p>
5.1 -29	<p>工事関係車両の振動予測式があるが、騒音予測式と同様に、実測値との比較により、その地点での補正を行うべきである。</p>	<p>振動については、現況振動レベルがほとんどの地点で計量下限値である 30 デシベル未満であること、予測値が現況実測値よりも高いことから、現況値による補正は行っていません。</p>
5.1 -30	<p>工事関係車両の振動予測式で、予測式の定数として路面平坦性標準偏差 $\sigma = 5.0\text{mm}$ と定数化しているが、これは道路ごとに異なり、実測で求めるべきものである。調査方法に不備があったと言わざるを得ない。現地の再調査を実施し現実の路面平坦性標準偏差を求め、振動予測値を修正すべきである。</p>	<p>路面平坦性標準偏差は、社団法人日本道路協会提案の道路維持修繕要否判断の目標値を参考にしています。そこでは、一般道路の標準偏差 σ は 4～5mmが目標値とされていますので、安全側の 5mmを本予測では採用しています。 なお、予測値は、現況実測値よりも高くなっているため、今回用いた標準偏差で問題ないものと考えています。</p>

意見 番号	意見の概要	事業者の見解
5.1 -31	施設からの振動の予測条件で、設備機器として、圧縮機 26 台しかないが、騒音源で設定した冷却塔、排風機、エアコン室外機、冷凍機、吸気ファン、排気ファンなどは含めなくてもいいかの検討が必要である。また、実験棟 B、E、H、I に計 6 基設置されるシャンドライナモからの振動が欠落している。追加予測が必要である。	騒音源として設定した冷却塔、排風機及びエアコン室外機等については、地盤に直接振動が伝わらない建物の屋上に設置する等の計画であり、周辺地域に影響を及ぼすことはほとんどないと考えられることから、振動源としては考慮しませんでした。 なお、シャンドライナモは屋内の強固な基盤上に設置された回転体の上を車両が走行するものであり、大きな振動は発生しません。
5.1 -32	水質の予測条件で、予測地点 2 の環境学習センター及び管理倉庫棟と予測地点 5 の蕪木トイレの合併処理浄化槽で、BOD が 10mg/L、全窒素が 60mg/L、全磷が 8mg/L とされているが、尿尿浄化槽及び合併処理浄化槽の構造方法として、放流水の BOD が 10mg/L 以下、全窒素が 20mg/L 以下、全磷が 1mg/L 以下という、より高性能な合併処理浄化槽がすでに定められている。放流先の良好な水質と少ない流量を勘案して、こうした高性能な合併処理浄化槽を採用することとし、予測条件を変更して再予測すべきである。	小規模な生活排水が排出される環境学習センター及び管理倉庫棟、蕪木トイレの合併処理浄化槽は、比較的規模が小さく、使用水量が少なく、変動もあることから、施設排水量は最大値を、予測に用いた水質の生物化学的酸素要求量、全窒素及び全磷は水質汚濁防止法に基づく排水基準を基に設定した値を用いて安全側の予測・評価を実施しましたが、水質への影響は極めて小さいものとなっています。 なお、実際の設置に当たっては、今後、その時点で開発されている高性能な合併浄化槽を採用するなど、更なる低減を図ります。
5.1 -33	地下水位の予測式で「差分格子を用いた積分型有限差分法」を用いたとあるが、その現況再現結果が資料編に図で示してあるだけでは意味がない、現況再現性がどの程度あるから、この予測式を用いると明記すべきである。	「差分格子を用いた積分型有限差分法」は、予測範囲を細かい格子に分割し、格子間の水の出入りを計算することにより、全体の流動を予測する手法であり、このような予測における一般的な手法です。 また、格子間を流れる水の流速については、地下水はダルシー則、表流水は Manning 則を用いており、これも一般的な式です。 計算は、各現況調査結果を基にパラメータを設定し、降水に対する水位の変動傾向を確認し、現況再現性があると判断しました。
5.1 -34	地下水位の予測結果で、井戸 6 だけが -0.2m という結果だが、その理由を検討し記載すべきである。井戸 6 は蕪木町で飲料に用いており、水位の低下は重要な問題を含む。	井戸 6 における地下水位の低下は、地形の改変地に近接していることなどが要因であると考えています。 なお、井戸 6 の現況の地下水位変動幅 (1.27m) と比較すると、地下水位の低下は小さく、影響は極めて小さいものとなっています。

意見 番号	意見の概要	事業者の見解
(2) 自然環境（動物、植物、生態系）		
5.2 -1	<p>地域を特徴づける生態系の上位性の注目種として、ハチクマ、サシバが選定されているが、オオタカも付け加えるべきである。</p> <p>オオタカは里地里山生態系を代表する種である。本対象事業実施区域内では過去4年間営巣が確認できなかったことから対象とされなかった可能性があるが、過去には事業実施区域内での営巣も確認されていたという報告もあり、また、周辺地域での営巣が確認されていて、本対象事業実施区域の改変による採餌環境の変化が大きいことから、生態系における上位性の視点から、ハチクマ、サシバと同様に、地域を特徴づける生態系の上位性の注目種に選定することが妥当である。</p>	<p>オオタカについては、平成19年から平成22年までの調査において、対象事業実施区域では営巣が確認されておらず、また、行動圏解析の結果、オオタカの高利用域は改変区域に含まれていません。このため、生態系の上位性の注目種として抽出していません。</p>
5.2 -2	<p>生態系の現地調査範囲について、拡大すべきである。現地調査範囲が全体的に限定的に過ぎる。</p> <p>特に動植物調査範囲は、本対象事業実施区域外縁約1kmと極めて限定的な範囲の調査となっている。しかし、本対象事業実施区域には、肉食哺乳類であるタヌキ等の生息が確認され、調査対象となっているのである。タヌキのようないわゆる高次消費者には生存に広い自然環境が必要であり、本対象事業実施区域外縁約1kmの極めて限定的な範囲では、調査範囲として不十分に過ぎる。</p> <p>また、対象事業実施区域付近には、猛禽類であるサンバ、ハチクマ、オオタカの生息が観測されている。猛禽類もまた、高次消費者であり生存のためにはエサが豊富な広い自然環境が必要であるところ、猛禽類調査は、本対象事業実施区域外縁2kmないし3kmの極めて限定的な範囲でしかなされておらず、調査としては、不十分に過ぎる。</p>	<p>生態系については、条例及び指針に基づき、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目種を抽出し、抽出した注目種に関する調査を実施しています。その調査範囲については、指標種として抽出した各種の生態的特性を踏まえ設定しています。</p> <p>具体的には、上位性として抽出したハチクマ及びサシバについては、その行動圏から調査範囲は約7,000haとし、多くのペアを調査するとともに、典型性として抽出したタヌキについては、移動状況調査（テレメトリー調査）として、対象事業実施区域で捕獲し、対象事業実施区域外の最外郭行動圏まで調査するなど、適切に調査を実施しています。</p>
5.2 -3	<p>生態系の調査期間について、通年調査が必要である。生態系調査期間については、ごく限定された期間のごく限定された項目だけの調査であり、不十分と言わざるを得ない。生態系ピラミッドの最上位に位置する高次消費者である猛禽類への影響を調査するに際しては、食性、採餌環境、営巣木について、通年を通した調査が必要である。</p> <p>また、タヌキについては、捕獲調査とテレメトリーによる移動状況調査しか行われていないが、タヌキが生態系ピラミッドの高次消費者であることに鑑み、採餌環境、食性について、同様に通年調査が必要である。</p>	<p>生態系については、条例及び指針に基づき、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目種を抽出し、抽出した注目種に関する調査を実施しています。その調査期間については、指標種として抽出した各種の生態的特性を踏まえ設定しています。</p> <p>具体的には、上位性として抽出したハチクマ及びサシバについては、夏鳥であることから春季から秋季まで繁殖ステージを考慮した調査を行うとともに、典型性として抽出したタヌキについては、移動状況を通年で毎月調査するなど、適切に調査を実施しています。</p>
5.2 -4	<p>「生態系」と言いながら、実際には、注目種に関する予測、評価を示しただけである。樹林、草地、湿地などからなる「里地里山生態系」と位置づけるならば、そこでの人々の営みと自然との関係についても目を向けるべきである。事業によって、里山生態系とそれを成り立たせている地域社会（現実には、かつてのように地域社会が里山生態系を維持しているわけではないが）にどのような影響が及ぶのか、について明らかにし評価するべきである。環境保全のための新たな取り組みとして、いわゆる里山環境への誘導、維持、管理を目指しているが、将来、かつてのような地域社会の経済活動の中で管理できるのか、あるいは、外部から人と資材、資金を導入しなければ維持できないのか、方向性を明確にして計画を立てるべきである。</p>	<p>生態系については、条例及び指針に基づき、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目種を抽出し、抽出した注目種に関して、適切に調査、予測及び評価を実施しています。</p> <p>また、農業従事者の高齢化、後継者の不足等により、人工林の多くが不健全林となり二次林も放置され、耕作面積も減少するなど、里山の荒廃が進んでいる状況の中で、事業者の新たな取組として、地域と連携・協働を図りながら、広く残した残置森林等において、人工林の針広混交林化や水田等の谷津田環境を維持するなど、森林・谷津田（里山）の保全・維持管理を適切に実施し、開発と環境の両立を目指します。</p>

意見 番号	意見の概要	事業者の見解
5.2 -5	<p>生態系の予測において、掘削、盛土等の土工については、水生動物の生息環境に関する調査・予測・評価が必要である。</p> <p>掘削、盛土等の土工については、変更区域からの雨水排水についてのみ検討しているが、変更区域にあった谷、谷津田や承水路は掘削盛土、特に盛土によって改変・消失してしまうのであって、水生動物の生息環境に多大な影響が生じることは明白であると思われるのに、これに関する調査・予測・評価が全くなされていない。</p>	<p>生態系については、条例及び指針に基づき、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目種を抽出し、抽出した注目種に関して、適切に調査、予測及び評価を実施しています。</p> <p>また、水生動物については、対象事業実施区域及びその周辺における生態系の特性を踏まえ、ホトケドジョウを抽出し、「掘削、盛土等の土工」に伴う樹木伐採の影響を「地形改変並びに造成地及び工作物の存在」に含めて、適切に調査、予測及び評価を実施しています。</p>
5.2 -6	<p>動物の調査時期にばらつきがあるのはなぜか。例えば、哺乳類の調査で、モールトラップ調査の春季の調査は平成21年5月25～29日のみで、秋冬の調査はない。他の生物についても調査時期にばらつきがある。少なくとも2年間は同じ時期に調査を行い比較できるようにすべきではないか。</p>	<p>動物の調査については、平成19年秋季から平成22年夏季までの3年間の調査を実施しています。調査時期については、哺乳類や鳥類などの調査項目やフィールドサイン調査などの調査方法ごとに、適切な時期に実施しています。</p> <p>また、より多くの動物を確認するため、追加的に別の時期でも調査を実施しています。</p> <p>なお、モールトラップ調査については、モグラ類を対象とした調査で、モグラ類の活動が活発となる春季から夏季に調査を実施しています。</p>
5.2 -7	<p>事業計画地が自然豊かな地域であると再確認させられた。しかし、学校教職員、自然観察指導員など有識者21名へのヒアリング調査も行われたはずなのに、花山小学校周辺のマツムシソウが抜けているのはどうか。調査の信頼性が問われる。</p> <p>早春の調査が22年の4月に5日間だけ行われているが、広い地域を5日間で調査するのは不可能ではないか。この時期にだけ確認できるカタクリやキクザキイチゲの仲間が見落とされた可能性はないか。</p> <p>今回の事業は自然との共生が大きなテーマになっていると思う。準備書をみる限り、希少種だけでなく普通種の保全がどのように行われるのか（種を蒔くのか、移植するのか）明確になっていない。リストには、旧下山村では自生地をみたことがないイナモリソウやシライトソウも載っている。それらの草本は、残置森林予定地に保全されるのか変更区域にあるのかわかるようにすべきである。</p>	<p>植物の調査については、平成19年秋季から平成22年夏季までの3年間の調査を実施しています。調査内容については、1,100種の植物を確認していることなどから調査回数・時期等は適当で、予測及び評価するために必要な情報を適切に調査したと考えています。</p> <p>花山小学校周辺のマツムシソウは確認していませんが、同じ草党性植物のキキョウ、スズサイコ、オミナエシ、タムラソウ、カワラナデシコ、ユウスゲ、ウンヌケ及びウンヌケモドキなど多くの種を確認しています。</p> <p>早春の調査については、平成22年以外にも平成20年4月に調査を実施しており、基本ルートを中心に地域を網羅するよう調査し、早春に確認しやすいニリンソウ及びアマナなどを確認しています。</p> <p>また、植物の予測及び評価については、条例及び指針に基づき、重要な植物種について実施しています。</p> <p>さらに、里山生態系にも配慮し、農業従事者の高齢化、後継者の不足等により、人工林の多くが不健全林となり二次林も放置され、耕作面積も減少するなど、里山の荒廃が進んでいる状況の中で、事業者の新たな取組として、地域と連携・協働を図りながら、広く残した残置森林等において、人工林の針広混交林化や水田等の谷津田環境を維持するなど、森林・谷津田（里山）の保全・維持管理を適切に実施し、開発と環境の両立を目指します。</p> <p>なお、イナモリソウ及びシライトソウについては、非変更区域で確認されています。</p>

意見 番号	意見の概要	事業者の見解
5.2 -8	<p>ミゾゴイの保全のため、林縁部の水田環境を含む行動圏調査及び広範囲における調査を行うべきである</p> <ul style="list-style-type: none"> ミゾゴイの行動圏について、赤外線カメラの調査結果が掲載されているが、すべての設置位置が示されていないため、記録されなかった位置がどこであったかが不明である。ミゾゴイは、林縁部や水田のあぜで採食することも知られており、隣接する水田で採食しなかったかどうかは明らかではなく、本準備書では評価できない。従って、予測結果において「生息環境の変化は小さい」としている結果について検証できない。 ミゾゴイの育雛期の主要な餌と目され、ブラインド観察で確認されているミミズの給餌量及び採捕場所が示されていないため、行動圏範囲の推定が妥当かどうかについて判断できない。 環境保全措置の実施方法は、「対象種の営巣期には、必要に応じ、工事の部分的な一時中断や作業員の営巣場所付近への立入を制限するなどの工事内容を配慮する。」とあるが、立入制限の範囲を決める際に必要となる行動圏及び行動圏面積のデータが示されていないため、工事による影響を回避できるかどうか判断できない。 営巣適地の周辺の水田において、行動圏を把握したかどうかを示すべきである。また、もしこれが行われていない場合は、評価と予測に耐えるデータをとるための調査を改めて行い、評価書に反映させるべきである。 ミゾゴイの広範囲における鳴き声調査は、平成 22 年度しか行われていないため、現状では対象事業実施区域を含む周辺一帯における年による渡来数及び生息数の変動を把握することができない。 <p>従って、広範囲の調査を数年追加して行うべきである。</p> <p>なお、資料編「資料 ミゾゴイの生息環境調査結果」のデータは、年号と天候の記載を欠いているので記述すべきである。</p>	<p>ミゾゴイの行動状況については、営巣木周辺に赤外線カメラを 110 台設置し、調査を実施しました。ミゾゴイは 210 回確認され、そのうち 207 回は樹冠に覆われた湿地（水田跡）となっている営巣谷で確認され、巢内育雛期には営巣谷内を高頻度で利用すると考えられます。また、別のペアについては、ブラインドによる観察を実施していますが、同様に、主に樹冠に覆われた湿地（水田跡）となっている営巣谷で確認されています。なお、ブラインドの観察において、巢内でのミミズ類の給餌が確認されましたが、ミゾゴイの給餌方法は、基本的に親鳥が雛の喉の中で行うため、同観察でミミズの給餌量を把握するのは不可能です。さらに、文献調査及び食性調査結果から主な餌生物とされるサワガニ、カワニナ及びミミズ等の生息環境は、赤外線カメラ調査等で多く確認された樹冠に覆われた湿地（水田跡）などと一致することから、ミゾゴイの主な採餌場所については、樹冠に覆われた湿地（水田跡）と考えられます。これらのことから、ミゾゴイは、外敵から目立ちにくい樹冠に覆われた湿地（水田跡）を主な生息環境としていると考えられます。</p> <p>ミゾゴイの広域鳴声調査については、広域的な生息状況や生息環境を把握するために実施したものです。東西約 20km×南北約 30kmの範囲で調査を実施し、対象事業実施区域の 3 メッシュ（1 メッシュは約 1km四方）の他、40 メッシュで鳴声が確認されました。ミゾゴイの生息に適した環境は、広域鳴声調査範囲に広く分布していると考えられます。</p> <p>これらの調査については、専門家の指導及び助言を得て実施しています。なお、位置情報については、重要種保護の観点から詳細な位置は示していません。</p> <p>また、工事の実施期間は毎年、事後調査を実施するとともに、その調査結果を踏まえ、専門家の指導及び助言を得ながら、必要に応じ、工事の部分的な一時中断や作業員の営巣場所付近への立入制限などの環境保全措置を実施します。</p> <p>なお、評価書の作成に当たっては、よりわかりやすくなるよう努めていきます。</p>
5.2 -9	<p>重要な動物種の生態及び生息確認状況（サシバの確認状況）が他の部分と一致しない。サシバの採餌環境の解析・考察によれば、平成 19 年はSA、SB、SDの 3 ペアが確認されているが、この表では周辺地域 1 地点、対象事業実施区域 3 地点と多すぎる。平成 20 年はSB、SC、SDの 3 ペアが確認されているが、この表では周辺地域 11 地点、対象事業実施区域 2 地点とあり少なすぎる。平成 21 年はSB、SC、SD、SSの 4 ペアが確認されているが、この表では周辺地域 16 地点、対象事業実施区域 2 地点とあり少なすぎる。平成 22 年はSB、SC、SD、SZの 4 ペアが確認されているが、この表では周辺地域 21 地点、対象事業実施区域 3 地点とあり、あまりにも少なすぎる。どのようなカウントをし、どう表現しているのか。</p>	<p>重要な動物種の生態及び生息確認状況（サシバの確認状況）については、周辺地域と対象事業実施区域に分け、営巣の確認状況を記載しています。</p> <p>一方、サシバの採餌環境の解析・考察については、営巣のほか、対象事業実施区域を行動圏として利用しているペアも含め記載しています。</p> <p>このため、前者は対象事業実施区域の営巣数、後者は対象事業実施区域を行動圏として利用しているペアを対象としているため、数は異なります。</p> <p>なお、準備書には平成 21 年の営巣数が「周辺地域 16 地点、対象事業実施区域 2 地点」と記載されていますが、正しくは「周辺地域 15 地点、対象事業実施区域 3 地点」で、準備書には「対象事業実施区域で営巣が確認された 6 ペア」と記載していますが、正しくは「対象事業実施区域を行動圏として利用している 6 ペア」です。</p>

意見 番号	意見の概要	事業者の見解
5.2 -10	本件は自動車開発においてテスト走行をする施設ということなので、その騒音、光が生物に及ぼす影響についても検討が必要と考える。特に繁殖期に重大な影響を及ぼすようなことがないか、慎重な検討、保全措置が必要である。このことについてはどうなっているのか。繁殖期にテスト走行をしないということではでき得るのか。	騒音による影響については、工事中の「建設機械の稼働等」に伴う騒音及び供用時の「機械等の稼働」に伴う騒音による重要な動物種への影響について、適切に予測及び評価を実施しています。 光による影響については、照明設備は、設置数及び光量を必要最小限にし、できる限り低誘虫光源を採用するとともに、照明方向に配慮し、遮光カバー及び遮蔽物等を設置するなど、周辺方向への人工光の減光に努めることとしています。
5.2 -11	「人員計画及び勤務時間等」で、テスト車両の走行時間に「一部早朝等に走行する場合あり」とあるが、この騒音・光の人間や他の生物への影響について検討しているか。	さらに、テスト走行については、早朝及び夜間の走行が一部必要となります（視界確認等）が、その走行については、必要最小限とするとともに、不必要な照明は消灯します。
5.2 -12	動物への騒音の影響は評価しているのか。動物への影響は光の影響もある。愛知万博では光の影響も検討していたはずである。	なお、カントリー路については、照明設備を設置せずに車両のヘッドライトによる走行を基本としています。
5.2 -13	生物多様性の保全のためにテストコース走行時間帯の見直しおよびテストコース内の夜間照明の消灯が必要である。 一般的に夜行性の動物とされているものでも、人間活動の少ない環境では日中も活動したり、日没直後から活発に行動する。従って、夜行性とされる哺乳類や鳥類（ヨタカ、フクロウなど）、飛翔性昆虫と車両との衝突を防止するため、テストコースにおける走行時間は現在の計画の8:30～19:00ではなく、終了時刻は「日没時刻または19時のいずれか早い時刻」とすべきである。また、一部計画されている早朝等の走行も、日の出前の時間帯は避けるべきである。また、車両が走行しない夜間は、テストコースの整備も避け、照明は基本的に消灯すべきである。	
5.2 -14	生態系の予測において、建設機械の稼働等に伴う騒音については、対象動物の餌となる動物等のみについて「音に対し感受性が低いと考えられる」として「採餌環境の変化が小さい」と結論づけているが、不当である。 ミゾゴイ、サシバ、ハチクマなど対象動物そのものの音に対する感受性について、全く考慮されていない。対象動物自体の感受性に影響のある騒音・振動であれば、採餌自体できなくなるのであって、採餌環境の大きな変化である。 また、餌自体についても、音に対し感受性が低いと考えられるとする根拠が不明であり、明らかにすべきである。	ミゾゴイ、ハチクマ及びサシバの「建設機械の稼働等」に伴う騒音の影響については、動物の項目において予測しており、いずれの種も騒音による生息環境の変化があると予測しています。このため、必要に応じ、工事の部分的な一時中断などの工事内容を配慮するとともに、事後調査を実施します。 また、ハチ類等の餌生物については、騒音の発生している施設周辺であっても、植生等の環境があれば生息している事例があることから、感受性は低いと考えていますが、ミゾゴイ、ハチクマ及びサシバについては、必要に応じ、工事の部分的な一時中断などの工事内容を配慮するとともに、事後調査を実施します。さらに、事後調査結果や動物相・植物相の環境監視結果を踏まえ、専門家の指導及び助言を得ながら必要な措置を講じます。
5.2 -15	工事中の生態系の注目種への影響について、ハチ類、は虫類、両生類、昆虫類は「音に対して感受性が低いと考えられることから、建設機械の稼働等に伴う騒音による採餌環境の変化は小さいと予測されます。」とあるが、ハチ類、は虫類、両生類、昆虫類が音に対して感受性が低いという知見、文献などはあるのか。また、音に対して感受性が低いと考えられるとは、事業者が勝手に考えた願望なのか。	

意見 番号	意見の概要	事業者の見解
5.2 -16	<p>生態系の予測において、工事の実施期間における影響要因として「建設機械の稼働等に伴う騒音」及び「掘削、盛土等の土工に伴う裸地等からの雨水排水」のみが挙げられているが、不十分である。「建設機械の稼働に伴う騒音・振動」についても、生態系に与える影響について予測・評価すべきである。</p> <p>建設機械の稼働等の予測結果によれば、各予測地点における到達振動レベルは、46 ないし 65 デシベルと予測されている。これらは、たしかに特定建設作業規制基準である 75 デシベル以下ではあるが、第 1 種区域の夜の規制値が、55 デシベルであることに鑑みれば、デリケートな野生生物種、ことに高次消費者の餌となる小動物種の生息環境に対して、無視できるレベルにあるとはいえない。また、発破作業に伴い、75 デシベル以上の振動の発生が予測されており、これらも決して無視することはできない。</p>	<p>環境影響評価の項目については、方法書において選定していますが、知事意見等では、生態系について、「建設機械の稼働等」に伴う振動を項目として追加する旨の意見は無かったことから、方法書どおり、工事の実施期間における影響要因として「建設機械の稼働等」に伴う騒音及び「掘削、盛土等の土工」に伴う裸地等からの雨水排水としています。</p> <p>なお、工事の実施期間については、毎年の事後調査や 5 年ごとの動物相・植物相の環境監視などを実施します。</p>
5.2 -17	<p>重要な動物に対する環境保全措置として、「生息環境の変化があると予測された」鳥類 3 種、その他の動物 28 種についてだけ検討しているが、愛知県環境影響評価条例違反である。愛知県環境影響評価条例第 4 条第 1 項の規定に基づき定められた環境影響評価指針では、環境保全措置の検討として、</p> <p>「第 12 事業者は、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合にあっては、事業者により実行可能な範囲内で選定項目に係る環境影響をできる限り回避し、又は低減すること、必要に応じ損なわれる環境の有する価値を代償すること及び当該環境影響に係る環境要素に関して国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策によって示されている基準又は目標の達成に努めることを目的として環境の保全のための措置（以下「環境保全措置」という。）を検討するものとする。</p> <p>2 事業者は、前項の規定による検討に当たっては、環境影響を回避し、又は低減させる措置を検討し、その結果を踏まえ、必要に応じ、損なわれる環境の有する価値を代償するための措置（以下「代償措置」という。）を検討するものとする。」</p> <p>とされており、影響がない時と影響がきわめて小さいと判断される場合以外、例えば、「生息環境の変化は小さいと考えられる」ような、キクガシラコウモリ、スミスネズミ、ニホンカモシカ、チュウサギ、ミサゴ、ハチクマ、オオタカ、ツミ、ハイタカ、ハヤブサ、ヤマシギ、アオシギ、ツツドリ、フクロウ、ヨタカ、アカショウビン、ブッポウソウ、ヤイロチョウ、サンショウクイ、カワガラス、ミソサザイ、コマドリ、コルリ、クロツグミ、アカハラ、サンコウチョウ、ニホンイシガメ、ヤマアカガエル、アマゴ、モートンイトトンボ、オオゴキブリ、エダナナフシ、ゲンジボタル、ネグロクサアブ、オオムラサキ、キノボリトタテグモ、アシナガカニグモ、カトウツケオグモ、ナタネキバサナギガイ、ヒラドマルナタネガイ、ナガオカモノアラガイ、ヒメカサキビ、オオウエキビ、マルタニシ、オオタニシ、ヒラマキミズマイマイ、ヒラマキガイモドキについては、影響がきわめて小さいとは判断できなかったため、それぞれの環境保全措置を検討すると定められている。これだけの種に影響を与えるような計画は 20 年前と同様に撤回すべきではないか。</p>	<p>「生息環境の変化が小さい」とは、指針の環境影響がない又は環境影響の程度が極めて小さいの趣旨です。</p> <p>なお、農業従事者の高齢化、後継者の不足等により、人工林の多くが不健全林となり二次林も放置され、耕作面積も減少するなど、里山の荒廃が進んでいる状況の中で、事業者の新たな取組として、地域と連携・協働を図りながら、広く残した残置森林等において、人工林の針広混交林化や水田等の谷津田環境を維持するなど、森林・谷津田（里山）の保全・維持管理を適切に実施し、開発と環境の両立を目指します。</p>

意見 番号	意見の概要	事業者の見解
5.2 -18	<p>重要な植物に対する環境保全措置として、「生育環境の変化があると予測された」12種についてだけ検討しているが、愛知県環境影響評価条例違反である。愛知県環境影響評価条例第4条第1項の規定に基づき定められた環境影響評価指針では、環境保全措置の検討として、「第12事業者は、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合にあっては、・・・環境の保全のための措置（以下「環境保全措置」という。）を検討するものとする。」とされており、影響がない時と影響がきわめて小さいと判断される場合以外、例えば、「生息環境の変化は小さいと考えられる」ような、ナガサキシダ、サンショウモ、イヌタヌキモ、アギナシ、スブタについては、影響がきわめて小さいとは判断できなかったため、それぞれの環境保全措置を検討すると定められている。これだけの種に影響を与えるような計画は20年前と同様に撤回すべきではないか。</p>	<p>「生育環境の変化が小さい」とは、指針の環境影響がない又は環境影響の程度が極めて小さいの趣旨です。なお、農業従事者の高齢化、後継者の不足等により、人工林の多くが不健全林となり二次林も放置され、耕作面積も減少するなど、里山の荒廃が進んでいる状況の中で、事業者の新たな取組として、地域と連携・協働を図りながら、広く残した残置森林等において、人工林の針広混交林化や水田等の谷津田環境を維持するなど、森林・谷津田（里山）の保全・維持管理を適切に実施し、開発と環境の両立を目指します。</p>
5.2 -19	<p>絶滅危惧種19種が安定的に生息している現状が、開発によって損なわれないという科学的生物学的根拠を証明すべきである。また そうならなかった場合、愛知県の誰が、どのように責任を取るかははっきりと示すべきである。</p>	<p>環境影響評価の実施に当たっては、環境影響の回避・低減の観点から当初の土地利用構想を大幅に見直し、施設規模を最大限縮小しています。</p>
5.2 -20	<p>660haという連続した森林それに付随する田園があるからこそサシバ、ミゾゴイをはじめ多くの貴重種が生息できる。これを半分も造成したら貴重種が今のように安心して生息できるとはとても考えられない。660haのうち半分以上を破壊しても現状同様貴重種が生息できるという科学的根拠を示すべきである。100%生息できるという保証をすべきである。</p> <p>また、愛知県はこの無謀な自然破壊で、サシバやミゾゴイが現状のように生息できなくなった場合、誰が、どのような責任を取るのかそれははっきりと示すべきである。</p> <p>サシバ、ミゾゴイ、仏法僧などが現状のまま安心して生息できるという保障、担保が取れるまで科学的説明が取れるまで開発をするべきでない。ミゾゴイについては世界で1,000羽しか生息していない。それを1羽でも減らさない施策を科学的根拠、生物学的根拠を持って示し、根拠が示せない場合は開発を中止すべきである。660haという緑の連続 連続した森林 連続した田園という今の環境があつてこそ、上記の貴重種が生息できるのである。それらの連続を分断して貴重種が今の数で安定的に生息できるという科学的、生物学的担保を示すべきである。科学的、生物学的担保・保障がないかぎり開発すべきではない。</p>	<p>具体的には、現在の地形、樹林地及び水系を活かすため、骨格となる尾根や谷筋はできる限り保全するとともに、テストコース及び管理道路の一部をトンネル化・橋梁化しています。また、対象事業実施区域の重要な動植物及び猛禽類の生息・生育環境を保全するため、東側の改変区域を北側へ移動、南西側の改変区域を大幅に縮小、西側の改変区域を縮小、さらに南西側の改変区域は配置を見直し、動植物にとって重要な森林・谷津田などの環境をできる限り一体的に保全しています。</p> <p>また、生息・生育環境の変化があると予測された種について、生息・生育が期待できる環境の創出・向上等を図るとともに、事後調査を実施します。</p> <p>さらに、農業従事者の高齢化、後継者の不足等により、人工林の多くが不健全林となり二次林も放置され、耕作面積も減少するなど、里山の荒廃が進んでいる状況の中で、事業者の新たな取組として、地域と連携・協働を図りながら、広く残した残置森林等において、人工林の針広混交林化や水田等の谷津田環境を維持するなど、森林・谷津田（里山）の保全・維持管理を適切に実施し、開発と環境の両立を目指します。</p>
5.2 -21	<p>660haのうち270haを開発し、ミゾゴイ、サシバが現状の状況で生息できるという科学的根拠を示すべきである。科学的根拠が完全に示せないなら、開発は中止すべきである。</p>	
5.2 -22	<p>660haのうち270haを破壊し現在の生態系、生物多様性が守れるという科学的根拠がないかぎり開発は中止すべきである。</p>	
5.2 -23	<p>植物について、生育環境の変化があると予測された種について、いくつかの環境保全措置が示されている。しかし、定性的に示されているに過ぎない。どれくらいの面積で植物種、植生に影響があるのか、保全措置で、どれくらいがカバーされるのか、定量的に示すべきである。形だけの保全措置では、回避・低減にはならない。</p>	

意見 番号	意見の概要	事業者の見解
5.2 -24	<p>生態系について 連続した森林・田園があるからこそ生態系が保たれているのであり、これを小面積でも破壊すれば今の生態系は保てない。現在の生態系が保てるという科学的証明、生物学的証明ができないのなら、開発は中止すべきである。</p>	<p>環境影響評価の実施に当たっては、環境影響の回避・低減の観点から当初の土地利用構想を大幅に見直し、施設規模を最大限縮小しています。 具体的には、現在の地形、樹林地及び水系を活かすため、骨格となる尾根や谷筋はできる限り保全するとともに、テストコース及び管理道路の一部をトンネル化・橋梁化しています。また、対象事業実施区域の重要な動植物及び猛禽類の生息・生育環境を保全するため、東側の改変区域を北側へ移動、南西側の改変区域を大幅に縮小、西側の改変区域を縮小、さらに南西側の改変区域は配置を見直し、動植物にとって重要な森林・谷津田などの環境をできる限り一体的に保全しています。</p>
5.2 -25	<p>絶滅危惧種を含む里山生態系の保全・復元を、定量的な評価に基づいて行うべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本準備書の記述は貴重な環境の保全措置において定性的な記述に留まり、それぞれの種の生息要求を、植生や面積において十分代償できるかどうか評価できるものになっていない。 ・環境保全措置に当たっては、定量的な評価を行った上で、代償が不可能であれば事業は中止すべきである。または、事業実施地内に限定せず、周辺環境を含めた代償措置を生息環境が向上する前提で検証し、確実に実施すべきである。 ・前述の絶滅危惧種を含む里山生態系について定量的な評価に基づいて、その維持・復元を行うことを強く要望する。 	<p>生態系については、条例及び指針に基づき、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目種を抽出し、抽出した注目種の採餌環境等の改変の程度を定量的に示すなど、適切に調査、予測及び評価を実施しています。 また、生息・生育環境の変化があると予測された種について、生息・生育が期待できる環境の創出・向上等を図るとともに、事後調査を実施します。 さらに、農業従事者の高齢化、後継者の不足等により、人工林の多くが不健全林となり二次林も放置され、耕作面積も減少するなど、里山の荒廃が進んでいる状況の中で、事業者の新たな取組として、地域と連携・協働を図りながら、広く残した残置森林等において、人工林の針広混交林化や水田等の谷津田環境を維持するなど、森林・谷津田（里山）の保全・維持管理を適切に実施し、開発と環境の両立を目指します。</p>

意見 番号	意見の概要	事業者の見解
5.2 -26	<p>土地改変による地下水湧出点の改変の有無、改変されるとすれば湧水の水量・水質の変化の予測、湧出点下流の水辺環境に生息するホトケドジョウやカワバタモロコをはじめとする水生生物の生息に与える影響について、調査・予測・評価がされていない。これをなすべきである。</p> <p>地下水の予測項目は、地下水位及び地下水質だけであるが、地下水脈の現況、土地改変による地下水脈への影響、並びに現況の湧水に対する影響については予測されていない。本対象事業実施区域を始め周辺区域は、本環境影響評価において地域を特徴づける生態系の注目種の特殊性の種として選定されているホトケドジョウを始め多数の重要種を含む多様な生物が生息し、かつ豊かな生態系を形成していることが、本環境影響調査によって明らかとなっている。</p> <p>本対象事業実施区域および周辺地域、特に本対象事業実施区域に生息するホトケドジョウをはじめとする動植物種は地下水が湧出してきた水辺環境に依存しており、地下水の状況の変化がこのような水辺環境にいかなる影響を及ぼすかについて予測がなされなければ、本事業による動植物種・生態系に対する環境影響は明らかとならない。</p> <p>特に、土地改変による地下水湧出点の改変の有無、改変されるとすれば、どこの、どれだけの水量の、どのような水質の変化があるかを予測し、湧出点下流の水辺環境に生息するホトケドジョウやカワバタモロコをはじめとする水生生物の生息に与える影響について、調査し、予測し、評価すべきである。しかし、本環境影響評価においては、そのような調査・予測・評価は全くなされていない。</p>	<p>環境影響評価の実施に当たっては、環境影響の回避・低減の観点から当初の土地利用構想を大幅に見直し、施設規模を最大限縮小しています。</p> <p>具体的には、現在の地形、樹林地及び水系を活かすため、骨格となる尾根や谷筋はできる限り保全するとともに、テストコース及び管理道路の一部をトンネル化・橋梁化しています。また、対象事業実施区域の重要な動植物及び猛禽類の生息・生育環境を保全するため、東側の改変区域を北側へ移動、南西側の改変区域を大幅に縮小、西側の改変区域を縮小、さらに南西側の改変区域は配置を見直し、動植物にとって重要な森林・谷津田などの環境をできる限り一体的に保全しています。</p> <p>なお、土地利用構想の見直しに当たっては、自然環境保全技術検討会の指導及び助言を得て地下水等流動解析を行い、地下水位や水量の変化量が小さくなるように配慮しています。</p> <p>また、生息・生育環境の変化があると予測された種について、生息・生育が期待できる環境の創出・向上等を図るとともに、事後調査を実施します。</p> <p>さらに、農業従事者の高齢化、後継者の不足等により、人工林の多くが不健全林となり二次林も放置され、耕作面積も減少するなど、里山の荒廃が進んでいる状況の中で、事業者の新たな取組として、地域と連携・協働を図りながら、広く残した残置森林等において、人工林の針広混交林化や水田等の谷津田環境を維持するなど、森林・谷津田（里山）の保全・維持管理を適切に実施し、開発と環境の両立を目指します。</p>
5.2 -27	<p>事業実施区域は丘陵地帯であり、樹林、草地、湿地が主要な環境とされる里山地域である。このような地域では、大規模な事業による自然環境への影響を考える際に、「水の流れ」の変化について調査し、予測し、評価することが重要である。樹林の伐採や切土、盛土、テストコースの造成により、局所的な水の流れ（地下水を含めて）に変化が起きると、湿地が乾燥し環境が変化して生物相も変化することになるため、特に、湿地とその生物については、きちんと影響予測と評価を行うべきである。しかし、準備書では、地下水位と地下水質について触れられているだけである。湿地への影響について詳しく解析するべきである。</p>	
5.2 -28	<p>動物に関して「生息環境の変化があると予測された種について」の環境保全措置として「広葉樹林化や休耕田の復田等」が挙げられているが、そのような環境を「創出」している間、対象種はどこで待機しているのか。何の記述もなく、保障もない。</p>	<p>環境保全措置については、工事の着手とともに、速やかに実施していきます。</p> <p>また、農業従事者の高齢化、後継者の不足等により、人工林の多くが不健全林となり二次林も放置され、耕作面積も減少するなど、里山の荒廃が進んでいる状況の中で、事業者の新たな取組として、地域と連携・協働を図りながら、広く残した残置森林等において、人工林の針広混交林化や水田等の谷津田環境を維持するなど、森林・谷津田（里山）の保全・維持管理を適切に実施し、開発と環境の両立を目指します。</p>

意見 番号	意見の概要	事業者の見解
5.2 -29	<p>「建設機械の稼働等」に伴う騒音の動物種への影響予測は、周辺に生息する個体との競合や繁殖の失敗がもたらす地域個体群への影響を考慮した予測が必要である。</p> <p>重要な動物種の多くが、変更区域の周辺に広く生息環境と同様な環境が分布していることから騒音に対して一時的な逃避が可能と予測されているが、騒音の影響を受ける範囲内に今いる個体の生命の存続可能性だけの議論であって、逃避先の周辺環境に生息している同種他個体とのなわばり争いや食物資源などを巡る競合を全く無視した予測となっている。種ごとの行動圏の広さと騒音の影響が及ぶ範囲、そして騒音の音源が同時に複数箇所にあることも考慮した予測が必要と考える。また、一時的と言った時の継続時間も明らかでない。鳥類の繁殖期の最中であれば、親鳥が巣を離れることによって巣内の卵やヒナが体温を奪われたり、他の動物に捕食されるリスクは高まる。変更地域内の特定個体の生存云々ということではなく、数年間続く工事期間中の個体の死亡や繁殖の失敗によって、その後の地域個体群の絶滅リスクがどれだけ高まる可能性があるかという観点から評価すべきと考える。</p>	<p>工事については、騒音の影響をできる限り小さくするため、全体を同時期に実施せず、全体を3工区に分け、さらに、その工区を細分化するとともに、建設機械は低騒音型の機械の採用に努めるなどの環境配慮を行います。</p> <p>また、環境保全措置については、工事の着手とともに、速やかに実施していきます。</p> <p>さらに、農業従事者の高齢化、後継者の不足等により、人工林の多くが不健全林となり二次林も放置され、耕作面積も減少するなど、里山の荒廃が進んでいる状況の中で、事業者の新たな取組として、地域と連携・協働を図りながら、広く残した残置森林等において、人工林の針広混交林化や水田等の谷津田環境を維持するなど、森林・谷津田（里山）の保全・維持管理を適切に実施し、開発と環境の両立を目指します。</p>
5.2 -30	<p>重要な動物に対する環境保全措置で「樹林環境の創出・向上」として「植生転換により樹林の広葉樹林化など樹林環境を整備する」とあるが、針葉樹は駄目で広葉樹がいいと一律に植生転換を進めることは本当に正しいのか検討が必要である。</p>	<p>環境保全措置の樹林環境の創出・向上については、植生転換により樹林の広葉樹林化など樹林環境を整備しますが、針葉樹林を全て広葉樹林に転換するわけではありません。</p> <p>なお、農業従事者の高齢化、後継者の不足等により、人工林の多くが不健全林となり二次林も放置され、耕作面積も減少するなど、里山の荒廃が進んでいる状況の中で、事業者の新たな取組として、地域と連携・協働を図りながら、広く残した残置森林等において、人工林の針広混交林化や水田等の谷津田環境を維持するなど、森林・谷津田（里山）の保全・維持管理を適切に実施し、開発と環境の両立を目指します。</p>

意見 番号	意見の概要	事業者の見解
5.2 -31	<p>保全すべきとして取り上げた希少種の生息状況の具体的な調査結果が何も記されていないのはなぜか。どこにどのような希少種がどのくらい生息しているかが全くわからない。このようなアセス図書は見たことがない。</p> <p>過去に愛知県が主体となって作成したアセス図書でも猛禽類の位置情報をのぞいては調査結果の詳細を載せていた。今回は、大変広大な事業実施予定区域であるから、予定区域に生息確認地点を表示しても、過去のアセスと比較して位置情報が判りやすい等の問題は生じないはずである。</p> <p>具体的な調査結果を示さないままでは、どのような影響が生じるおそれがあり、それに対してどのような保全措置が可能か、またその確実性をどのようにしたら上げることができるのかについて検討もできないから、意見を書くこともできない。これでは環境アセスとして成り立たない。調査結果情報を明らかにし、具体的な影響の評価、保全措置の検討をやり直し、縦覧、意見の募集をやり直すべきである。</p>	<p>重要な動物種・植物種の生態及び生息確認状況については、写真や「レッドデータブックあいち 2009」等の文献を参考に生態を記載するとともに、改変区域・非改変区域などの確認地点やその環境などの生息・生育確認状況を一覧表にして記載しています。なお、位置情報については、重要種保護の観点から詳細な確認位置は示していません。</p> <p>環境影響評価の実施に当たっては、環境影響の回避・低減の観点から当初の土地利用構想を大幅に見直し、施設規模を最大限縮小しています。</p> <p>具体的には、現在の地形、樹林地及び水系を活かすため、骨格となる尾根や谷筋はできる限り保全するとともに、テストコース及び管理道路の一部をトンネル化・橋梁化しています。また、対象事業実施区域の重要な動植物及び猛禽類の生息・生育環境を保全するため、東側の改変区域を北側へ移動、南西側の改変区域を大幅に縮小、西側の改変区域を縮小、さらに南西側の改変区域は配置を見直し、動植物にとって重要な森林・谷津田などの環境をできる限り一体的に保全しています。</p> <p>また、生息・生育環境の変化があると予測された種について、生息・生育が期待できる環境の創出・向上等を図るとともに、事後調査を実施します。</p> <p>さらに、農業従事者の高齢化、後継者の不足等により、人工林の多くが不健全林となり二次林も放置され、耕作面積も減少するなど、里山の荒廃が進んでいる状況の中で、事業者の新たな取組として、地域と連携・協働を図りながら、広く残した残置森林等において、人工林の針広混交林化や水田等の谷津田環境を維持するなど、森林・谷津田（里山）の保全・維持管理を適切に実施し、開発と環境の両立を目指します。</p>

意見 番号	意見の概要	事業者の見解
5.2 -32	<p>例えば、カヤネズミについては、「平成 19 年秋季～平成 22 年夏季の調査において、変更区域延べ 12 地点、非変更区域延べ 6 地点、周辺地域延べ 28 地点で、耕作地周辺の高茎の草地等において球巣が確認された。」とだけあり、巣だけでしか確認していないようだが、捕獲調査はしていないということか。また、各地点でいくつの巣が見つかったのか。そして、予測結果は、「現地調査の結果、変更区域延べ 12 地点、非変更区域延べ 6 地点、周辺地域延べ 28 地点で球巣が確認された。非変更区域の本種が生息する高茎草地は保全されるとともに、周辺地域にも生息しているものの、全体として生息環境の変化はあると考えられる。」として影響があることを認めながら、保全措置は、「既確認地点周辺等において、現況の地形及び植生等を考慮し、高茎草地環境を整備するとともに、適度な草刈等を実施するなど、本種の生息が期待できる高茎草地環境を創出・向上する。」とあり、生息地がどのように改変されるため、どこに草地を設けるから保全されるのか全くわからない。変更区域に生息するカヤネズミを隣に草地を整備して誘導するということなのか、捕獲・移動させるのか。</p> <p>変更区域で消失するカヤネズミもいるが、他の非変更区域では生き残るから全体として全てが消失するわけではないという意味の記述なのか。</p> <p>アセスの担当者にうかがったところ、具体的な保全措置が特にあるわけではないようで、「ネズミ類は移動できるので・・・」との説明であった。カヤネズミの行動圏は 20m 四方と言われており、移動には限界があり、また、ちょっと深い側溝でも落下すると這い上がれず死んでしまうなど環境の変化に弱いそうである。絶滅危惧種となってしまった生物が、環境の変化があっても移動するから大丈夫なのであれば、保全対象ともなっていないであろう。</p> <p>愛知万博のアセス、春日井熊野桜佐土地区画整理事業のアセスにおいてもカヤネズミの生息地の改変が問題となったが誠実な保全措置はとられなかった。ただし、調査結果はきちんと掲載されている。愛知万博では、一部にカヤ場を残して保全することになっていたはずが、残すはずだったカヤ場も造成して跡形もなくした。また、春日井の方では、カヤネズミを順次移動先に追い立てるように開発を進めて河川敷に草地を設けてそちらに移動させるという保全措置が示されていたが、その河川敷へは移動距離も長く、しかも河川沿いの小高い堤防道路の向こうであり、どのように移動を行うのか不思議なものであった。税金を使ってこのようなアセスを繰り返すことが決してないよう切にお願いしたい。COP10 を開催した県としてあまりにも恥ずかしい。調査結果を公表し、どのような影響が生じるのかをていねいに検討し、その上で具体的な保全措置を明示すべきである。本準備書は極めて不十分な内容であるので、書き直し、縦覧、意見の募集をやり直すべきである。</p> <p>同様にウンヌケモドキについても、調査結果は「変更区域 1 地点、周辺地域 1 地点で、水田と森林の境界法面の草刈跡地において生育が確認された。」として、予測結果は「現地調査の結果、変更区域 1 地点、周辺地域 1 地点で確認された。周辺地域にも生育しているが、対象事業実施区域の本種が生育する水田と森林の境界法面の草刈跡地が消失することから、全体として生育環境の変化があると考えられる。」と記載しているのに、保全措置は「既確認地点周辺等において、現況の地形及び植生等を考慮し、草地環境を整備するとともに、適度な草刈等を実施するなど、本種の生育が期待できる草地環境を創出・向上する。」となっている。この各確認地点で、それぞれいくつの個体が確認されたのか。 (次頁に続く。)</p>	<p>重要な動物種・植物種の生態及び生息確認状況については、写真や「レッドデータブックあいち 2009」等の文献を参考に生態を記載するとともに、変更区域・非変更区域などの確認地点やその環境などの生息・生育確認状況を一覧表にして記載しています。なお、位置情報については、重要種保護の観点から詳細な確認位置は示していません。</p> <p>環境影響評価の実施に当たっては、環境影響の回避・低減の観点から当初の土地利用構想を大幅に見直し、施設規模を最大限縮小しています。</p> <p>具体的には、現在の地形、樹林地及び水系を活かすため、骨格となる尾根や谷筋はできる限り保全するとともに、テストコース及び管理道路の一部をトンネル化・橋梁化しています。また、対象事業実施区域の重要な動植物及び猛禽類の生息・生育環境を保全するため、東側の改変区域を北側へ移動、南西側の改変区域を大幅に縮小、西側の改変区域を縮小、さらに南西側の改変区域は配置を見直し、動植物にとって重要な森林・谷津田などの環境をできる限り一体的に保全しています。</p> <p>また、生息・生育環境の変化があると予測された種について、生息・生育が期待できる環境の創出・向上等を図るとともに、事後調査を実施します。</p> <p>具体的には、カヤネズミについては非変更区域の既確認地点周辺等において高茎草地環境の創出・向上、ウンヌケモドキについては周辺地域に残る 1 地点に近接する非確認地点において草地環境の創出・向上を図ります。</p> <p>さらに、農業従事者の高齢化、後継者の不足等により、人工林の多くが不健全林となり二次林も放置され、耕作面積も減少するなど、里山の荒廃が進んでいる状況の中で、事業者の新たな取組として、地域と連携・協働を図りながら、広く残した残置森林等において、人工林の針広混交林化や水田等の谷津田環境を維持するなど、森林・谷津田（里山）の保全・維持管理を適切に実施し、開発と環境の両立を目指します。</p>

意見番号	意見の概要	事業者の見解
	<p>(前頁からの続き。)</p> <p>草刈跡地が消失してそこに生育していた個体が消失するというのに、その改変区域において適度な草刈りを実施とはどういう意味か。</p> <p>本件のように広大な事業実施区域においても確認地点が2か所しかない希少種の保全措置としてはあまりにも無責任である。</p> <p>他の生物についても同様に、調査結果を公表し、どのような影響が生じるのかをていねいに検討し、その上で具体的な保全措置を明示すべきである。</p> <p>その記載がなければ、誰もアセスを検証することができず、アセスの意味がない。</p> <p>本準備書は極めて不十分な内容であるので、書き直し、縦覧、意見の募集をやり直すべきである。</p>	
5.2-33	<p>タヌキについては、対象事業区域外でどのようにして生息可能かについて、環境保全措置も含めた十分な検討を行うべきである。</p> <p>工事期間中に生息環境を迫われたタヌキが、対象事業区域外でどのようにして生息可能か十分な検討がされていない。サシバ、キキョウ、ホトケドジョウと同様に、環境保全措置も含めて十分に検討すべきである。</p>	<p>生態系において典型性の視点から抽出したタヌキについては、森林の林縁、植林地の林縁等を主な生息環境(移動経路)としていると推定されますが、残置森林等にも同様な環境が広く存在しています。</p> <p>また、移動状況調査(テレメトリー調査)として、対象事業実施区域においてタヌキを捕獲しましたが、一部の個体については対象事業実施区域外でも行動していることを確認しており、広く生息していると考えられます。</p>
5.2-34	<p>世界的にも生息数が少なく特別に慎重な対応が求められるミゾゴイをはじめ、ハチクマ、サシバなどに対して営巣期に営巣地周辺だけの配慮では、その生活環境は守られない。かなり広い行動範囲の内外の環境が保持されることが必要である。準備書のような狭い範囲の一定期間での対応で、「生息環境の変化が小さい又はないと予測」するのは誤っている。</p>	<p>ミゾゴイ、ハチクマ及びサシバについては、「建設機械の稼働等」に伴う騒音による生息環境の変化があると予測しています。このため、必要に応じ、工事の部分的な一時中断などの工事内容を配慮するとともに、事後調査を実施します。</p> <p>また、農業従事者の高齢化、後継者の不足等により、人工林の多くが不健全林となり二次林も放置され、耕作面積も減少するなど、里山の荒廃が進んでいる状況の中で、事業者の新たな取組として、地域と連携・協働を図りながら、広く残した残置森林等において、人工林の針広混交林化や水田等の谷津田環境を維持するなど、森林・谷津田(里山)の保全・維持管理を適切に実施し、開発と環境の両立を目指します。</p>
5.2-35	<p>ミゾゴイ、ハチクマ、サシバの建設機械の稼働に伴う騒音による生息環境への影響に関する環境保全措置につき、措置内容を強化し、その実効性を確認して事業の実施が許される環境保全措置とすべきである。</p> <p>ミゾゴイ、ハチクマ、サシバについて建設機械の稼働等に伴う騒音による生息環境の変化があるとし、営巣期に工事の部分的な一時中断や作業員の営巣場所への立入制限などの環境保全措置を実施するとしている。</p> <p>しかし、本準備書も、環境保全措置の効果について対象種の営巣については不確実性を認めており、環境保全措置として充分とはいえない。環境保全措置の内容を強化し、その実効性を確認して事業の実施が許される環境保全措置とすべきである。事後調査も1年に限定せず行うべきである。</p>	<p>ミゾゴイ、ハチクマ及びサシバについての「建設機械の稼働等」に伴う騒音による生息環境の変化に対する環境保全措置としては、必要に応じ、工事の部分的な一時中断や作業員の営巣場所付近への立入制限などを行います。</p> <p>また、工事の実施期間は毎年、事後調査を実施するとともに、その調査結果を踏まえ、専門家の指導及び助言を得ながら必要な措置を講じます。</p>
5.2-36	<p>重要な鳥類に対する環境保全措置で「工事内容の配慮」として「営巣期には、必要に応じ、工事の部分的な一時中断や作業員の営巣場付近への立入を制限するなど」とあるが、必要に応じ、とか、部分的な一時中断というあいまいな表現はやめ、営巣期はいつからいつまで、営巣木から何m以内は工事の中断など明確に定めておくべきである。</p>	

意見 番号	意見の概要	事業者の見解
5.2 -37	ミゾゴイ、ハチクマ、サシバについては、改変区域付近での繁殖が確認されており、工事中の影響が予測されている。これに対して、環境保全措置として「営巣期の工事の部分的な一時中断」を行い、それによって影響は回避・低減されるとしている。しかし、用地造成工事に8年、施設建設工事にさらに5年と長期間の工期が予定されていることから、「営巣期の工事の部分的な一時中断」だけでは、毎年の悪影響の累積（繁殖条件の悪化）を回避・低減できない可能性がある。繁殖期には、工事予定の工区では繁殖期間中に工事を行わないことが、影響の回避・低減策として有効であり、繁殖期における工事の中断を明記するべきである。また、工事による繁殖への影響を知るには、事前に、工事場所と巣の距離、騒音および視覚的影響などについて検討しておく必要がある。哺乳類については、ロードキルの問題についても予測、評価を行うべきである。	ミゾゴイ、ハチクマ及びサシバについての「建設機械の稼働等」に伴う騒音による生息環境の変化に対する環境保全措置としては、必要に応じ、工事の部分的な一時中断や作業員の営巣場所付近への立入制限などを行います。 また、工事の実施期間は毎年、事後調査を実施するとともに、その調査結果を踏まえ、専門家の指導及び助言を得ながら必要な措置を講じます。 さらに、テストコースには、哺乳類等の侵入防止柵を設置します。
5.2 -38	ミゾゴイ サシバの保護策が不十分である。現状の生息環境が保てないなら開発は中止すべきである。	環境影響評価の実施に当たっては、環境影響の回避・低減の観点から当初の土地利用構想を大幅に見直し、施設規模を最大限縮小しています。
5.2 -39	ミゾゴイについても環境保全措置を実施すべきである。 「表 予測結果」では、ミゾゴイについては生息適地評価値が改変後も1.1で、生息適地の条件と推定される1.0以上であることから、「生息環境の変化は小さい」と結論づけている。 しかしながら、改変前の生息適地評価値は、「表 対象事業実施区域におけるミゾゴイ繁殖地の生息環境の変化」のように、地区Aでは1.5、地区Bでは2.3であったが、改変により1.1になるのである（従って、表現としても、改変前後で、「生息環境の変化は小さい」は正しくなく、正しくは、「生息環境の劣化はあるが、生息適地評価値の範囲内にある」である）。また、生息適地評価値の計算式は大まかなものであって、1.1と1.0との違いを見出すことは困難である。従って、改変前後での生息適地評価値は有意な変化を示しており、また生息のため必要な適地がなくなるというべきであり、「生息環境の変化が小さい」と評価することはできない。従って、ミゾゴイについても、サシバと同様な環境保全措置を実施すべきである。	具体的には、現在の地形、樹林地及び水系を活かすため、骨格となる尾根や谷筋はできる限り保全するとともに、テストコース及び管理道路の一部をトンネル化・橋梁化しています。また、対象事業実施区域の重要な動植物及び猛禽類の生息・生育環境を保全するため、東側の改変区域を北側へ移動、南西側の改変区域を大幅に縮小、西側の改変区域を縮小、さらに南西側の改変区域は配置を見直し、動植物にとって重要な森林・谷津田などの環境をできる限り一体的に保全しています。 ミゾゴイについては、土地利用構想の見直しにより、生息適地評価値は営巣が確認された2地区とも1.1となり、両地域ともに、生息適地の条件と推定される1.0以上であることから、生息適地として保全されると考えています。 サシバについては、土地利用構想の見直しにより、その影響を回避・低減しましたが、1ペアの営巣木の消失や主な採餌環境の耕作水田及び落葉広葉樹等の変化の程度から、一部のペアについては生息環境の変化はであると予測しています。このため、水田・湿地環境及び樹林環境の創出・向上を図るとともに、事後調査を実施します。
5.2 -40	ミゾゴイを環境保全措置の対象種として、繁殖可能な生息環境を保全すること。 ミゾゴイは本事業地の里山生態系の豊かさを指標する生物である。全世界で1,000～2,000羽程度に減少していると推定されており、IUCNレッドリストでも絶滅危惧種に指定されている。 本準備書では、ミゾゴイの生息適地を植生と地形から評価解析を行っている。その結果によると、対象事業実施区域内で繁殖を確認した2か所の巣を含む流域のミゾゴイの「生息適地評価値」は2.3と1.5であり、繁殖可能な環境は1.5以上であると判定できる。しかし、本事業による土地改変後、繁殖を確認した2か所の流域は、ともに「生息適地評価値」が1.1に低下するとしている。また、準備書には示されていないが、繁殖が確認されていない巣を含む流域の「生息適地評価値」も同様に低下すると推察される。つまり、現状の計画による土地改変で、ミゾゴイが繁殖可能な生息環境が維持されない可能性がある。生態系評価の注目種として、サシバ、キキョウ、ホトケドジョウと同様にミゾゴイも環境保全措置を講じ、繁殖可能な生息環境を確保する必要がある。	さらに、農業従事者の高齢化、後継者の不足等により、人工林の多くが不健全林となり二次林も放置され、耕作面積も減少するなど、里山の荒廃が進んでいる状況の中で、事業者の新たな取組として、地域と連携・協働を図りながら、広く残した残置森林等において、人工林の針広混交林化や水田等の谷津田環境を維持するなど、森林・谷津田（里山）の保全・維持管理を適切に実施し、開発と環境の両立を目指します。

意見 番号	意見の概要	事業者の見解
5.2 -41	<p>施設完成後の生態系の注目種への影響予測で、ハチクマについて「主な採餌環境と考えられる落葉広葉樹林は高利用域では約 7～8 割保全される・・・採餌環境への影響は小さいと考えられる。」としているが、高利用域の 2～3 割は改変で消滅し、低利用域ではもっと多くの改変がある。これで採餌環境への影響は小さいとはとても考えられない。環境保全措置を検討して記載する必要がある。また、4 年間の調査で 11 ペアが営巣しているが、営巣木の周囲が改変されずに残るのかも予測し評価すべきである。</p>	<p>環境影響評価の実施に当たっては、環境影響の回避・低減の観点から当初の土地利用構想を大幅に見直し、施設規模を最大限縮小しています。</p> <p>具体的には、現在の地形、樹林地及び水系を活かすため、骨格となる尾根や谷筋はできる限り保全するとともに、テストコース及び管理道路の一部をトンネル化・橋梁化しています。また、対象事業実施区域の重要な動植物及び猛禽類の生息・生育環境を保全するため、東側の改変区域を北側へ移動、南西側の改変区域を大幅に縮小、西側の改変区域を縮小、さらに南西側の改変区域は配置を見直し、動植物にとって重要な森林・谷津田などの環境をできる限り一体的に保全しています。</p> <p>ハチクマについては、土地利用構想の見直しにより、対象事業実施区域で確認されたハチクマの営巣木及びその周辺は保全されるとともに、行動圏が広く採餌場所は特定の場所ではないこと、行動圏に含まれる広葉樹林の 7～8 割が保全されることから、採餌環境の変化は小さいと予測しています。</p> <p>なお、工事中については、「建設機械の稼働等」に伴う騒音による生息環境の変化はありと予測しています。このため、必要に応じ、工事の部分的な一時中断などの工事内容を配慮するとともに、事後調査を実施します。</p> <p>さらに、農業従事者の高齢化、後継者の不足等により、人工林の多くが不健全林となり二次林も放置され、耕作面積も減少するなど、里山の荒廃が進んでいる状況の中で、事業者の新たな取組として、地域と連携・協働を図りながら、広く残した残置森林等において、人工林の針広混交林化や水田等の谷津田環境を維持するなど、森林・谷津田（里山）の保全・維持管理を適切に実施し、開発と環境の両立を目指します。</p>

意見 番号	意見の概要	事業者の見解
5.2 -42	<p>施設の完成した時期におけるサシバに対する環境保全措置が有効であるという予測は、採餌環境の減少率ではなく、必要面積・餌量が確保できているかという観点で評価すべきである。</p> <p>今回のアセスでは複数年に渡り、数ペアのサシバの行動圏を調査し、その主要行動圏内に含まれる採餌環境などの面積も計測されている（「表 サシバの主要行動圏における利用形態別の採餌環境の変化」）。その調査結果から、採餌環境の減少率の大小だけでなく、サシバの1ペアが営巣して雛を無事に巣立たせるために最低限必要な水田・湿地環境や樹林等の面積や林縁長がどの程度であるかを数値で示し、施設完成後の「水田・湿地環境の創出・向上」や「樹林環境の創出・向上」によってそれぞれの既営巣地でその面積・距離が満たされているのかどうかに基づいて環境保全措置の効果を評価するべきである。また、採餌環境の変化があるとされた3ペアのうち、何ペアが環境保全措置によって保全できると予測されるのかについても明らかにするべきである。なお、「表 サシバの主要行動圏における利用形態別の採餌環境の変化」の単位m²はhaの誤りと思われる。</p> <p>なお、ほとんどのサシバのペアの主要行動圏には、敷地範囲外の周辺地域も含まれているが、周辺地域の水田等が今後も維持される保証はない。周辺地域の採餌場所をどのように維持していくのか方針を示されるか、あるいは敷地内だけで十分な餌量が確保できるだけの「水田・湿地環境の創出・向上」ができることを明らかにするべきである。またその際に、水田・湿地環境の面積の不足分を落葉広葉樹林の面積（特に林縁部が重要と思います）で補うことは難しいと考える。</p> <p>なぜなら、育雛期後期によく食べられているヤママユの幼虫は、育雛期前期には時期的にまだ体の大きな終齢幼虫にはなっておらず、サシバの餌としての価値は質的にも量的にも不十分と考えられるためである。また、水田と未耕作水田（低茎）もカエルの生息密度が異なることが調査によって明らかになっているから、重み付けをして評価するべきである。</p>	<p>環境影響評価の実施に当たっては、環境影響の回避・低減の観点から当初の土地利用構想を大幅に見直し、施設規模を最大限縮小しています。</p> <p>具体的には、現在の地形、樹林地及び水系を活かすため、骨格となる尾根や谷筋はできる限り保全するとともに、テストコース及び管理道路の一部をトンネル化・橋梁化しています。また、対象事業実施区域の重要な動植物及び猛禽類の生息・生育環境を保全するため、東側の改変区域を北側へ移動、南西側の改変区域を大幅に縮小、西側の改変区域を縮小、さらに南西側の改変区域は配置を見直し、動植物にとって重要な森林・谷津田などの環境をできる限り一体的に保全しています。</p> <p>サシバについては、土地利用構想の見直しにより、その影響を回避・低減しましたが、1ペアの営巣木の消失や主な採餌環境の耕作水田及び落葉広葉樹等の変化の程度から、一部のペアについては生息環境の変化はであると予測しています。このため、水田・湿地環境及び樹林環境の創出・向上を図るとともに、事後調査を実施します。</p> <p>なお、サシバの行動圏解析の結果、平均的な主要行動圏は約57ha、主要な餌場となる水田等は約3ha、広葉樹林は約14haとなっています。また、非改変区域には、水田・湿地等が約13ha、森林が約360ha（うち二次林が約100ha）分布しています。水田・湿地環境及び樹林環境の創出・向上については、自然環境保全技術検討会の議論を踏まえ実施します。</p> <p>さらに、農業従事者の高齢化、後継者の不足等により、人工林の多くが不健全林となり二次林も放置され、耕作面積も減少するなど、里山の荒廃が進んでいる状況の中で、事業者の新たな取組として、地域と連携・協働を図りながら、広く残した残置森林等において、人工林の針広混交林化や水田等の谷津田環境を維持するなど、森林・谷津田（里山）の保全・維持管理を適切に実施し、開発と環境の両立を目指します。</p>
5.2 -43	<p>サシバの環境保全措置の検討が極めて不十分である。事業の実施が許される環境保全措置として、具体的な実効性のある保全措置を実施すべきである。</p> <p>サシバは、レッドデータブック、レッドデータブックあいちの絶滅危惧Ⅱ類の指定種である。サシバについては工事により採餌環境が大きく減少することになるペアが複数見られるにもかかわらず、「表 環境保全措置の検証及び整理の結果（施設の完成した時期：サシバ）」によれば、これに対する環境保全措置の検討としては「水田・湿地環境の創出・向上」「樹林環境の創出・向上」について若干検討したのみであり、環境保全措置としては、具体的な実効性のあるものとして検討したとは言えない。</p> <p>特に、採餌環境の9割近くが減少することとなるペア（SSペア）については、生息環境がほとんどすべて奪われることになり、当該地域での今後の営巣活動等はほとんど絶望的であると言わざるを得ない。</p>	

意見 番号	意見の概要	事業者の見解
5.2 -44	<p>サシバの生息環境を確実に保全すること。</p> <p>サシバは本事業地の里山生態系の豊かさを指標する生物である。本準備書の調査結果によると、対象事業実施区域内に営巣木をもち、継続して繁殖しているつがいは、2ペアが確認されている。しかし、本事業の土地改変により、18～67%、採餌環境が減少する。現存植生図で見える限り、対象事業実施区域内には採餌環境になりえる植生環境が広く分布しているにもかかわらず、繁殖ペアの分布は一部に限られていることが、行動圏解析の面積から推察でき、営巣環境、採餌環境、捕食動物の生息環境の質と、それらの微妙な配置やバランスによって、この2ペアが継続的に繁殖できる環境が維持されていると考えられる。そのため、現存する採餌環境の重要性は極めて高く、その減少が、2ペアに与える影響は大きい。また、環境保全措置として採餌環境、営巣環境の創出・向上を講じているが、対象事業実施区域内に繁殖ペアの分布が限られている状況を鑑みると、その効果は不確実性が高いといえる。</p> <p>トヨタ自動車は、「新研究開発施設のあらまし」（2009年10月発行）で、5章-1-①「希少な動植物の生息・生育環境の保全」において、「サシバについては、営巣地だけではなく、採餌環境である谷津田の改変を可能な限り回避します」と述べている。ならば、現状のサシバの採餌環境を維持するために、土地利用計画を再検討し、更なるサシバの生息環境の確保を行うべきである。</p>	<p>環境影響評価の実施に当たっては、環境影響の回避・低減の観点から当初の土地利用構想を大幅に見直し、施設規模を最大限縮小しています。</p> <p>具体的には、現在の地形、樹林地及び水系を活かすため、骨格となる尾根や谷筋はできる限り保全するとともに、テストコース及び管理道路の一部をトンネル化・橋梁化しています。また、対象事業実施区域の重要な動植物及び猛禽類の生息・生育環境を保全するため、東側の改変区域を北側へ移動、南西側の改変区域を大幅に縮小、西側の改変区域を縮小、さらに南西側の改変区域は配置を見直し、動植物にとって重要な森林・谷津田などの環境をできる限り一体的に保全しています。</p> <p>サシバについては、土地利用構想の見直しにより、その影響を回避・低減しましたが、1ペアの営巣木の消失や主な採餌環境の耕作水田及び落葉広葉樹等の変化の程度から、一部のペアについては生息環境の変化はあると予測しています。このため、水田・湿地環境及び樹林環境の創出・向上を図るとともに、事後調査を実施します。</p> <p>なお、サシバの行動圏解析の結果、平均的な主要行動圏は約57ha、主要な餌場となる水田等は約3ha、広葉樹林は約14haとなっています。また、非改変区域には、水田・湿地等が約13ha、森林が約360ha（うち二次林が約100ha）分布しています。水田・湿地環境及び樹林環境の創出・向上については、自然環境保全技術検討会の議論を踏まえ実施します。</p> <p>さらに、農業従事者の高齢化、後継者の不足等により、人工林の多くが不健全林となり二次林も放置され、耕作面積も減少するなど、里山の荒廃が進んでいる状況の中で、事業者の新たな取組として、地域と連携・協働を図りながら、広く残した残置森林等において、人工林の針広混交林化や水田等の谷津田環境を維持するなど、森林・谷津田（里山）の保全・維持管理を適切に実施し、開発と環境の両立を目指します。</p>

意見 番号	意見の概要	事業者の見解
5.2 -45	<p>サシバに対する予測と環境保全措置を、定量的なデータに基づいて評価すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> サシバの繁殖を確保するための環境保全措置検証に当たって、採餌環境の解析が行われているが、単に主要行動圏内の面積が示されているだけで、サシバの1ペアが繁殖するために必要な水田環境や樹林等の面積や林縁長がどのくらい必要かについて、具体的な数値が示されていない。また、環境保全措置で述べられている施設完成後の「水田・湿地環境の創出・向上」や、「樹林環境の創出・向上」によって、それぞれの既営巣地でその面積・距離が満たされているのか判断すべき数値が記述されておらず、この環境保全措置が適当であるかどうか検証することが不可能である。 さらに、採餌環境の変化があるとされた3ペアのうち、何ペアが環境保全措置によって保全できると予測されるのかについても示されていない。 ほとんどのサシバのペアの主要行動圏には、対象実施区域外の周辺地域も含まれている。周辺地域の水田等が、今後も維持される保証はないのに、このことに関する対応策が欠如している。 サシバの環境保全措置の前提となる生息環境要求の解析について、上記の観点からやり直し、「水田・湿地環境の創出・向上」「樹林環境の創出・向上」について、どのような面積において現状よりどの程度の向上が見込まれるかといった、定量的な根拠を示すべきである。 その上で、敷地内だけで十分な（現状に安全範囲を見込んだだけの）餌量が「水田・湿地環境の創出・向上」により確保できなければ、事業を中止するか、あるいは、周辺地域において餌量を確保できるような生息地の保全を行うべきである。 不確実性をカバーするため、上記のような定量的な評価を経た後、造成前に環境保全措置を行うとともに、代償処置が確実に実行されているかどうかを検証するため、サシバに関する地元の有識者を含めたモニタリングの委員会を設置し、必要に応じ指導助言を行うシステムを整備すべきである。 	<p>環境影響評価の実施に当たっては、環境影響の回避・低減の観点から当初の土地利用構想を大幅に見直し、施設規模を最大限縮小しています。</p> <p>具体的には、現在の地形、樹林地及び水系を活かすため、骨格となる尾根や谷筋はできる限り保全するとともに、テストコース及び管理道路の一部をトンネル化・橋梁化しています。また、対象事業実施区域の重要な動植物及び猛禽類の生息・生育環境を保全するため、東側の改変区域を北側へ移動、南西側の改変区域を大幅に縮小、西側の改変区域を縮小、さらに南西側の改変区域は配置を見直し、動植物にとって重要な森林・谷津田などの環境をできる限り一体的に保全しています。</p> <p>サシバについては、土地利用構想の見直しにより、その影響を回避・低減しましたが、1ペアの営巣木の消失や主な採餌環境の耕作水田及び落葉広葉樹等の変化の程度から、一部のペアについては生息環境の変化はであると予測しています。このため、水田・湿地環境及び樹林環境の創出・向上を図るとともに、事後調査を実施します。</p> <p>なお、サシバの行動圏解析の結果、平均的な主要行動圏は約57ha、主要な餌場となる水田等は約3ha、広葉樹林は約14haとなっています。また、非改変区域には、水田・湿地等が約13ha、森林が約360ha（うち二次林が約100ha）分布しています。水田・湿地環境及び樹林環境の創出・向上については、自然環境保全技術検討会の議論を踏まえ実施します。</p> <p>さらに、農業従事者の高齢化、後継者の不足等により、人工林の多くが不健全林となり二次林も放置され、耕作面積も減少するなど、里山の荒廃が進んでいる状況の中で、事業者の新たな取組として、地域と連携・協働を図りながら、広く残した残置森林等において、人工林の針広混交林化や水田等の谷津田環境を維持するなど、森林・谷津田（里山）の保全・維持管理を適切に実施し、開発と環境の両立を目指します。</p>

意見 番号	意見の概要	事業者の見解
5.2 -46	<p>オオタカ、アオシギ、ヤマセミ、アカショウビンの生息状況の評価を修正し、環境保全措置について再検討すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 国あるいは県のレッドリストに掲載されている絶滅危惧種であるオオタカ、アオシギ、ヤマセミ、アカショウビンは「移動途中の短期利用する種」と評価され、「建設機械の稼働等」に伴う騒音による生息環境の変化が小さいという結論になっている。 オオタカは、周辺地域で繁殖しており、その行動圏の広さや環境要求を考えると、対象事業実施区域で今後繁殖する可能性がある。 アオシギは移動途中の一時利用ではなく、対象事業実施区域を越冬地として何個体もが利用していることを確認している。アオシギは世界的にも生息数が少ない種と言われているが、特に越冬期は単独で生活することが多く、生息の確認に技術を要することから、この地方での生息条件をよく理解している地元野鳥観察者の知識を生かした調査による確認が必要である。 ヤマセミは対象事業実施区域では記録されていないことになっているが、使用されたヤマセミの巣穴を確認している。ヤマセミは、対象実施区域に巣穴があることから、用地内を含む一帯がヤマセミの営巣エリアと認識するべきである。現在愛知県内で繁殖が確認されているヤマセミは10ペア以下で、保全の必要度は高いと考えられる。 アカショウビンは移動途中と断定されているが、事業実施地周辺で繁殖しており、繁殖期の確認があれば事業実施地内で繁殖していることは十分考えられる。当地方におけるアカショウビンは繁殖期の一時期のみよく鳴くが、それ以外の時期はほとんど鳴かない。これは、当地方では生息数が少なく、テリトリー宣言の必要性が小さいと考えられる。 従ってこれらの絶滅危惧種については、生息状況について必要なデータを揃えた上で生息状況の評価と予測をやり直し、環境保全措置の対象とするべき。 またこれらは、絶滅の恐れのあるというだけでなく里山環境の生物多様性を評価することができる種でもあるので、この観点からも事後調査対象種に入れるべき。 	<p>鳥類の調査については、平成19年から平成22年までの調査を実施しています。調査内容については、その行動圏や、越冬期や営巣期等を考慮し、必要な範囲・回数・時期を設定しており、予測及び評価するために必要な情報を適切に調査したと考えています。</p> <p>オオタカについては、対象事業実施区域では営巣が確認されており、行動圏解析の結果、高利用域は改変区域に含まれていません。</p> <p>アオシギについては、冬鳥として確認されており、確認数の7割が周辺地域で確認されています。</p> <p>ヤマセミについては、周辺地域で営巣を確認していますが、対象事業実施区域では確認されていません。なお、ヤマセミにも留意して環境監視を実施します。</p> <p>アカショウビンについては、周辺地域における確認数が顕著に多く、対象事業実施区域の確認地点はいずれも1日のみの確認であることから、移動途中の一時利用であると考えられます。</p> <p>以上のことから、生息環境の変化は小さいと予測しています。</p> <p>なお、農業従事者の高齢化、後継者の不足等により、人工林の多くが不健全林となり二次林も放置され、耕作面積も減少するなど、里山の荒廃が進んでいる状況の中で、事業者の新たな取組として、地域と連携・協働を図りながら、広く残した残置森林等において、人工林の針広混交林化や水田等の谷津田環境を維持するなど、森林・谷津田（里山）の保全・維持管理を適切に実施し、開発と環境の両立を目指します。</p>
5.2 -47	<p>ヨタカは予測結果の誤りを修正すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ヨタカに関する予測結果として、「～非改変区域の本種が生息する樹林は、保全されるとともに～外周部等に残置森林等を配置するなどの配慮を実施することから、生息環境の変化は小さいと考えられる。」とある。 しかし、ヨタカは林縁から草原において営巣し、採食する種であるため、この予測は誤っている。 ヨタカは、国及び県のレッドリストにおいて絶滅危惧Ⅱ類に指定されており、その急激な減少から絶滅が心配されている種である。県内においては、工業用地や住宅用地等の開発により、特に危機的な減少傾向をみせている。このため、生息環境の創生や光対策など適切な配慮がなされなければ、姿を消す可能性が非常に高い。 従って、上記の誤りを修正するとともに、サンバと同等の調査を行った上で環境保全措置を講ずるべきである。 	<p>ヨタカについては、林縁の地上で営巣しますが、平成19年秋季から平成22年夏季までの調査において、非改変区域で延べ3地点、周辺地域で延べ18地点で確認されており、非改変区域の樹林を利用していると考えられるため、ヨタカの生息環境は保全されることから、生息環境の変化は小さいと予測しています。</p> <p>さらに、農業従事者の高齢化、後継者の不足等により、人工林の多くが不健全林となり二次林も放置され、耕作面積も減少するなど、里山の荒廃が進んでいる状況の中で、事業者の新たな取組として、地域と連携・協働を図りながら、広く残した残置森林等において、人工林の針広混交林化や水田等の谷津田環境を維持するなど、森林・谷津田（里山）の保全・維持管理を適切に実施し、開発と環境の両立を目指します。</p>

意見 番号	意見の概要	事業者の見解
5.2 -48	<p>コサメビタキの行動圏調査をするとともに環境保全措置について定量的に評価すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛知県レッドリスト準絶滅危惧種であるコサメビタキは、改変区域で延べ 36 地点、非改変区域で延べ 28 地点で生息が確認され、生息環境の変化があることを認めている。本種にかかる環境保全措置は、植生転換による広葉樹林化により、生息環境の変化が低減できると記述されている。 ・しかし、コサメビタキの行動圏や必要な環境要求についての調査が行われておらず、その生息環境に関する定量的な評価ができていない。 ・また、どのような樹種構成の広葉樹林であれば生息可能であり、広葉樹林化がどの程度の期間必要であるのかも述べられていないため、環境保全措置として適切かどうかの評価できない。 ・従って、改変区域で生息（繁殖）できなくなる 36 地点のつがいが、非改変区域の植生転換ですべて移動できる面積が確保できるかどうかの予測は不可能である。 ・コサメビタキについて定量的なデータに基づく環境保全措置を講ずるべきである。 	<p>コサメビタキについては、広葉樹林に生息する小型の鳥類であり、平成 19 年秋季から平成 22 年夏季までの調査において、改変区域 36 地点、非改変区域 28 地点、周辺地域 91 地点で、鳴声や個体により広く生息が確認されています。また、大型の猛禽類のように小型鳥類の行動圏や個体数を調査することは難しいと考えています。</p> <p>また、改変区域の改変により生息環境の変化があると予測されることから、広葉樹林化や針広混交林化などの樹林環境の創出・向上を図るとともに、事後調査を実施します。</p> <p>さらに、農業従事者の高齢化、後継者の不足等により、人工林の多くが不健全林となり二次林も放置され、耕作面積も減少するなど、里山の荒廃が進んでいる状況の中で、事業者の新たな取組として、地域と連携・協働を図りながら、広く残した残置森林等において、人工林の針広混交林化や水田等の谷津田環境を維持するなど、森林・谷津田（里山）の保全・維持管理を適切に実施し、開発と環境の両立を目指します。</p> <p>なお、残置森林等において針広混交林、二次林、若齢二次林、高木落葉広葉樹林等に誘導する場所は、誘導目標の当てはめ結果として記載しています。</p>
5.2 -49	<p>施設の完成した時期におけるコサメビタキに対する環境保全措置によって低減される変化の割合を個体数で示して影響の程度を評価すべきである。</p> <p>まずはコサメビタキの好む生息環境が改変によってどれだけ失われ、植生転換や間伐等によってどれだけの新たな良好な生息環境が創出されるのかを面積で示すべきである。更には環境保全措置によって低減されると予測される個体数の減少割合も数値で示した上で評価すべきである。林相別のコサメビタキのおおよその個体数密度は、以下の 2 つの論文の情報（林相別の種別優占度（I の表 11）と林相タイプ別の 15ha 当り全種合計の生息個体数（IV の Table 1 の D 値）から算出できる。</p> <p>由井正敏（1976）森林性鳥類の群集構造解析 I．林相間類似性と類型化および種構成（繁殖期）．山階鳥研報 8：223-248。</p> <p>由井正敏・鈴木祥悟（1987）森林性鳥類の群集構造解析 IV．繁殖期群集の林相別生息密度、種数および多様性．山階鳥研報 19：13-27。</p> <p>その際、研究開発施設やテストコースによって分断された森林の合計面積に対して個体数密度を掛けて個体数を算出するのではなく、連続したひとかたまりの森林ごとに個体数を推定し、小数点以下は切り捨てた上で全体の個体数を足し合わせて算出すべきである。</p> <p>また、植生転換等によって誘導目標とする森林タイプに移行するまでに掛かる年月についても考慮すべきである。</p>	

意見 番号	意見の概要	事業者の見解
5.2 -50	<p>本対象事業実施区域の東地区の改変区域内のホトケドジョウの個体密度の高い生息地は保全し、またホトケドジョウの生息環境の強化を図り、実効性のあるホトケドジョウの生息と繁殖の保全措置であることを確認して、本対象事業の実施を許すべきである。</p> <p>ホトケドジョウについては、改変区域 1 地点、非改変区域 2 地点、周辺地域 3 地点で個体密度の高い生息地つまり繁殖地が確認された。このうち、改変区域内の個体密度が高い生息地は工事によって完全に破壊されることになる。従って、このような個体密度が高い繁殖地の貴重な改変区域内の生息地は保全されるべきである。</p> <p>また、本対象事業計画における土地利用構想では、改変区域 270ha、非改変区域 390haとされ、少なくとも約 41%以上の区域が改変される。テストコースが建設される東地区は、改変面積の大部分を占め、かつ同地区北側のテストコース造成のための切土・盛土により、沖川水系の枝状に広がっていた谷とそこの谷津田が埋め立てられ、水源となる樹林地が切土により改変される。西地区は、保久川と蕪木川の水源となる樹林地が改変される。従って、水源地域の改変により、その下流の本対象事業実施区域および区域外に生息するホトケドジョウに影響がないかどうか、地下水の湧出状況や水質に変動が起こる可能性があることを踏まえて検討するべきである。そして、環境保全措置として、湧水周辺の水田脇で素堀水路等の整備による承水路環境の創出・向上が行われることになっているが、どこに、どのような、どれだけの素堀水路を整備するか、その維持をどのようにするか、以上を明確にして、ホトケドジョウの生息と繁殖が永続的に保全されて保全措置として実効性のあることを確認して、本対象事業の実施を許すべきである。</p>	<p>環境影響評価の実施に当たっては、環境影響の回避・低減の観点から当初の土地利用構想を大幅に見直し、施設規模を最大限縮小しています。</p> <p>具体的には、現在の地形、樹林地及び水系を活かすため、骨格となる尾根や谷筋はできる限り保全するとともに、テストコース及び管理道路の一部をトンネル化・橋梁化しています。また、対象事業実施区域の重要な動植物及び猛禽類の生息・生育環境を保全するため、東側の改変区域を北側へ移動、南西側の改変区域を大幅に縮小、西側の改変区域を縮小、さらに南西側の改変区域は配置を見直し、動植物にとって重要な森林・谷津田などの環境をできる限り一体的に保全しています。</p> <p>ホトケドジョウについては、土地利用構想の見直しにより、その影響を回避・低減しましたが、生息環境である谷津田の承水路の変化の程度から、一部の生息地については、生息環境の変化はあると予測しています。このため、承水路環境の創出・向上を図るとともに、事後調査を実施します。</p> <p>さらに、農業従事者の高齢化、後継者の不足等により、人工林の多くが不健全林となり二次林も放置され、耕作面積も減少するなど、里山の荒廃が進んでいる状況の中で、事業者の新たな取組として、地域と連携・協働を図りながら、広く残した残置森林等において、人工林の針広混交林化や水田等の谷津田環境を維持するなど、森林・谷津田（里山）の保全・維持管理を適切に実施し、開発と環境の両立を目指します。</p>
5.2 -51	<p>ヒルムシロの環境保全措置としての移植については慎重に検討されるべきである。</p> <p>レッドデータブックあいちで準絶滅危惧種とされているヒルムシロについて、本準備書は環境保全措置として移植をあげている。</p> <p>しかし、1 か所しか確認されていない生息場所の保全をまず検討すべきであり、移植は最後の手段である。また、移植による保全は、それが保全可能かどうかを実証されなければ適切な環境保全措置とはいえない。</p>	<p>環境影響評価の実施に当たっては、環境影響の回避・低減の観点から当初の土地利用構想を大幅に見直し、施設規模を最大限縮小しています。</p> <p>具体的には、現在の地形、樹林地及び水系を活かすため、骨格となる尾根や谷筋はできる限り保全するとともに、テストコース及び管理道路の一部をトンネル化・橋梁化しています。また、対象事業実施区域の重要な動植物及び猛禽類の生息・生育環境を保全するため、東側の改変区域を北側へ移動、南西側の改変区域を大幅に縮小、西側の改変区域を縮小、さらに南西側の改変区域は配置を見直し、動植物にとって重要な森林・谷津田などの環境をできる限り一体的に保全しています。</p> <p>ヒルムシロについては、専門家の指導及び助言を得ながら、移植及び水路環境の創出・向上を図るとともに、事後調査を実施します。</p> <p>さらに、農業従事者の高齢化、後継者の不足等により、人工林の多くが不健全林となり二次林も放置され、耕作面積も減少するなど、里山の荒廃が進んでいる状況の中で、事業者の新たな取組として、地域と連携・協働を図りながら、広く残した残置森林等において、人工林の針広混交林化や水田等の谷津田環境を維持するなど、森林・谷津田（里山）の保全・維持管理を適切に実施し、開発と環境の両立を目指します。</p>

意見 番号	意見の概要	事業者の見解
5.2 -52	植物について、「移植や適度な草刈等により、各対象種の生育が期待できる環境を創出・向上する」とされているが、これまで移植によって生育が維持された例はほとんどない。生物がそこに存在しているのは、そこが生育に適する条件を有しているからで、その条件は周囲の無数の条件を含む一つの系である。人為的に似た環境を創出して移植することで影響が回避・低減されるとは考えられない。	植物について、移植を実施するのは、改変区域でのみ生育が確認されたヒルムシロの1種です。この移植については、専門家の指導及び助言を得ながら実施するとともに、事後調査を実施します。
5.2 -53	重要な鳥類に対する環境保全措置（サシバ）で「水田・湿地環境の創出・向上」として「現況の休耕田等を復田等により水田・湿地環境を整備するとともに、水田等で適度な代掻きや減農薬を実施するなど、本種の生息が期待できる水田・湿地環境を創出・向上する。」とあるが、休耕田等の復田等は、誰が行うのか、この表では実施主体は事業者、トヨタとあいまいだが、実施主体が自ら実施するのか、所有者に委託するのか。事業者としての県企業庁が用地造成事業としてこうした復田等を行えるのか。そもそも休耕田等の復田等は農政上可能なのか。不明なことだらけである。もっと確実にこの施策が実施できる諸条件を明記すべきである。	水田・湿地環境の創出・向上については、事業者及びトヨタが連携し、用地造成工事の実施期間は事業者が主体となり、その後はトヨタが主体となり実施します。 また、農業従事者の高齢化、後継者の不足等により、人工林の多くが不健全林となり二次林も放置され、耕作面積も減少するなど、里山の荒廃が進んでいる状況の中で、事業者の新たな取組として、地域と連携・協働を図りながら、広く残した残置森林等において、人工林の針広混交林化や水田等の谷津田環境を維持するなど、森林・谷津田（里山）の保全・維持管理を適切に実施し、開発と環境の両立を目指します。
5.2 -54	生態系の注目種に対する環境保全措置（サシバ）で「水田・湿地環境の創出・向上」、「樹林環境の創出・向上」とあるが、休耕田等の復田等は、誰が行うのか、実施主体が自ら実施するのか委託するのか。事業者としての県企業庁が用地造成事業として復田等を行えるのか。そもそも休耕田等の復田等は農政上可能なのか。不明なことだらけである。もっと確実にこの施策が実施できる諸条件を明記すべきである。また、針葉樹は駄目で広葉樹がいいと一律に植生転換を進めることは本当に正しいのか検討が必要である。	水田・湿地環境の創出・向上については、事業者及びトヨタが連携し、用地造成工事の実施期間は事業者が主体となり、その後はトヨタが主体となり実施します。 また、農業従事者の高齢化、後継者の不足等により、人工林の多くが不健全林となり二次林も放置され、耕作面積も減少するなど、里山の荒廃が進んでいる状況の中で、事業者の新たな取組として、地域と連携・協働を図りながら、広く残した残置森林等において、人工林の針広混交林化や水田等の谷津田環境を維持するなど、森林・谷津田（里山）の保全・維持管理を適切に実施し、開発と環境の両立を目指します。 なお、環境保全措置の樹林環境の創出・向上については、植生転換により樹林の広葉樹林化など樹林環境を整備しますが、針葉樹林を全て広葉樹林に転換するわけではありません。
5.2 -55	重要な動物に対する環境保全措置（ホトケドジョウ）で「承水路環境の創出・向上」として「湧水周辺の水田脇で素堀水路等を整備するとともに、水田等で減農薬を実施するなど」とあるが、実施主体は事業者、トヨタとあいまいだが、実施主体が自ら実施するのか、誰かに委託するのか。事業者としての県企業庁が用地造成事業としてこうした承水路環境の創出を行えるのか。もっと確実にこの施策が実施できる諸条件を明記すべきである。	承水路環境の創出・向上については、事業者及びトヨタが連携し、用地造成工事の実施期間は事業者が主体となり、その後はトヨタが主体となり実施します。 また、農業従事者の高齢化、後継者の不足等により、人工林の多くが不健全林となり二次林も放置され、耕作面積も減少するなど、里山の荒廃が進んでいる状況の中で、事業者の新たな取組として、地域と連携・協働を図りながら、広く残した残置森林等において、人工林の針広混交林化や水田等の谷津田環境を維持するなど、森林・谷津田（里山）の保全・維持管理を適切に実施し、開発と環境の両立を目指します。
5.2 -56	生態系の注目種に対する環境保全措置（ホトケドジョウ）で「承水路環境の創出・向上」として「湧水周辺の水田脇で素堀水路等を整備するとともに、水田等で減農薬を実施するなど」とあるが、実施主体が自ら実施するのか委託するのか。事業者としての県企業庁が用地造成事業としてこうした承水路環境の創出を行えるのか。もっと確実にこの施策が実施できる諸条件を明記すべきである。	承水路環境の創出・向上については、事業者及びトヨタが連携し、用地造成工事の実施期間は事業者が主体となり、その後はトヨタが主体となり実施します。 また、農業従事者の高齢化、後継者の不足等により、人工林の多くが不健全林となり二次林も放置され、耕作面積も減少するなど、里山の荒廃が進んでいる状況の中で、事業者の新たな取組として、地域と連携・協働を図りながら、広く残した残置森林等において、人工林の針広混交林化や水田等の谷津田環境を維持するなど、森林・谷津田（里山）の保全・維持管理を適切に実施し、開発と環境の両立を目指します。

意見 番号	意見の概要	事業者の見解
5.2 -57	重要な動物に対する環境保全措置（メダカ）で「水路環境の創出・向上」として「既確認地点周辺等において、現況の地形及び植生等を考慮し、水路環境を整備するとともに」とあるが、改変区域は5地点もある。この全区域でこうした措置を講ずるのか。	水路環境の創出・向上については、対象事業実施区域の非改変区域の既確認地点周辺等において実施するとともに、事後調査を実施します。 また、農業従事者の高齢化、後継者の不足等により、人工林の多くが不健全林となり二次林も放置され、耕作面積も減少するなど、里山の荒廃が進んでいる状況の中で、事業者の新たな取組として、地域と連携・協働を図りながら、広く残した残置森林等において、人工林の針広混交林化や水田等の谷津田環境を維持するなど、森林・谷津田（里山）の保全・維持管理を適切に実施し、開発と環境の両立を目指します。
5.2 -58	重要な植物に対する環境保全措置（コミゾソバ）で「湿地環境の創出・向上」として「既確認地点周辺等において、現況の地形及び植生等を考慮し、湿地環境を整備するとともに、乾燥化を防ぐ適度な草刈り等を実施する」とあるが改変区域が5地点もある。この全区域でこうした措置を講ずるのか。	湿地環境の創出・向上については、対象事業実施区域の非改変区域の既確認地点周辺等において実施するとともに、事後調査を実施します。 また、農業従事者の高齢化、後継者の不足等により、人工林の多くが不健全林となり二次林も放置され、耕作面積も減少するなど、里山の荒廃が進んでいる状況の中で、事業者の新たな取組として、地域と連携・協働を図りながら、広く残した残置森林等において、人工林の針広混交林化や水田等の谷津田環境を維持するなど、森林・谷津田（里山）の保全・維持管理を適切に実施し、開発と環境の両立を目指します。
5.2 -59	国立公園からは離れているが、自然公園法により保護されている貴重な植物（キンラン、マアザミ、サワギキョウ、レンゲツツジなど）は保護、保全されないのか。場所はちがっても同じ様に貴重な植物であると思う。	植物については、重要な植物種及び植物群落を予測項目としており、重要な植物種及び植物群落は、「文化財保護法」、「絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律」、「哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物Ⅰ及び植物Ⅱのレッドリスト」、「愛知県の絶滅のおそれのある野生生物 レッドデータブックあいち 2009」、「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」及び「植物群落レッドデータブック」により抽出しています。 キンランについては、重要種として抽出され予測しており、生育環境の変化があると予測されます。このため、水田・湿地環境の創出・向上及び樹林環境の創出・向上を図るとともに、事後調査を実施します。 また、農業従事者の高齢化、後継者の不足等により、人工林の多くが不健全林となり二次林も放置され、耕作面積も減少するなど、里山の荒廃が進んでいる状況の中で、事業者の新たな取組として、地域と連携・協働を図りながら、広く残した残置森林等において、人工林の針広混交林化や水田等の谷津田環境を維持するなど、森林・谷津田（里山）の保全・維持管理を適切に実施し、開発と環境の両立を目指します。 なお、サワギキョウ及びレンゲツツジは、重要な植物種として抽出されませんでした。残置森林等に生育しています。マアザミは、確認されていません。

意見 番号	意見の概要	事業者の見解
5.2 -60	開発区域のシイ・カシ林は、植生図からは北東地域に2か所の小規模な群落である。この地域にはシイ・カシ林はここにしかないので、そこに住む生き物はすみかを奪われてしまう。この2か所を皆伐するのは中止し、表土と共に近くの似た環境の適地に移植するべきである。	シイ・カシ林については、対象事業実施区域内の北東部の改変区域に小規模な群落が1か所分布していますが、もう1箇所は対象事業実施区域の北東部の対象事業実施区域外に分布しています。その他、対象事業実施区域の少し北の対象事業実施区域外にも、まとまったシイ・カシ林が分布しています。 また、造成法面等及び施設周辺の緑化については、現存植生等を考慮し、できる限り改変に伴う表土を保存し造成法面等及び施設周辺に活用するとともに、対象事業実施区域に自生している樹木やその種子から苗木を育て活用します。 さらに、農業従事者の高齢化、後継者の不足等により、人工林の多くが不健全林となり二次林も放置され、耕作面積も減少するなど、里山の荒廃が進んでいる状況の中で、事業者の新たな取組として、地域と連携・協働を図りながら、広く残した残置森林等において、人工林の針広混交林化や水田等の谷津田環境を維持するなど、森林・谷津田（里山）の保全・維持管理を適切に実施し、開発と環境の両立を目指します。
5.2 -61	残置森林がスギ、ヒノキの人工林なのか、コナラやシイ、カシ林なのかわかるような資料を作るべきである。今のものは小さすぎてわからない。	植生図については、全体の位置関係が判る範囲として広域図を示した上で、できる限り確認できるよう4分割した拡大図も示しました。 なお、図については、内容を考慮し、適切な縮尺で記載していると考えています。

意見 番号	意見の概要	事業者の見解
(3) その他（景観、地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況、廃棄物等、温室効果ガス等）		
5.3 -1	花山小学校の子どもたちがどんぐりを拾っている落葉広葉樹林は残るのか。景観は地域の財産である。地元住民からみた景観がわかるように花山小学校周辺の完成予想図を作るべきである。 春と秋の航空写真に完成予想図を入れるべきである。	森林・谷津田（里山）の保全対策・維持管理の一環として、人工林の落葉広葉樹林化を図ります。 また、対象事業実施区域周辺からの景観を保全するため、対象事業実施区域の外周部等に残置森林等を配置します。 さらに、造成法面及び擁壁等の構造については、周辺環境に調和するよう配慮し、施設については、対象事業実施区域の中央部に配置するとともに、建物の高さは原則として25m以下とし、色彩等はできる限り周辺環境に調和するよう配慮します。このため、近景で施設が確認できる箇所は限られています。 なお、景観の主要な眺望点及び予測対象時期等は、景観の特性を踏まえ設定しています。
5.3 -2	景観の予測結果の眺望点番号2で「橋梁については、周囲の景観に配慮し、外観や色彩等はできる限り周辺環境と調和したものとする計画であることから、本事業による景観への影響はきわめて小さい。」とあるが、景観予測図冬季、夏季ともに、橋梁は通常の無骨なコンクリート色であり、周囲の景観に配慮したとは思われない。	橋梁については、周囲の環境や景観と調和のとれたものとなるように、外観や色彩等を総合的に勘案した構造・形状を計画しており、景観への違和感は軽減されているものと考えています。
5.3 -3	地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況のなかで、埋蔵文化財包蔵地の状況として、番号61 神谷上切遺跡、62 中坂佐後遺跡、63 道山遺跡は事業実施区域内である。それにもかかわらず、調査、予測、評価の結果の地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況では、事業実施区域周辺の5か所しか行っていない。事業実施区域内の3遺跡について、改変予定地なのか、非改変地区なのか、改変予定地なら、いつ、どのような措置をとるかを明記すべきである。	埋蔵文化財の調査については、県教育委員会が調査を実施しており、今後、その調査結果に基づき必要な対応を行います。
5.3 -4	廃棄物等の造成工事に伴い発生する残土量の予測結果が、切土、盛土ともに1,270万m ³ という結論だけ示されている。そもそも造成工事という以上、どこをどれだけ削り、どこに盛土するかを詳細に示すのが常識である。配置図に切土、盛土の位置、それぞれの容積根拠として適切な断面図を示すべきである。	「切土、盛土その他の土地の形状の変更に関する計画の概要」において、切土、盛土の位置を示しています。 なお、準備書の作成に当たっては、膨大なデータ類となることから、内容を精査し記載するよう努めています。
5.3 -5	温室効果ガス等の予測方法で、樹木の伐採面積があるが、対象面積が省略されており、伐採により減少する二酸化炭素吸収量が小さく見積もられているので、再計算すべきである。廃棄物等の予測結果の「造成工事に伴い発生する伐採樹木量の予測結果では、メダケ群落、クズ群落、竹林、果樹園、茶畑も伐採することになっている。これらの二酸化炭素吸収量が省略されている。	温室効果ガス等の予測に当たっては、メダケ群落、クズ群落、竹林、果樹園及び茶畑は、二酸化炭素を固定する木材量の経年的な増加がほとんどないことから、二酸化炭素の吸収（固定）源としては算定していません。

意見 番号	意見の概要	事業者の見解
6 環境の保全のための措置に関する意見		
6-1	<p>環境の保全のための措置として、(1) 環境保全措置、(2) 更なる環境配慮があるが、(2) 更なる環境配慮について「環境保全措置については、確実に実施します。これらに加え、より一層の環境保全の見地から検討したさらなる環境配慮」としているが、わざわざ(1) 環境保全措置と分ける必要はない。検討や努力を続けることで環境保全措置に入れるべきではないか。さもないと、更に配慮することだから、真剣に推進するほどのことはない、と手抜きする場合が多い。</p>	<p>準備書は、条例及び指針に基づき、記載するものとされている事項を取りまとめています。 また、指針の規定にはありませんが、事業者として、より一層の環境保全の見地から、「更なる環境配慮」を検討し、その内容を準備書に記載しています。</p>
6-2	<p>「新たな取り組み」における里山環境の保全管理活動について環境影響評価上の位置づけを明確にすべきである。</p> <p>「新たな取り組み」において、対象事業実施区域及び周辺地域における里山環境の保全管理についての目標像と基本方針が記述されているが、これらの環境影響評価上の位置づけが明確でない。</p> <p>対象事業実施区域における環境保全措置及び区域内だけでは達成できない環境保全措置の一環であるならば、そのことを明確にし、実施目標を定量的な評価に基づいて具体的に設定すべきである。</p> <p>また、その達成を評価し順応的に管理していくため、現地の自然環境に詳しい観察者が参画した、公正で透明性の高い評価委員会を設置し、適正な環境保全措置を監視するべきである。</p> <p>対象事業実施区域周辺の里山環境の保全管理について、一過性のものでなく、持続的な循環利用のモデルを提示すべき。里山の生産物に対する経済的な誘導措置といった手法も検討すべき。</p>	<p>条例では、環境影響評価とは、事業の実施が環境に及ぼす影響について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することと定義されています。</p> <p>一方、「新たな取組」は、事業者として、荒廃しつつある森林・谷津田（里山）の現状を踏まえ、地域と連携しながら、広く残した森林・谷津田（里山）の保全・維持管理を目指す取組です。</p> <p>この取組は、環境保全措置ではありませんが、動物、植物及び生態系の環境影響評価と密接に関連するため、記載しています。</p> <p>また、森林・谷津田（里山）の保全・維持管理に当たっては、地元の環境保全団体等と連携を図るとともに、モニタリング調査の結果や専門家等の意見を踏まえ、順応的に実施します。</p>
6-3	<p>環境の保全のための措置として、新たな取組で、誘導目標の施策・管理手法の表があるが、それぞれの実施主体を明記すべきである。水田等について「生物多様性の保全に配慮して、畦の草刈り管理を行うこととする。なお、できる限り、水田内承水路の整備、有機農法、無農薬（減農薬）等の取組を行う。」というような内容は、事業区域内であればトヨタ自動車のものがあるが、どう実施するのか、そもそも可能なのか、絵に描いた餅にすぎないのではないかという疑問が生じる。少なくとも実施主体をわかるようにしておくべきである。</p>	<p>新たな取組については、事業者及びトヨタが連携し、用地造成工事の実施期間は事業者が主体となり、その後はトヨタが主体となり実施します。</p>

意見 番号	意見の概要	事業者の見解
6-4	<p>準備書を見直し当地がミゾゴイ、ハチクマ、サシバ、ヨタカをはじめとする多くの絶滅危惧種を含む数多くの野生生物種の繁殖地、あるいは生息地として重要な場所であり、貴重な里山環境が維持された生物多様性の非常に高い地域であることが確認されたものと考えている。</p> <p>よって、開発予定地の内および周辺地域において、鳥類では国県の絶滅危惧指定種であるミゾゴイ、ハチクマ、サシバ、ヨタカ、オオタカ、サンショウクイ及び県の絶滅危惧指定種であるヤマセミ、アカショウビン、ヤマシギ、アオシギ、ツツドリ、フクロウ、クロツグミ、コサメビタキ、サンコウチョウをはじめ、ここに生息する野鳥、その他全ての野生生物の生息環境の維持、復元を図るべきである。</p> <p>ミゾゴイ、サシバなど特定の種では環境保全措置を行うが、それでも一部に効果の不確実性があることを準備書は認めている。環境保全措置として最も重要なことは、生態系と各野生生物種の生息環境について、工事の前と工事が終了し植生が復元して安定してからを比較したときに、工事前と同等あるいは工事前より優れた環境となるような保全措置を行うべきであり、それは現在想定されている費用でも十分実現が可能であると考えている。</p>	<p>環境影響評価の実施に当たっては、環境影響の回避・低減の観点から当初の土地利用構想を大幅に見直し、施設規模を最大限縮小しています。</p> <p>具体的には、現在の地形、樹林地及び水系を活かすため、骨格となる尾根や谷筋はできる限り保全するとともに、テストコース及び管理道路の一部をトンネル化・橋梁化しています。また、対象事業実施区域の重要な動植物及び猛禽類の生息・生育環境を保全するため、東側の改変区域を北側へ移動、南西側の改変区域を大幅に縮小、西側の改変区域を縮小、さらに南西側の改変区域は配置を見直し、動植物にとって重要な森林・谷津田などの環境をできる限り一体的に保全しています。</p> <p>また、生息・生育環境の変化があると予測された種について、生息・生育が期待できる環境の創出・向上等を図るとともに、事後調査等を実施します。事後調査等の実施に当たっては、専門家の指導及び助言とともに、地域の方々の意見をお聞きしながら実施します。</p> <p>一方、農業従事者の高齢化、後継者の不足等により、人工林の多くが不健全林となり二次林も放置され、耕作面積も減少するなど、里山の荒廃が進んでいる状況の中で、地元の環境保全団体等から構成される「しもやま里山協議会」は、立地企業との連携を図りながら、里山の恵みを活用する炭焼きなどの様々な取組を対象事業実施区域の森林・谷津田や対象事業実施区域の周辺で試みるとともに、その情報発信を行って地域の発展や自然・生態系が調和・共存できる里山環境を保全する活動を行っています。事業者の新たな取組として、このような地域の取組と連携・協働を図りながら、広く残した残置森林等において、間伐等の森林施業や水田管理を実施するなど、地域住民の営みによって維持されてきた森林・谷津田（里山）の保全・維持管理を適切に実施し、開発と環境の両立を目指します。</p>
6-5	<p>景観について、豊田市景観計画によれば「敷地内にシンボルとなる樹木がある場合は、それらを極力保全し、また活かすよう努める」「生物多様性の保全に心がける」とある。シンボルとなる樹木に何を設定しているのか。旧下山村内のスタジイは豊田市内でも珍しいという調査結果があるが、事業地内のスタジイはムササビのためにも保全すべきである。</p>	
6-6	<p>開発予定地周辺で猛禽類調査を行った地域でのサシバ・ミゾゴイの生息環境の維持、復元を図るべきである。</p> <p>開発予定地では環境保全措置を行うとしているが、それでも一部に効果の不確実性があることを準備書は認めている。また周辺地域では今回の事業により農地の耕作を諦める方々が一層増加し、開発予定地外での里地・里山環境は悪化していく。これは直接的にはないものの、今回の事業のもたらす結果には違いない。その環境の維持・復元に事業者である愛知県とトヨタ自動車は責任を持つべきである。</p>	
6-7	<p>環境保全を「生物多様性オフセット」の「代償ミティゲーションとノーネットロス原則」で。 希少種を含めた保全策を、「代償ミティゲーション」として、真摯に取り組むべきである。</p>	
6-8	<p>ノーネットロス宣言を行うべきである。 環境保全を「生物多様性オフセット」、特に「ノーネットロス原則」で、三河湾の放置されている埋め立て地を、かつての干潟として復元と生きものを復活させるとの宣言をお願いしたい。</p>	

意見 番号	意見の概要	事業者の見解
6-9	<p>「生物多様性オフセット」にて行うという宣言を行うべきである。</p> <p>何よりも重要なことは、これにより、日本初の具体的な「生物多様性オフセット」に関わる宣言となることである。またいま、「東日本大地震」と「福島第一原発」の発生により、日本は大きく変わると、いや変わらなければならないと見なされている社会情勢に、全世界に向かって、トヨタとして明確に、環境を最大限重視しているという宣言をすることになる。その効果は計り知れないだろうと確信できるからである。同時に、これはトヨタが自動車産業で世界一になると宣言をした現在、その倫理的な、かつ存立基盤を明確に世界に宣言できる大きな礎となるであろうことを、確信している。</p>	<p>環境影響評価の実施に当たっては、環境影響の回避・低減の観点から当初の土地利用構想を大幅に見直し、施設規模を最大限縮小しています。</p> <p>具体的には、現在の地形、樹林地及び水系を活かすため、骨格となる尾根や谷筋はできる限り保全するとともに、テストコース及び管理道路の一部をトンネル化・橋梁化しています。また、対象事業実施区域の重要な動植物及び猛禽類の生息・生育環境を保全するため、東側の改変区域を北側へ移動、南西側の改変区域を大幅に縮小、西側の改変区域を縮小、さらに南西側の改変区域は配置を見直し、動植物にとって重要な森林・谷津田などの環境をできる限り一体的に保全しています。</p> <p>また、生息・生育環境の変化があると予測された種について、生息・生育が期待できる環境の創出・向上等を図るとともに、事後調査等を実施します。事後調査等の実施に当たっては、専門家の指導及び助言とともに、地域の方々の意見をお聞きしながら実施します。</p> <p>一方、農業従事者の高齢化、後継者の不足等により、人工林の多くが不健全林となり二次林も放置され、耕作面積も減少するなど、里山の荒廃が進んでいる状況の中で、地元の環境保全団体等から構成される「しもやま里山協議会」は、立地企業との連携を図りながら、里山の恵みを利活用する炭焼きなどの様々な取組を対象事業実施区域の森林・谷津田や対象事業実施区域の周辺で試みるとともに、その情報発信を行って地域の発展や自然・生態系が調和・共存できる里山環境を保全する活動をしています。事業者の新たな取組として、このような地域の取組と連携・協働を図りながら、広く残した残置森林等において、間伐等の森林施業や水田管理を実施するなど、地域住民の営みによって維持されてきた森林・谷津田（里山）の保全・維持管理を適切に実施し、開発と環境の両立を目指します。</p>
6-10	<p>「生物多様性オフセット」を行うという「ノーネットロス宣言」を行うべきである。</p> <p>特に、生物多様性条約第 10 回締結国会議（生物多様性COP10）を開催した直後でもあり、地球温暖化でのCO₂ 商取引や、生物多様性オフセットにかかわる商取引のいずれもが、世界的な潮流として、かつ国連からの提案として世界中が議定書を締結して参加している内容である。世界の 54 か国が批准している「生物多様性オフセット」では、それをトヨタが知らなかったでは世界に全く通用しない。そこをよく学習して、その基本に乗っ取って、開発手法を考えてもらいたい。その中でも、あくまで大事なものは、代償ミティゲーションとノーネットロス原則にあるといわれている。里山や湿地を研究開発センター、特にテストコースとしてのみを目的にして破壊してしまえば、まさに代償ミティゲーションとノーネットロス原則の 2 つとも引つかかる。希少種のための代償行為と、失われる里山部分や湿地をノーネットロスするために、たとえば三河湾で干潟を埋め立てたまま放置されている箇所を、再度湿地や干潟に戻すことによって、ノーネットロスを達成するというような、本来の趣旨を着実に実行するという宣言等を、まずトヨタは先行して出すべきと考える。それこそが、「トヨタ世界一獲得宣言」を出したトヨタとしてのあるべきスタンスだと思うし、それが世界からまことに尊敬される企業になるための、登竜門だと考える。この部分で、「トヨタ世界一獲得宣言」を目指すのであれば、なおさら大手自動車メーカーとしての厳しい倫理観を問われる部分であるので、改めて「地球温暖化+生物多様性」を包含した開発手法と、最新の里山や河川の開発手法を取り入れて、環境と生態系を配慮した最新の実践理論に基づいた、地域を最大限再生可能な方法での開発を真剣に検討されているものと思う。</p> <p>第 1 回目の「トヨタ世界一獲得宣言」の件では、リーマンショック等もあって、あと一步のところまで、その到達目標から、業績ともども大きく後退している。第 2 回目の今回は、まさに 2011 年 3 月。「東日本大震災」の直前にトヨタの現豊田社長が、改めて世界一を獲得すると宣言した。</p>	<p>環境影響評価の実施に当たっては、環境影響の回避・低減の観点から当初の土地利用構想を大幅に見直し、施設規模を最大限縮小しています。</p> <p>具体的には、現在の地形、樹林地及び水系を活かすため、骨格となる尾根や谷筋はできる限り保全するとともに、テストコース及び管理道路の一部をトンネル化・橋梁化しています。また、対象事業実施区域の重要な動植物及び猛禽類の生息・生育環境を保全するため、東側の改変区域を北側へ移動、南西側の改変区域を大幅に縮小、西側の改変区域を縮小、さらに南西側の改変区域は配置を見直し、動植物にとって重要な森林・谷津田などの環境をできる限り一体的に保全しています。</p> <p>また、生息・生育環境の変化があると予測された種について、生息・生育が期待できる環境の創出・向上等を図るとともに、事後調査等を実施します。事後調査等の実施に当たっては、専門家の指導及び助言とともに、地域の方々の意見をお聞きしながら実施します。</p> <p>一方、農業従事者の高齢化、後継者の不足等により、人工林の多くが不健全林となり二次林も放置され、耕作面積も減少するなど、里山の荒廃が進んでいる状況の中で、地元の環境保全団体等から構成される「しもやま里山協議会」は、立地企業との連携を図りながら、里山の恵みを利活用する炭焼きなどの様々な取組を対象事業実施区域の森林・谷津田や対象事業実施区域の周辺で試みるとともに、その情報発信を行って地域の発展や自然・生態系が調和・共存できる里山環境を保全する活動をしています。事業者の新たな取組として、このような地域の取組と連携・協働を図りながら、広く残した残置森林等において、間伐等の森林施業や水田管理を実施するなど、地域住民の営みによって維持されてきた森林・谷津田（里山）の保全・維持管理を適切に実施し、開発と環境の両立を目指します。</p>

意見 番号	意見の概要	事業者の見解
6-11	<p>「森林・谷津田の一体的保全」のためには、現在ある自然の生態系を守り、増進させることが必要になる。そのためには、①谷津田周辺の森林、②谷津田上部の湧水地、③草地、④谷津田について、生物が住みやすく繁殖しやすいものにしていく必要がある。</p> <p>①森林は、スギを間伐し、落葉広葉樹（実のなる木を中心に）増やすことに努めるべきである。→林床の植物種、訪花昆虫種、木の実を食う動物種の多様化を促すことができる。</p> <p>②ため池を使わず山からの湧水で谷津田を維持しているため、湧水地を保全することが必要である。また、湧水地の傍に日の当たる浅い池があれば水生生物や鳥の水浴び場としても利用が可能となる。</p> <p>③草地環境が維持されないと存続できない生き物がいるので、昔はあったと思われる茅場のような草地環境を創出する。→草地に咲くマツムシソウやアザミの仲間などの草本や草地の昆虫、草地の鳥、さらにネズミなどが増え、生物の多様性に貢献することができる。</p> <p>④-1 谷津田は無農薬、有機栽培を行う。水田の周辺の草刈りは道との間に1m幅で草地を残す。→カエルなどの田んぼに住む生き物を保護増殖させ、水田周辺の生態系を豊かなものにすることができる。</p> <p>④-2 谷津田の冬期湛水を行う。→収穫後に産卵するトンボや早春に卵を産むアカガエルやヒキガエルの産卵場所が確保できる。</p>	<p>環境影響評価の実施に当たっては、環境影響の回避・低減の観点から当初の土地利用構想を大幅に見直し、施設規模を最大限縮小しています。</p> <p>具体的には、現在の地形、樹林地及び水系を活かすため、骨格となる尾根や谷筋はできる限り保全するとともに、テストコース及び管理道路の一部をトンネル化・橋梁化しています。また、対象事業実施区域の重要な動植物及び猛禽類の生息・生育環境を保全するため、東側の改変区域を北側へ移動、南西側の改変区域を大幅に縮小、西側の改変区域を縮小、さらに南西側の改変区域は配置を見直し、動植物にとって重要な森林・谷津田などの環境をできる限り一体的に保全しています。</p> <p>また、生息・生育環境の変化があると予測された種について、生息・生育が期待できる環境の創出・向上等を図るとともに、事後調査等を実施します。事後調査等の実施に当たっては、専門家の指導及び助言とともに、地域の方々の意見をお聞きしながら実施します。</p> <p>一方、農業従事者の高齢化、後継者の不足等により、人工林の多くが不健全林となり二次林も放置され、耕作面積も減少するなど、里山の荒廃が進んでいる状況の中で、地元の環境保全団体等から構成される「しもやま里山協議会」は、立地企業との連携を図りながら、里山の恵みを活用する炭焼きなどの様々な取組を対象事業実施区域の森林・谷津田や対象事業実施区域の周辺で試みるとともに、その情報発信を行って地域の発展や自然・生態系が調和・共存できる里山環境を保全する活動をしています。事業者の新たな取組として、このような地域の取組と連携・協働を図りながら、広く残した残置森林等において、間伐等の森林施業や水田管理を実施するなど、地域住民の営みによって維持されてきた森林・谷津田（里山）の保全・維持管理を適切に実施し、開発と環境の両立を目指します。</p>
6-12	<p>普通種の維持について、保管した表土を造成地に戻せばできるのか。</p> <p>元あった場所と同じような環境であればよいが、造成された法面や建物の陰や風通しの悪い所では期待できないのではないかと。</p> <p>その植物を生息環境と共に守るのが基本だが、花山小学校の近くに自然植物園のような森を地域住民と一緒に作れないか。</p> <p>どんぐりを拾ったり、自然観察ができたり、山菜を採ったり自然体験ができる身近な環境が子どもたちの豊かな心を育てるためにも必要である。また、地域住民の交流の場にもなる。</p>	<p>森林・谷津田（里山）の保全・維持管理に当たっては、地元の環境保全団体等と連携を図ることとしています。</p> <p>また、造成法面等及び施設周辺の緑化については、現存植生等を考慮し、できる限り改変に伴う表土を保存し造成法面等及び施設周辺に活用するとともに、対象事業実施区域に自生している樹木やその種子から苗木を育て活用します。</p>

意見 番号	意見の概要	事業者の見解
6-13	<p>事業の目的に、地域の活性化に資することと言う文言があるが、準備書には施設で消費する食品を地産地消するという表現が見られるのみである。3,850人の従業員の消費行動や地域との関わり方を考えて地域の活性化につながる方策を考えるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地産地消は食品などに限らず、広く地域で作られているものにも広げる。また、人工林の間伐をすすめるために、施設内の内装、家具などを地域の間伐材の多様な利用を考えてすすめるべきである。 ・環境学習施設は、従業員や地域の人々が地域の自然を理解するための拠点として利用する。そのために自然を案内できるリーダーの養成を行い、自然環境学習プログラムを作成し従業員や一般の人を案内できるようにすることを目指す。また、施設内人工林の間伐も地元の人に教わりながら従業員が取り組むような体制を整えれば環境意識を高めることができる。 ・谷津田の耕作は、地元の人から稲作を教わり交流するためのよいきっかけ作りになるので、従業員が稲作に関わることができるような仕組みを作るべきである。これが定着すれば、稲作を通して自然環境や生態系をより深く理解することにもつながる。 	<p>森林・谷津田（里山）の保全・維持管理に当たっては、地元の環境保全団体等と連携を図ることとしています。</p> <p>間伐材については、トヨタが環境学習施設の建築材等への活用を計画しています。</p> <p>また、環境学習施設の機能は、「残置森林や谷津田の保全活動の拠点」、「その活動の状況を、見学・体験していただく場」、「地元の方の交流や活動の拠点」及び「学識経験者による環境保全技術の研究フィールド」などを予定しています。</p> <p>なお、谷津田の耕作については、トヨタが環境学習の一環として、従業員も谷津田の維持管理に参加できる仕組みを検討しています。</p>

意見 番号	意見の概要	事業者の見解
7 事後調査の計画及び環境監視の計画に関する意見		
7-1	<p>事後調査・環境監視計画では全て施設完了後 1 年で終了することになっているが、これで環境影響がわかるとは思えない。それ以降の調査継続を約束すべきである。</p> <p>この造成事業における環境保全措置案には植生の誘導目標が明示されているが、植生が安定するまでには 20 年程度あるいはそれ以上を要するものと思われる。また、猛禽類は年によって営巣の状況も変わったりする。目標通りの環境が創生され、生態系や生息環境が確保されているかどうかの継続監視は不可欠と考える。少なくとも事後調査は 5 年の間実施すべきである。</p>	<p>事後調査等については、施設完成後の 1 年、調査を実施する計画としています。それ以降の調査については、調査結果を踏まえ、専門家の指導及び助言や、地域の方々の意見をお聞きしながら検討していきます。</p> <p>また、森林・谷津田（里山）の保全・維持管理に関するモニタリング調査については、対象事業実施区域全体の植生遷移状況の調査を施業後約 20 年目を実施するとともに、動植物相調査を適宜実施します。</p>
7-2	<p>事後調査計画を見ると、最大でも施設完成後 1 年までしか行わないようだが、これで環境影響がわかるとは思えない。例えば、猛禽類は年によって営巣の状況も変わったりする。保全措置の成果についても 1 年では把握できないと考える。少なくとも事後調査は 5 年の間実施すべきである。</p>	
7-3	<p>事後調査の計画が、動物、植物ともに、施設完成後の 1 年では短すぎる。現に現地調査さえ問題が出てきて 4 年間も実施している。動植物への影響は 2 年間で判断できるものではない。</p>	
7-4	<p>事後調査の計画が、動物、植物ともに、工事の実施期間についてはミゾゴイ、ハチクマ、サシバだけは毎年行うが、他の重要な動植物については、「環境保全措置の実施後 1 年間」と限定しているのはおかしい。特に新しい移植地、新しい生息環境での動植物への影響は 1 年間で判断できるものではない。</p>	<p>ミゾゴイ、ハチクマ及びサシバ以外の環境保全措置対象種については、環境保全措置の実施後の 1 年、調査を実施します。</p> <p>また、これ以外に環境保全措置対象種も含めた動物相・植物相調査として、工事期間中に 5 年ごとの調査を環境監視として実施する計画としています。</p> <p>さらに、調査結果を踏まえ、専門家の指導及び助言や、地域の方々の意見をお聞きしながら、必要に応じ、見直しを検討していきます。</p>
7-5	<p>この地域のハチクマ、ミゾゴイ、サシバをはじめとした生き物たちへ、長期にわたる工事の影響がないとは判断することはできない。環境保全措置を確実に実現します、とあるが、ミゾゴイ、ハチクマ、サシバ、ムササビ、カヤネズミ、コヒロハシケシダ、サンショウモ、コムゾソバ、サトヤマタデ、イヌタヌキモ、アギナシ、スブタ、ミズオオバコ、ヒルムシロ、ヒメコヌカグサ、ナガエミクリ等に関しては確実に効果の不確実性が予測される。工事区域及びその周辺について、工事の期間にも繁殖期に限らず調査頻度を上げ、その影響を公開していくことが大事であり、影響が出た時点で直ちに専門家を交えて保全協議し、必要に応じて計画の中断や見直しをする必要がある。</p> <p>また、施設完成後の環境監視に関しても、調査結果は公開し、環境影響の程度が著しいことが明らかになった時は確実な措置を講じること。</p>	<p>事後調査等については、専門家の指導及び助言や、地域の方々の意見をお聞きしながら適切に実施するとともに、調査計画は、調査結果を踏まえ、必要に応じ、見直しを検討していきます。</p> <p>また、調査結果は、適切な時期に公表します。</p>
7-6	<p>事後調査・環境監視計画について、調査の方法や解析の手法、環境影響の認知については、事業者やコンサルタントとは独立した第三者を加えて評価すべきである。環境監視計画の策定に関しても同様である。</p>	

意見 番号	意見の概要	事業者の見解
7-7	<p>科学的なモニタリング調査と、そのフィードバック体制を確保すること。</p> <p>今後の工事から施設運用に当たっては、科学的なモニタリング調査を行い、工事や環境保全措置に適切にフィードバックされる体制が確保されなければならない。本準備書には、様々な保全策とモニタリング調査について記述されている。しかし、それらの保全策とモニタリング調査の期間・方法・結果の公表及び評価等が適切に行われ、それらが工事や保全策へ適切にフィードバックされるかについての記述がない。例えば、ミゾゴイの繁殖状況のモニタリング調査については、「森林・谷津田のモニタリングの考え方」、「事後調査の計画」、「環境監視の計画」にそれぞれ記述があるが、各計画の関係についての記述がなく、ミゾゴイの繁殖状況が適切にモニタリング・評価・フィードバックされるのか、またその期間や範囲が適切であるかどうかは判断ができない。従って、今後のモニタリング計画とそのフィードバック体制について、その全体を明確に示すべきである。</p>	<p>事後調査等については、専門家の指導及び助言や、地域の方々の意見をお聞きしながら適切に実施するとともに、調査計画は、調査結果を踏まえ、必要に応じ、見直しを検討していきます。</p> <p>また、調査結果は、適切な時期に公表します。</p>
7-8	<p>自然保護関係者の声を十分に取り入れる保証をし、自然環境の保全に万全を尽くすこと。</p> <p>環境影響評価準備書に記されたハチクマ、サシバの状況説明を拝見しただけでも、単に図鑑等に紹介されている説明文に調査員が行った調査結果を加筆しただけのものであり、我々が当地方で長年観察してきた両種の生態とは差異が認められることから、保全措置においても効果的な対策を期待できないことが大きく憂慮される。よってここで改めて、今後の調査や環境監視、保全対策の検討や実施においては、当初より多大な関心を寄せ、様々な要望を行ってきた愛知県野鳥保護連絡協議会を委員会等に参加させることにより、無駄な費用の使用を無くし、無駄な生息環境破壊を防止しながら具体的で効率的、効果的な環境保全措置を施すことが最も重要であると考えている。</p>	
7-9	<p>事後調査・環境監視計画は透明で公正な委員会による評価を継続的に行うべきである。</p> <p>この事業における環境保全措置案には植生の誘導目標が明示されているが、この達成には20年もの時間を要し、施業後約20年目に植生遷移の把握のためのモニタリング調査を行うと記述されている。</p> <p>しかし、指標となる種のモニタリング調査は「適宜実施」としか記述されておらず、またその調査結果を実際の環境保全措置にどう評価しフィードバックしていくかがあいまいである。</p> <p>サシバ、ミゾゴイ、オオタカ、アオシギ、ヤマセミ、アカショウビン、ヨタカ、コサメビタキといった環境保全措置の対象となり、また里山の指標となる種について、この20年間に継続的に毎年、事後調査を行い、評価を行って順応的な管理をして行く必要がある。よってこれを明記し実施すべきである。</p> <p>また、目標通りの環境が創生され、生態系や生物の生息環境が確保されていくかどうかを監視・指導するため、地元の鳥類の有識者を含めたメンバーによる公正で透明性の高いモニタリングの委員会を設置し、モニタリング調査の結果を評価し、必要に応じ指導助言を行うシステムを整備すべきである。</p> <p>なお、今まで本事業に関連して設置されたアドバイザー会議や自然環境保全技術検討会には、地元の野鳥に詳しい観察者が入っておらず、当地方の野鳥の生態に即応した環境保全措置の微修正、順応的な実施は現状では期待できない。</p> <p>今後の事後調査の実施、評価や環境監視においては、当地に生息する野鳥の生態について熟知している愛知県野鳥保護連絡協議会のメンバー等の入った委員会を設置し、自然環境の保全に万全を尽くすべきである。</p>	

意見 番号	意見の概要	事業者の見解
7-10	<p>市民参加と情報公開を積極的にすすめること。 工事から施設運用に当たっては、環境保全とモニタリング調査の、計画・実施・検討・見直しの各段階において、専門家による助言だけでなく、この地域の自然環境に愛着をもち、熟知した、地元自然保護団体等の市民が参加できる場を確保し、積極的に情報公開をしながら、この地域の生物多様性の保全をすすめていくべきである。</p>	<p>事後調査等については、専門家の指導及び助言や、地域の方々の意見をお聞きしながら、適切に実施します。 また、調査結果は、適切な時期に公表します。 さらに、農業従事者の高齢化、後継者の不足等により、人工林の多くが不健全林となり二次林も放置され、耕作面積も減少するなど、里山の荒廃が進んでいる状況の中で、地元の環境保全団体等から構成される「しもやま里山協議会」は、立地企業との連携を図りながら、里山の恵みを利活用する炭焼きなどの様々な取組を対象事業実施区域の森林・谷津田や対象事業実施区域の周辺で試みるとともに、その情報発信を行って地域の発展や自然・生態系が調和・共存できる里山環境を保全する活動をしています。事業者の新たな取組として、このような地域の取組と連携・協働を図りながら、広く残した残置森林等において、間伐等の森林施業や水田管理を実施するなど、地域住民の営みによって維持されてきた森林・谷津田（里山）の保全・維持管理を適切に実施し、開発と環境の両立を目指します。</p>
7-11	<p>事後調査の計画で、大気質は工事の実施期間に毎年1回実施としているが、現地調査でさえ豊田市下山支所で、1年間の連続測定を行っている。当然同様に1年間の連続測定を、下山支所及び卓越風の影響を受ける事業地南東側（本来は現地調査が必要）で行うべきである。</p>	<p>大気質の環境監視については、工事工程等を踏まえ、影響が大きくなると予測される時期・地点で調査する計画としています。</p>
7-12	<p>環境監視計画でサシバを対象種に追加すべきである。ミゾゴイとハチクマが環境監視対象種になっているのに、サシバがその対象にならないのは理由が分からない。サシバも他の2種と同等に扱うべきである。</p>	<p>サシバについては、事後調査の対象種として、調査を実施します。</p>
7-13	<p>車に対する環境保全措置の監視体制を徹底して構築すべきである。 物流棟の延べ床面積が18,000m²とあることから相当量の運搬車の乗り入れが考えられるが、どのように厳しく制限されるのか。日々の運送の中で環境保全措置計画が、きちんと守られて実行されているかを公表することが必要である。エコドライブを徹底するために、市民が常時インターネットから確認できる体制を構築すべきである。乗り入れ台数、低公害車の種類、大気汚染の状況、気温、湿度等を「そらまめ君（環境省大気汚染物質広域監視システム）」のように常時公表すべきである。</p>	<p>物流に関連する施設関係車両の対策については、トヨタから関係会社に、低公害車への代替促進のほか、エコドライブ支援機器やエコタイヤの導入についての協力を依頼していきます。 また、従業員に対して、冊子や社内イントラネットを用いた学習システムにより、エコドライブの実施方法、効果等に関する啓発活動を実施していきます。</p>

意見番号	意見の概要	事業者の見解
8 環境影響評価の全般に関する意見		
8-1	<p>本件アセスは、事業者である愛知県が、関係の深いコンサルタントに委託し、愛知県知事が意見を述べるという、言わば身内で固めたアセスになっている。従って、客観性、正当性に欠けるものと言わざるを得ない。客観性の担保はどこにあるのか、明確に示すべきである。また、愛知県による土地造成後にトヨタが施設建設を行い、それを使用するのであるから、本来、一体の事業としてアセスを行うべきである。分割してアセスを行うことにより、愛知県による土地造成の段階では、トヨタの当該地での環境保全に関する姿勢が見えてこない。これでは企業の社会的責任を果たしていないと言わざるを得ない。</p>	<p>本事業は、条例の環境影響評価を実施する対象事業のうち、工業団地の造成の事業（75ha以上）に該当するため、用地造成工事を実施する愛知県（企業庁）が環境影響評価を実施しています。また、用地造成工事が完了した区域から順次、トヨタが施設建設工事を実施し、施設を供用します。このため、環境影響評価の実施に当たっては、用地造成工事のほか、テストコースを含む研究開発施設の建設工事及び供用に係る諸元をトヨタから得て、適切に予測及び評価を実施しています。</p>
8-2	<p>マウストラップ調査、モールトラップ調査など専門用語がわからないので説明すべきである。専門用語の解説をつけるべきである。これでは市民にわかりやすいアセスとはいえない。</p>	<p>専門用語については、できる限り注釈を付けましたが、評価書の作成に当たっては、よりわかりやすくするよう努めていきます。</p> <p>なお、マウストラップ調査はネズミ類を主な対象種としたトラップ（捕獲）調査で、モールトラップ調査はモグラ類を主な対象種としたトラップ（捕獲）調査です。</p>
8-3	<p>準備書は、今後も閲覧できるように図書館に常備し貸し出し可能とするべきである。</p> <p>準備書が縦覧されたが、短い期間に膨大な資料を解説する事ができなかった。</p> <p>開発計画について多くの疑問も残り解消には至っていない。さらに熟読したい箇所も多く残っている。</p> <p>開発計画地の膨大な調査は、下山の自然環境保全に役立つ、貴重な資料である。今後、評価書ができるまで市民がいつでも閲覧できるように図書館に設置し貸し出しすべきである。</p> <p>同様の理由で、評価書についても長い工事期間中に市民の閲覧が可能にすべきである。</p>	<p>本環境影響評価における準備書等は、名古屋市、岡崎市及び豊田市内の7か所で1か月間の縦覧に供するとともに、準備書説明会を2回開催するなど、条例に基づき、本準備書等の記載事項の周知に努めています。</p> <p>また、条例に電子縦覧の規定はありませんが、広く周知するため、準備書等をホームページで電子縦覧に供しました。</p> <p>今後、地元の行政機関で準備書等を見ていただけるよう関係者と調整します。</p>
8-4	<p>大規模開発についてのアセス図書の貸し出しが1週間が限度で一旦返却しなければならないとは、市民のアセスへのアクセスを阻害している。一般市民にとって1週間で難しいアセス図書を読むのは困難であり、このような貸し出し制限はアセスの趣旨を損なうものである。</p> <p>また、アセス図書全文は県のホームページに掲載されているとしながら、そのことは記者発表には掲載せず、また、わかりづらいところに掲載しているため、問い合わせで初めてどこに掲載されているのかを知った次第である。しかも、縦覧期間終了とともに掲載をとりやめたようだが、意見提出期限は先でもあり、非公開にするほど厳密に取り扱わなければならない文書なのか。縦覧や意見の提出後においても、市民が気軽にアクセスできるようにすべきである。</p> <p>そもそも縦覧期間が1か月では一般市民は分厚いアセス図書を読んで、いろいろ調べたりして意見を書くことはかなり大変な作業である。</p> <p>愛知万博の際にはアセス法を先取りした先進的なアセスを目標に掲げて、市民にもより開かれ、わかりやすいアセスを目指したはずである。その後、愛知県が事業主体の環境アセスに触れる機会が複数回あったが、せっかくの環境アセスの経験が継承されず、保全重視の取り組みはなかなか見られなかった。環境をテーマとした愛知万博、そして、昨年のCOP10招致を行った県としてはあまりにも内実が伴っていないと言わざるを得ない。</p>	

意見 番号	意見の概要	事業者の見解
8-5	なぜわざわざこのような生物相豊かな自然環境を破壊し工場団地を造成しなくてはならないのか。なぜ環境負荷のすくない場所で開発せずこの地区でおこなうのか。国民、県民に納得のいく説明をして頂きたい。納得させない限り開発すべきでない。	愛知県は、モノづくりの集積地であり、とりわけ自動車産業は、基幹産業として極めて重要な役割を担っています。一方、産業のグローバル競争や、全国の自治体間での企業誘致競争が激化する中であって、愛知県が引続きわが国経済をリードする産業中枢地域として発展していくためには、有望分野の企業の立地を戦略的に進めていく必要があります。
8-6	推測だがトヨタ自動車がマスコミ等に圧力をかけ、報道を抑えているように思われる。なぜセントレアより開発面積が広いこの開発が、世間に報道されないか、愛知県の見解を聞かせて頂きたい。また、広く新聞、テレビ広報などを使い愛知県自らこの巨大開発につき発表し、このような無謀な自然破壊をしていいかどうか民意を問うべきである。	また、トヨタにおいては、次代を担う先行開発、中でも環境・安全・エネルギーに関する技術の研究開発の充実が急務となっており、その対応として本社地区の開発強化を図ることが必要になっています。
8-7	なぜトヨタ自動車一社のためだけに、絶滅危惧種19種も生息する緑地をあえてわざわざ造成するか、国民の共通の財産である絶滅危惧種を絶滅に追い込むようなことをするのか、国民、県民に説明し、納得してもらわない限り開発すべきでない。	本事業は、こうした状況を踏まえ、自動車産業の研究開発施設用地を造成することにより、モノづくりの技術革新を支える研究開発機能の集積を促進し、本県の産業振興と地域の活性化に資することを目的としています。
8-8	トヨタ自動車によるマスコミへの圧力をやめさせこの開発について広く国民に知らせめこのような無謀な自然破壊を愛知県という公共の団体がしているかどうか、広く国民の意見を聞くべきである。	なお、本事業は、平成19年3月に愛知県公営企業の設置等に関する条例（昭和55年愛知県条例第3号。）に位置付けられた内陸用地造成事業です。
8-9	愛知県という地方自治体が、トヨタという一企業のために開発を請け負うことは止めるべきである。少なくとも、自治体として、このような開発の請負が正当であるという理由を明示するべきである。	一方、本事業の実施に当たっては、条例に基づき適切に環境影響評価を実施しています。
8-10	自然環境豊かな地域、生物多様性豊かな地域をあえてCOP10を誘致した県が破壊するのか、その根拠を国民、県民にしっかりと説明し、納得させない限り開発すべきでない。	広く県民等の方々の理解を得るため、条例に基づく準備書の説明会の他に、方法書の説明会や環境配慮の検討状況等に関する説明会を開催するとともに、ミゾゴイ・猛禽類の調査結果や環境配慮の検討状況等を記者発表やホームページ等で公開するなどしています。
8-11	なぜ私企業のために国民の共通の財産である絶滅危惧種を絶滅に追い込むようなことをするのか、国民、県民に説明し、納得してもらわない限り開発すべきでない。	
8-12	意見書に対して出された知事意見の説明会を開くべきである。同時に岡崎市長、豊田市長の意見も説明すべきである。知事意見について、関係市町村に送付するだけでなく、知事意見がどういうものか、それにどのように対応するのか説明会を開くべきである。環境影響評価準備書に対し市民は、意見書を提出したが、それに対して知事が意見を述べられるから、市民に対して知事は、意見の説明をされることが市民に対しての誠意だと思う。同様に岡崎市長と、豊田市長の意見及び意見の理由も説明すべきである。	意見の概要及び意見についての事業者の見解を記載した書類については、条例に基づき、愛知県、岡崎市及び豊田市に送付し、頂いた意見についてもお伝えします。
8-13	公聴会を開いて意見を陳述させるべきである。愛知県環境影響評価条例の19条にあるように公聴会を開催すべきである。意見についての回答も頂けるようにし、意見交換ができる公聴会を開くべきである。	なお、知事の意見及びそれに対する事業者の見解は、評価書に記載します。

意見 番号	意見の概要	事業者の見解
8-14	貴重な自然を破壊しておこなう今回の開発が、愛知県民にとって、県民の生命維持にとって本当に大切な物か、再度検討し直すべきである。	愛知県は、モノづくりの集積地であり、とりわけ自動車産業は、基幹産業として極めて重要な役割を担っています。一方、産業のグローバル競争や、全国の自治体間での企業誘致競争が激化する中であって、愛知県が引続きわが国経済をリードする産業中枢地域として発展していくためには、有望分野の企業の立地を戦略的に進めていく必要があります。
8-15	私は里山保全の活動を、多くの市民ボランティアとともにやってきた。その間にトヨタ財団から助成金を頂き感謝している。しかし、今回のテストコース開発は、広大な田代の里山を全く改変してしまう点で問題を感じざるを得ない。植物、動物、自然環境に多大な損害を与え、人間の生存を保証する空間を破壊し、CO ₂ の増加に拍車をかけてしまう行為である。ぜひともこの計画を変更して頂きたいと思う。	また、トヨタにおいては、次代を担う先行開発、中でも環境・安全・エネルギーに関する技術の研究開発の充実が急務となっており、その対応として本社地区の開発強化を図ることが必要になっています。
8-16	この地域はミゾゴイ、サンバなど絶滅危惧種 19種の安定的に生息する地域である。今回の開発は里山の自然生態系に大きなダメージを与え、取り返しのつかない結果となることは火を見るより明らかである。開発は影響の少ない別の工業団地等で行うべきである。せつかく昨年度世界に向けてCOP10を成功させた愛知県として、生物多様性についての重大な犯罪行為のような今回の開発に手を染めていることについて、謙虚に考え直して頂きたいので要望する。	本事業は、こうした状況を踏まえ、自動車産業の研究開発施設用地を造成することにより、モノづくりの技術革新を支える研究開発機能の集積を促進し、本県の産業振興と地域の活性化に資することを目的としています。 なお、本事業は、平成 19 年 3 月に愛知県公営企業の設置等に関する条例（昭和 55 年愛知県条例第 3 号。）に位置付けられた内陸用地造成事業です。
8-17	富士スピードウェイなど全国にあるコースを借りきってテストコースとする案は考えられないのか。工場の近くにあった方が便利ということは分かるが、二度と戻らない自然を今までのように開発オンリーでいいのか。従来のコースでは何故だめで新しいコースを造らなければならないのか。もっと便利なコースがあった方がもっと便利だということは分かるが。コースをトンネル状に覆って外に騒音がもれないようにはできないのか。生命をもたらす養ってくれる地球や自然環境に対して、開発し、一部の人間の志向の都合の良いように造り変えるだけのやり方は曲り角に差しかかっていると感じないか。組織の力学オンリーでそこから離脱できない発想と生き方は世の中の迷惑ではないか。生命をもたらしてくれる自然を畏敬し感謝する心情は本来日本人が持っていたものではないか。都市生活で農耕から離れ原点を見失ってきた人が多いと思う。皆が喜ぶ新しい道はないか。	環境影響評価の実施に当たっては、環境影響の回避・低減の観点から当初の土地利用構想を大幅に見直し、施設規模を最大限縮小しています。 具体的には、現在の地形、樹林地及び水系を活かすため、骨格となる尾根や谷筋はできる限り保全するとともに、テストコース及び管理道路の一部をトンネル化・橋梁化しています。また、対象事業実施区域の重要な動植物及び猛禽類の生息・生育環境を保全するため、東側の改変区域を北側へ移動、南西側の改変区域を大幅に縮小、西側の改変区域を縮小、さらに南西側の改変区域は配置を見直し、動植物にとって重要な森林・谷津田などの環境をできる限り一体的に保全しています。 一方、農業従事者の高齢化、後継者の不足等により、人工林の多くが不健全林となり二次林も放置され、耕作面積も減少するなど、里山の荒廃が進んでいる状況の中で、地元の環境保全団体等から構成される「しもやま里山協議会」は、立地企業との連携を図りながら、里山の恵みを利活用する炭焼きなどの様々な取組を対象事業実施区域の森林・谷津田や対象事業実施区域の周辺で試みるとともに、その情報発信を行って地域の発展や自然・生態系が調和・共存できる里山環境を保全する活動をしています。事業者の新たな取組として、このような地域の取組と連携・協働を図りながら、広く残した残置森林等において、間伐等の森林施業や水田管理を実施するなど、地域住民の営みによって維持されてきた森林・谷津田（里山）の保全・維持管理を適切に実施し、開発と環境の両立を目指します。
8-18	開発対象予定地は猛禽類のサンバが 3 ペア繁殖し、オオタカやハチクマも予定地近傍で営巣している。生物多様性に大変優れた環境にある。自動車テストコースが出来ると、これらの猛禽類はこの地から消えることが予測される。すでに企業庁が開発した埋め立て地での建設を考えるべきである。	

意見 番号	意見の概要	事業者の見解
8-19	<p>この国の土地は、いま、だれかの所有物になっている。近代国家と資本主義経済のもとではいたしかたのないことである。とはいえ、土地と空気と水とは、人間のくらしのもともとのかたちにあっては、だれのものでもない、つまりだれのものでもあった。</p> <p>言いかえれば、だれもが、それを必要とする限りにおいて、ほかのひとびとの必要を妨げないかたちでそれを使用する、というのが人間社会のもともとのありようであった。であるから、この自然として、土地と空気と水はかつてに汚してはいけぬ。みんなで、それがもともとあった状態をたもつように配慮しなければいけない。私有地だからといって、公有地だからといって、一企業が、一自治体が、恣意的にその土地の状態を変えてしまうことはゆるされない。</p> <p>土地には、その土地ほんらいのありようがある。そのありようには、そこで生きる植物と動物の生活も含まれる。というより、土地は、そこで生きる生きものたちの生活のありようによって、その土地ほんらいの状態が保全されるものだ。これを生態系と言う。生態系に人為的変更を加えることは、従って、その土地を殺すことである。</p> <p>クルマという人工生成物は、そのなりたちからして、自然環境にとっては異物であり、自然環境を損なうものである。人間にとって利便性があるという理由で、わたしたちは、たしかに、クルマがこの生態系のなかに侵入することをおもていどまでは許容してきた。</p> <p>だからといって、クルマの生産と販売をおこなっているひとたちが、この事実には無知であることはゆるされない。たとえば、サンバの餌場は「可能な限り」などといった限定を加えることなく無条件に保全されなければならないであろう。</p> <p>そこに森があって、さまざまな植物が生い茂り、鳥や獣や虫たちが棲息し、小川と田畑があってひとが作物を作ってくらしている、そうした全体（これを生態系と言うのである）がからみあってはじめてその土は生きていけると言えるのではないだろうか。</p> <p>その生きた土地に生い茂る木や草を根こそぎにし、小川も田畑をつぶして、コンクリートやアスファルトで表面を覆ってしまうという所業はなにを意味するのか。それは、1930年代のフランスの作家がその作品のなかで浮刻したように、土を窒息させることである。殺すことである。</p> <p>ぜひ、いまわたしが申しあげた人間本来の生のありようにも心をとめ、「開発」がどうしても必要なら、できうるかぎり環境を破壊しないような場所に立地することを考えるべきである。そこを所有しているから、ではなく。</p>	<p>愛知県は、モノづくりの集積地であり、とりわけ自動車産業は、基幹産業として極めて重要な役割を担っています。一方、産業のグローバル競争や、全国の自治体間での企業誘致競争が激化する中であって、愛知県が引続きわが国経済をリードする産業中枢地域として発展していくためには、有望分野の企業の立地を戦略的に進めていく必要があります。</p> <p>また、トヨタにおいては、次代を担う先行開発、中でも環境・安全・エネルギーに関する技術の研究開発の充実が急務となっており、その対応として本社地区の開発強化を図ることが必要になっています。</p> <p>本事業は、こうした状況を踏まえ、自動車産業の研究開発施設用地を造成することにより、モノづくりの技術革新を支える研究開発機能の集積を促進し、本県の産業振興と地域の活性化に資することを目的としています。</p> <p>なお、本事業は、平成19年3月に愛知県公営企業の設置等に関する条例（昭和55年愛知県条例第3号。）に位置付けられた内陸用地造成事業です。</p> <p>環境影響評価の実施に当たっては、環境影響の回避・低減の観点から当初の土地利用構想を大幅に見直し、施設規模を最大限縮小しています。</p> <p>具体的には、現在の地形、樹林地及び水系を活かすため、骨格となる尾根や谷筋はできる限り保全するとともに、テストコース及び管理道路の一部をトンネル化・橋梁化しています。また、対象事業実施区域の重要な動植物及び猛禽類の生息・生育環境を保全するため、東側の改変区域を北側へ移動、南西側の改変区域を大幅に縮小、西側の改変区域を縮小、さらに南西側の改変区域は配置を見直し、動植物にとって重要な森林・谷津田などの環境をできる限り一体的に保全しています。</p> <p>一方、農業従事者の高齢化、後継者の不足等により、人工林の多くが不健全林となり二次林も放置され、耕作面積も減少するなど、里山の荒廃が進んでいる状況の中で、地元の環境保全団体等から構成される「しもやま里山協議会」は、立地企業との連携を図りながら、里山の恵みを利活用する炭焼きなどの様々な取組を対象事業実施区域の森林・谷津田や対象事業実施区域の周辺で試みるとともに、その情報発信を行って地域の発展や自然・生態系が調和・共存できる里山環境を保全する活動をしています。事業者の新たな取組として、このような地域の取組と連携・協働を図りながら、広く残した残置森林等において、間伐等の森林施業や水田管理を実施するなど、地域住民の営みによって維持されてきた森林・谷津田（里山）の保全・維持管理を適切に実施し、開発と環境の両立を目指します。</p>

意見番号	意見の概要	事業者の見解
8-20	<p>開発事業を取り止めることを含めて、別の場所（既存施設など）の選定など、代替案を示して、検討すべきである。</p> <p>原発事故で明らかなように、巨大技術や高度技術という人間を寄せ付けない開発を進めることは、人間の健康で文化的な生活を保障するものではない。森・川・里・海の自然を活かす等身大の技術を工夫することが、現代、すなわち、ポスト産業時代の課題であり、日本は速やかに路線の転換を図るべき時期である。それゆえ、現代において、自然環境の保全は、最優先されるべき課題であり、時代遅れの巨大開発によって、社会の存在基盤としての自然環境を破壊してはならない。</p> <p>本事業の計画されている豊田・岡崎地区は、丘陵地が広がり、豊富な湧水を利用した谷津田が棚田を形成しており、丁寧な扱いをすれば、生物多様性に富んだ素晴らしい里山環境を整える可能性があり、現状でも、ミゾゴイ、ハチクマ、サシバ、ホトケドジョウなどの絶滅が危惧されている生き物の貴重な棲みかとなっている。</p> <p>ハイブリッド車など環境にやさしい自動車売り物にして、世界企業に成長したトヨタが、生物多様性条約COP10を開催したその足元で、このような良好な自然環境を、自動車のテストコースに開発するという行動を取っていることは、いかがかと考える。</p> <p>谷津田や雑木林のある里山の維持管理が困難になっている中で、この地区に対する地元企業としてのトヨタの地区への協力は、社員の自発的協力を得て、生物多様性に富んだ良好な里山環境の保全管理を進めることではないだろうか。里山の自然との豊かな付き合いのなかで、社員の健康が維持され、企業としての発展も保障されるのではなかろうか。</p>	<p>愛知県は、モノづくりの集積地であり、とりわけ自動車産業は、基幹産業として極めて重要な役割を担っています。一方、産業のグローバル競争や、全国の自治体間での企業誘致競争が激化する中であって、愛知県が引続きわが国経済をリードする産業中枢地域として発展していくためには、有望分野の企業の立地を戦略的に進めていく必要があります。</p> <p>また、トヨタにおいては、次代を担う先行開発、中でも環境・安全・エネルギーに関する技術の研究開発の充実が急務となっており、その対応として本社地区の開発強化を図ることが必要になっています。</p> <p>本事業は、こうした状況を踏まえ、自動車産業の研究開発施設用地を造成することにより、モノづくりの技術革新を支える研究開発機能の集積を促進し、本県の産業振興と地域の活性化に資することを目的としています。</p> <p>なお、本事業は、平成19年3月に愛知県公営企業の設置等に関する条例（昭和55年愛知県条例第3号。）に位置付けられた内陸用地造成事業です。</p> <p>環境影響評価の実施に当たっては、環境影響の回避・低減の観点から当初の土地利用構想を大幅に見直し、施設規模を最大限縮小しています。</p> <p>具体的には、現在の地形、樹林地及び水系を活かすため、骨格となる尾根や谷筋はできる限り保全するとともに、テストコース及び管理道路の一部をトンネル化・橋梁化しています。また、対象事業実施区域の重要な動植物及び猛禽類の生息・生育環境を保全するため、東側の改変区域を北側へ移動、南西側の改変区域を大幅に縮小、西側の改変区域を縮小、さらに南西側の改変区域は配置を見直し、動植物にとって重要な森林・谷津田などの環境をできる限り一体的に保全しています。</p> <p>一方、農業従事者の高齢化、後継者の不足等により、人工林の多くが不健全林となり二次林も放置され、耕作面積も減少するなど、里山の荒廃が進んでいる状況の中で、地元の環境保全団体等から構成される「しもやま里山協議会」は、立地企業との連携を図りながら、里山の恵みを利活用する炭焼きなどの様々な取組を対象事業実施区域の森林・谷津田や対象事業実施区域の周辺で試みるとともに、その情報発信を行って地域の発展や自然・生態系が調和・共存できる里山環境を保全する活動をしています。事業者の新たな取組として、このような地域の取組と連携・協働を図りながら、広く残した残置森林等において、間伐等の森林施業や水田管理を実施するなど、地域住民の営みによって維持されてきた森林・谷津田（里山）の保全・維持管理を適切に実施し、開発と環境の両立を目指します。</p>
8-21	<p>事業者は、環境への影響の回避すなわち本対象事業実施区域への本事業の立地の回避についてまず検討すべきである。</p> <p>環境影響の回避・低減に係る評価として建造物の構造・配置の在り方、環境保全設備、工事の方法だけでなくそれらを含む幅広い環境保全対策つまり立地しないことによる保全措置をも対象とし、環境保全措置の検討に当たっては環境への影響を回避し又は低減することを優先するものであるから、本事業についての環境保全措置としては、まず回避、次いで低減、最後に代償措置、以上の順序で検討をすべきである。しかし、本準備書においては、先ず行うべき、回避に関する検討がなされていない。</p> <p>事業者主催の環境保護団体等に対する説明会において、他の候補地（例えば事業者の既存のテストコース）への立地の可否の質問が出されていたが、事業者のこれに対する回答は到底納得できる内容ではなかった。</p> <p>本事業計画は、一企業のテストコースを中心とする研究開発施設の建設という経済的利益追求のために、生物多様性を中心とする自然環境という公的資源を劣化させるものであることから、本対象事業実施区域での立地の回避による保全は、最初に真摯に検討しなければならない。</p>	<p>事業者は、環境への影響の回避すなわち本対象事業実施区域への本事業の立地の回避についてまず検討すべきである。</p> <p>環境影響の回避・低減に係る評価として建造物の構造・配置の在り方、環境保全設備、工事の方法だけでなくそれらを含む幅広い環境保全対策つまり立地しないことによる保全措置をも対象とし、環境保全措置の検討に当たっては環境への影響を回避し又は低減することを優先するものであるから、本事業についての環境保全措置としては、まず回避、次いで低減、最後に代償措置、以上の順序で検討をすべきである。しかし、本準備書においては、先ず行うべき、回避に関する検討がなされていない。</p> <p>事業者主催の環境保護団体等に対する説明会において、他の候補地（例えば事業者の既存のテストコース）への立地の可否の質問が出されていたが、事業者のこれに対する回答は到底納得できる内容ではなかった。</p> <p>本事業計画は、一企業のテストコースを中心とする研究開発施設の建設という経済的利益追求のために、生物多様性を中心とする自然環境という公的資源を劣化させるものであることから、本対象事業実施区域での立地の回避による保全は、最初に真摯に検討しなければならない。</p>

意見 番号	意見の概要	事業者の見解
8-22	丘陵・森林を破壊しないで済む代替地をアセスであげ、どちらが環境負荷が少ないか比較対照して環境負荷の少ない方にすべきである。	愛知県は、モノづくりの集積地であり、とりわけ自動車産業は、基幹産業として極めて重要な役割を担っています。一方、産業のグローバル競争や、全国の自治体間での企業誘致競争が激化する中において、愛知県が引続きわが国経済をリードする産業中枢地域として発展していくためには、有望分野の企業の立地を戦略的に進めていく必要があります。
8-23	まずCOP10を誘致して世界中に生物多様性の大切さを訴えた愛知県が、国の絶滅危惧種19種、愛知県のレッドデータブックでは50種類もの貴重種の生息する森林と田園を破壊するのが理解できない。人類の生存のためにどうしても必要な開発ならいたしかたない感もするが、私企業であるトヨタ自動車一社のために、なぜこのような無謀な自然破壊をするのかも理解できない。	また、トヨタにおいては、次代を担う先行開発、中でも環境・安全・エネルギーに関する技術の研究開発の充実が急務となっており、その対応として本社地区の開発強化を図ることが必要になっています。
8-24	この地域は、絶滅危惧種19種の安定的な生息地である。この地の生態系を破壊するのをやめるべきである。開発は影響のかぎりなく少ない別の場所ですべきである。もうこれ以上、環境を破壊すべきでない。	本事業は、こうした状況を踏まえ、自動車産業の研究開発施設用地を造成することにより、モノづくりの技術革新を支える研究開発機能の集積を促進し、本県の産業振興と地域の活性化に資することを目的としています。
8-25	100人いれば100人ともが環境保全の見地からすれば許されるものではないことは明らかである。トヨタがお金を持っているのはわかるが、お金を持っていたら何をしても許されるわけではない。取り返しのつかない巨大な自然破壊であり、もう中止になったものと思っていた。本気でこのような開発を行うのであれば、私たちは徹底的に反対する。希少種を守るというレベルではなく、この地に元々棲んでいた全生物の生存に責任を持たねばならない。これからはそういう時代にしていけないと人類は自然破壊によって滅びる。県が協力するなどクレージーである。福島原発で私たちは今こそ学ばねばならない。これまでの生き方（人間至上主義、経済至上主義）が人類を滅ぼすことを知ること。もう少し質素な暮らしで良かったこと。	なお、本事業は、平成19年3月に愛知県公営企業の設置等に関する条例（昭和55年愛知県条例第3号。）に位置付けられた内陸用地造成事業です。環境影響評価の実施に当たっては、環境影響の回避・低減の観点から当初の土地利用構想を大幅に見直し、施設規模を最大限縮小しています。具体的には、現在の地形、樹林地及び水系を活かすため、骨格となる尾根や谷筋はできる限り保全するとともに、テストコース及び管理道路の一部をトンネル化・橋梁化しています。また、対象事業実施区域の重要な動植物及び猛禽類の生息・生育環境を保全するため、東側の改変区域を北側へ移動、南西側の改変区域を大幅に縮小、西側の改変区域を縮小、さらに南西側の改変区域は配置を見直し、動植物にとって重要な森林・谷津田などの環境をできる限り一体的に保全しています。
8-26	日本の自然は国民の宝である。一企業の儲けのために、自然破壊に行政が手を貸すような行為はやめるべきである。森林の機能は、酸素供給、気温緩和、湿度維持、騒音防止、塵芥吸着、火災延焼防止、土砂流出防止、鉄砲水の調整等々があり、さらに生物の多様な生息の場所でもあり、人間のいこいの場ともなる。東京の森林の効果は、金額に見積もった場合、年間1,935億円になる（財団法人東京市町村自治調査会発表）という数字もある。東京の森林が放出する酸素を市場価格に換算した場合、691億円となり、森林が無く洪水防止の防波堤を築いた場合、640億円という数字がある（2001年）。豊田市、岡崎市にまたがるこの膨大な開発は、東京の例を見るまでもなく自然の摂理に反する破壊行為であり、一種の犯罪行為とも言える。	一方、農業従事者の高齢化、後継者の不足等により、人工林の多くが不健全林となり二次林も放置され、耕作面積も減少するなど、里山の荒廃が進んでいる状況の中で、地元の環境保全団体等から構成される「しもやま里山協議会」は、立地企業との連携を図りながら、里山の恵みを利活用する炭焼きなどの様々な取組を対象事業実施区域の森林・谷津田や対象事業実施区域の周辺で試みるとともに、その情報発信を行って地域の発展や自然・生態系が調和・共存できる里山環境を保全する活動をしています。事業者の新たな取組として、このような地域の取組と連携・協働を図りながら、広く残した残置森林等において、間伐等の森林施業や水田管理を実施するなど、地域住民の営みによって維持されてきた森林・谷津田（里山）の保全・維持管理を適切に実施し、開発と環境の両立を目指します。

意見 番号	意見の概要	事業者の見解
8-27	<p>八王子の南に位置するわが町、宇津貫は大規模開発によってかつての里山の形態はなくなり、谷は埋め山は削り、砂漠のような街へと変わってしまった。わずかに残った緑地を里山として維持管理をしている。この度のトヨタのテストコースも完全なる環境破壊である。東北、関東大震災で化石燃料に頼る生活、原子力に頼るエネルギーの供給に大きな問題が現れてきた。危惧されていたことが現実起きてしまっている。今こそ原点に戻り自然の恵みに感謝し、田や畑、雑木林の手入れをし、燃料も得て暮らすことが尊いものか、教訓を受けた。いきなりこの様には戻れないにしても、節電やエコ生活は当然、車社会はうんざりである。CO₂の問題等や山積みされた環境問題は悪い方向へいくばかりである。日本の大企業の基本的な環境への対応が変わらない限り、生物多様性などというものは言葉（流行語）で終わってしまう。これ以上、山を壊すべきでない。動物や植物だけでなく、人間もまた住みにくくしてしまう。</p>	<p>愛知県は、モノづくりの集積地であり、とりわけ自動車産業は、基幹産業として極めて重要な役割を担っています。一方、産業のグローバル競争や、全国の自治体間での企業誘致競争が激化する中であって、愛知県が引続きわが国経済をリードする産業中枢地域として発展していくためには、有望分野の企業の立地を戦略的に進めていく必要があります。</p> <p>また、トヨタにおいては、次代を担う先行開発、中でも環境・安全・エネルギーに関する技術の研究開発の充実が急務となっており、その対応として本社地区の開発強化を図ることが必要になっています。</p> <p>本事業は、こうした状況を踏まえ、自動車産業の研究開発施設用地を造成することにより、モノづくりの技術革新を支える研究開発機能の集積を促進し、本県の産業振興と地域の活性化に資することを目的としています。</p> <p>なお、本事業は、平成19年3月に愛知県公営企業の設置等に関する条例（昭和55年愛知県条例第3号。）に位置付けられた内陸用地造成事業です。</p> <p>環境影響評価の実施に当たっては、環境影響の回避・低減の観点から当初の土地利用構想を大幅に見直し、施設規模を最大限縮小しています。</p> <p>具体的には、現在の地形、樹林地及び水系を活かすため、骨格となる尾根や谷筋はできる限り保全するとともに、テストコース及び管理道路の一部をトンネル化・橋梁化しています。また、対象事業実施区域の重要な動植物及び猛禽類の生息・生育環境を保全するため、東側の改変区域を北側へ移動、南西側の改変区域を大幅に縮小、西側の改変区域を縮小、さらに南西側の改変区域は配置を見直し、動植物にとって重要な森林・谷津田などの環境をできる限り一体的に保全しています。</p> <p>一方、農業従事者の高齢化、後継者の不足等により、人工林の多くが不健全林となり二次林も放置され、耕作面積も減少するなど、里山の荒廃が進んでいる状況の中で、地元の環境保全団体等から構成される「しもやま里山協議会」は、立地企業との連携を図りながら、里山の恵みを利活用する炭焼きなどの様々な取組を対象事業実施区域の森林・谷津田や対象事業実施区域の周辺で試みるとともに、その情報発信を行って地域の発展や自然・生態系が調和・共存できる里山環境を保全する活動をしています。事業者の新たな取組として、このような地域の取組と連携・協働を図りながら、広く残した残置森林等において、間伐等の森林施業や水田管理を実施するなど、地域住民の営みによって維持されてきた森林・谷津田（里山）の保全・維持管理を適切に実施し、開発と環境の両立を目指します。</p>

意見 番号	意見の概要	事業者の見解
8-28	<p>今回の開発は652haと広大な地域を対象にしており、どのようなやり方を持ってしても様々な影響を与えないことはない。他地域の事例を見ただけでも用地造成工事が広げればいほどその影響は大きくなることは確かな事実である。また去年名古屋にて開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)と現在環境省通達により各都道府県で進行中の生物多様性地域懇談会(生物多様性戦略)の示す理念には「今まではある特定の種だけを守るという発想だったが、これからは特定なものが生育できる環境を保全する、そのためには人間の生活スタイルをも変え、環境に影響を与える開発行為の抑制をしていく・・・」とある。また「この事は単に多くの種類の生物がいるというだけでなく、その生息・生育する生態系の多様性、また、同じ種の中にも遺伝的な違いがある遺伝子の多様性も含まれます・・・」とある。つまり生物多様性を重視すると言うことは、私たちの今までの生活の仕方や、それに係わる産業のあり方などを大きく変えていかなければならないことを示している。このようなことを前提とするならば、今回の評価準備書に書かれている中で「・・・事業者の実行可能な範囲でできる限り回避、低減させる・・・」と言う評価は、客観的な評価といえない。リスク管理としては、回避ができなかった場合、開発した場所や建物などを撤去し元に戻すという前提をつけないければ責任ある評価とはならない。この準備書の予測は推定の範囲内ではなく、その評価も当然推定値(予測)に基づくもので客観的な評価とはいえない。予測が外れた時のペナルティーを規定することが必要である。</p> <p>環境監視計画の中でも「・・・環境影響の程度が著しいことが明らか・・・必要な措置を講じる・・・」とあるだけで、元の状態に戻すという記述がない。この事は事業を前提としたアセスの考え方から殆ど前進しておらず、戦略的アセスの理念とペナルティー義務に考慮されていないことが読み取れる。まことに事業者都合のよいものになっており、今の時代に逆行していると言わざるを得ない。</p> <p>環境影響の総合的な評価においても「・・・事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減されており、・・・整合が図られている」と評価している。これでは推定(予想)だけの結果評価を絶対的なものにつなぐにつなぐ、科学的(実態、事実)に基づく検証過程とペナルティーの実施規定が無いこととなる。</p>	<p>愛知県は、モノづくりの集積地であり、とりわけ自動車産業は、基幹産業として極めて重要な役割を担っています。一方、産業のグローバル競争や、全国の自治体間での企業誘致競争が激化する中であって、愛知県が引続きわが国経済をリードする産業中枢地域として発展していくためには、有望分野の企業の立地を戦略的に進めていく必要があります。</p> <p>また、トヨタにおいては、次代を担う先行開発、中でも環境・安全・エネルギーに関する技術の研究開発の充実が急務となっており、その対応として本社地区の開発強化を図ることが必要になっています。</p> <p>本事業は、こうした状況を踏まえ、自動車産業の研究開発施設用地を造成することにより、モノづくりの技術革新を支える研究開発機能の集積を促進し、本県の産業振興と地域の活性化に資することを目的としています。</p> <p>なお、本事業は、平成19年3月に愛知県公営企業の設置等に関する条例(昭和55年愛知県条例第3号。)に位置付けられた内陸用地造成事業です。</p> <p>環境影響評価の実施に当たっては、環境影響の回避・低減の観点から当初の土地利用構想を大幅に見直し、施設規模を最大限縮小しています。</p> <p>具体的には、現在の地形、樹林地及び水系を活かすため、骨格となる尾根や谷筋はできる限り保全するとともに、テストコース及び管理道路の一部をトンネル化・橋梁化しています。また、対象事業実施区域の重要な動植物及び猛禽類の生息・生育環境を保全するため、東側の改変区域を北側へ移動、南西側の改変区域を大幅に縮小、西側の改変区域を縮小、さらに南西側の改変区域は配置を見直し、動植物にとって重要な森林・谷津田などの環境をできる限り一体的に保全しています。</p> <p>一方、農業従事者の高齢化、後継者の不足等により、人工林の多くが不健全林となり二次林も放置され、耕作面積も減少するなど、里山の荒廃が進んでいる状況の中で、地元の環境保全団体等から構成される「しもやま里山協議会」は、立地企業との連携を図りながら、里山の恵みを利活用する炭焼きなどの様々な取組を対象事業実施区域の森林・谷津田や対象事業実施区域の周辺で試みるとともに、その情報発信を行って地域の発展や自然・生態系が調和・共存できる里山環境を保全する活動をしています。事業者の新たな取組として、このような地域の取組と連携・協働を図りながら、広く残した残置森林等において、間伐等の森林施業や水田管理を実施するなど、地域住民の営みによって維持されてきた森林・谷津田(里山)の保全・維持管理を適切に実施し、開発と環境の両立を目指します。</p>

意見 番号	意見の概要	事業者の見解
8-29	対象地域は生物多様性がたいへん豊かで、生態系が良い状態で保たれている。大規模開発によってそこをつぶせば、名古屋市で開かれた生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)はいったい何だったのか、となる。COP10で採択された「愛知ターゲット」は、「生物多様性の損失を食い止めるため効果的かつ緊急に行動をとる」としている。事業は、この採択をふみにじるものである。開発は影響の少ない別の場所を選ぶように求める。生物多様性を守ることの大切さを市民に呼びかけながら、行政や大企業は生物多様性を破壊するという事は許されない。	愛知県は、モノづくりの集積地であり、とりわけ自動車産業は、基幹産業として極めて重要な役割を担っています。一方、産業のグローバル競争や、全国の自治体間での企業誘致競争が激化する中であって、愛知県が引続きわが国経済をリードする産業中枢地域として発展していくためには、有望分野の企業の立地を戦略的に進めていく必要があります。また、トヨタにおいては、次代を担う先行開発、中でも環境・安全・エネルギーに関する技術の研究開発の充実が急務となっており、その対応として本社地区の開発強化を図ることが必要になって
8-30	COP10を開催した県が、生物相豊かな地をトヨタ自動車のために造成するのは信義に反する行為であり、日本国民、世界の人々の理解は到底得られない。誰が見ても恐ろしいほどの自然破壊であり、生物の大量殺戮である。COP10を誘致した県のすることではない。あえて貴重種の生息地を破壊する本当の理由を県民、国民に広く告知し、県民、国民の意見を聞くべきである。普通なら、生物的に影響の少ない場所を選ぶのがまともな人間のすることである。この開発(生物相破壊)はCOP10に参加した世界中の人達、国々をペテンにかける大変卑怯で愚かな行為である。	本事業は、こうした状況を踏まえ、自動車産業の研究開発施設用地を造成することにより、モノづくりの技術革新を支える研究開発機能の集積を促進し、本県の産業振興と地域の活性化に資することを目的としています。なお、本事業は、平成19年3月に愛知県公営企業の設置等に関する条例(昭和55年愛知県条例第3号。)に位置付けられた内陸用地造成事業です。環境影響評価の実施に当たっては、環境影響の回避・低減の観点から当初の土地利用構想を大幅に見直し、施設規模を最大限縮小しています。
8-31	トヨタ自動車がテストコース建設を計画していることに断固反対する。巨大開発によって森の絶滅危惧種に被害を及ぼすことになる。これは昨年名古屋で開かれた生物多様性国際会議の成果を台なしにするものである。	具体的には、現在の地形、樹林地及び水系を活かすため、骨格となる尾根や谷筋はできる限り保全するとともに、テストコース及び管理道路の一部をトンネル化・橋梁化しています。また、対象事業実施区域の重要な動植物及び猛禽類の生息・生育環境を保全するため、東側の改変区域を北側へ移動、南西側の改変区域を大幅に縮小、西側の改変区域を縮小、さらに南西側の改変区域は配置を見直し、動植物にとって重要な森林・谷津田などの環境をできる限り一体的に保全しています。
8-32	度重なる開発で、愛知県に残る森林、里山、田畑は今や本当に貴重な場所となっている。41才まで名古屋で暮らしていた。帰省する度に気付くのはあらゆるところでいつも行われているように思える道路工事。車社会はすでに飽和状態である。まして、東日本を襲った自然の猛威の後では里山や田の大切さは増すばかり。テストコースなどを建設する場所も、要するお金も、今はこの日本が直面している災害復興に役立てるしかないのではないか。広大な土地を使い(騒音は出ないのかもしれないが)環境を破壊する計画は絶対に反対である。	一方、農業従事者の高齢化、後継者の不足等により、人工林の多くが不健全林となり二次林も放置され、耕作面積も減少するなど、里山の荒廃が進んでいる状況の中で、地元の環境保全団体等から構成される「しもやま里山協議会」は、立地企業との連携を図りながら、里山の恵みを利活用する炭焼きなどの様々な取組を対象事業実施区域の森林・谷津田や対象事業実施区域の周辺で試みるとともに、その情報発信を行って地域の発展や自然・生態系が調和・共存できる里山環境を保全する活動をしています。事業者の新たな取組として、このような地域の取組と連携・協働を図りながら、広く残した残置森林等において、間伐等の森林施業や水田管理を実施するなど、地域住民の営みによって維持されてきた森林・谷津田(里山)の保全・維持管理を適切に実施し、開発と環境の両立を目指します。
8-33	当該地は660ha(造成面積280ha)という、きわめて広大な面積であり、従って自然破壊の規模も甚大なものとなる。わが国の里山がいたるところで開発されたり、荒廃していく中で、当該地はきわめて良好な里山の自然が残されており、生態系の循環もうまくまわっている所である。とりわけミゾゴイのような絶滅危惧種に指定されている生物も生息しており、このような自然環境の良好な場所を壊すことは許されることではない。近代以降、日本は開発や自然破壊を進歩という概念の中に組み入れ、生命の基である自然にダメージを与え続けてきた。そうした価値観からそろそろ脱け出る時である。このトヨタ自動車テストコース造成事業には反対する。	

意見 番号	意見の概要	事業者の見解
8-34	<p>同事業については事業そのものに反対。事業に関わる愛知県の全ての業務を中止。自然環境保全を評価する時代に相応しくない事業。</p> <p>愛知県債残高が積み重なっている状況に相応しくない事業。</p> <p>愛知県が一株式会社の事業に参加するという形をとるのは相応しくない事業。</p> <p>将来人口減少化・高齢化が進む時代に相応しくない事業。</p> <p>トヨタ自動車及び日本の自動車産業に今後の需要拡大の見込みがないから同事業はムダな事業。</p> <p>愛知県民の意見が反映されていない事業。</p>	<p>愛知県は、モノづくりの集積地であり、とりわけ自動車産業は、基幹産業として極めて重要な役割を担っています。一方、産業のグローバル競争や、全国の自治体間での企業誘致競争が激化する中であって、愛知県が引続きわが国経済をリードする産業中枢地域として発展していくためには、有望分野の企業の立地を戦略的に進めていく必要があります。</p> <p>また、トヨタにおいては、次代を担う先行開発、中でも環境・安全・エネルギーに関する技術の研究開発の充実が急務となっており、その対応として本社地区の開発強化を図ることが必要になっています。</p>
8-35	<p>愛知県という公共の福祉のための地方公共団体が生物多様性の保全という大切な役目をわすれトヨタ自動車という一企業のエゴと儲けのために広大な自然を破棄するというとんでもない行為に対し地球の生物を代表して抗議する。開発中止を切に要望する。例えば知事の命令であっても公務員であっても人間としてしていいことと、してはいけないことの区別はつけるべきである。愛知県庁のこの開発に関わる人達には人間として、生物の一員としてぜひ考え直すべきである。同じ地球にすむ生物の仲間としても勇気を持ってこの 21 世紀世界最大の自然破壊 生物多様性の大量虐殺をやめるようトヨタ自動車・愛知県知事に進言すべきである。</p>	<p>本事業は、こうした状況を踏まえ、自動車産業の研究開発施設用地を造成することにより、モノづくりの技術革新を支える研究開発機能の集積を促進し、本県の産業振興と地域の活性化に資することを目的としています。</p> <p>なお、本事業は、平成 19 年 3 月に愛知県公営企業の設置等に関する条例（昭和 55 年愛知県条例第 3 号。）に位置付けられた内陸用地造成事業です。</p> <p>環境影響評価の実施に当たっては、環境影響の回避・低減の観点から当初の土地利用構想を大幅に見直し、施設規模を最大限縮小しています。</p> <p>具体的には、現在の地形、樹林地及び水系を活かすため、骨格となる尾根や谷筋はできる限り保全するとともに、テストコース及び管理道路の一部をトンネル化・橋梁化しています。また、対象事業実施区域の重要な動植物及び猛禽類の生息・生育環境を保全するため、東側の改変区域を北側へ移動、南西側の改変区域を大幅に縮小、西側の改変区域を縮小、さらに南西側の改変区域は配置を見直し、動植物にとって重要な森林・谷津田などの環境をできる限り一体的に保全しています。</p>
8-36	<p>これだけの貴重種の生息地を県民の命に関わる開発ならともかく私企業のために造成するのは言語道断である。直ちに開発そのものを中止すべきである。</p>	<p>一方、農業従事者の高齢化、後継者の不足等により、人工林の多くが不健全林となり二次林も放置され、耕作面積も減少するなど、里山の荒廃が進んでいる状況の中で、地元の環境保全団体等から構成される「しもやま里山協議会」は、立地企業との連携を図りながら、里山の恵みを利活用する炭焼きなどの様々な取組を対象事業実施区域の森林・谷津田や対象事業実施区域の周辺で試みるとともに、その情報発信を行って地域の発展や自然・生態系が調和・共存できる里山環境を保全する活動をしています。事業者の新たな取組として、このような地域の取組と連携・協働を図りながら、広く残した残置森林等において、間伐等の森林施業や水田管理を実施するなど、地域住民の営みによって維持されてきた森林・谷津田（里山）の保全・維持管理を適切に実施し、開発と環境の両立を目指します。</p>
8-37	<p>開発の予定地内で国の絶滅危惧種ミゾゴイ（絶滅危惧IB類）の繁殖が確認されており、ブッポウソウ・ヤイロチョウ・サシバ・ヨタカ・ハヤブサ・サンショウクイ・ハイタカなど 30 種以上の絶滅危惧種の生息が確認されている。この地の生態系を破壊するのを止めて、自然環境を守るべきである。巨大な開発に胸が痛む。</p> <p>昨年秋に、地元愛知で開催されたCOP10で採択された「愛知ターゲット」では、「今後 10 年以内に生物多様性の損失を止めるために「効果的で早急な」行動を取ること、並びに個別目標と位置付けられた、参加 193 か国・地域が、汚染に歯止めをかける、森林や珊瑚礁を保護する、土地や水域を保全する」などとなっており、その精神にも逆行する行為だと思う。</p>	<p>環境影響評価の実施に当たっては、環境影響の回避・低減の観点から当初の土地利用構想を大幅に見直し、施設規模を最大限縮小しています。</p> <p>具体的には、現在の地形、樹林地及び水系を活かすため、骨格となる尾根や谷筋はできる限り保全するとともに、テストコース及び管理道路の一部をトンネル化・橋梁化しています。また、対象事業実施区域の重要な動植物及び猛禽類の生息・生育環境を保全するため、東側の改変区域を北側へ移動、南西側の改変区域を大幅に縮小、西側の改変区域を縮小、さらに南西側の改変区域は配置を見直し、動植物にとって重要な森林・谷津田などの環境をできる限り一体的に保全しています。</p> <p>一方、農業従事者の高齢化、後継者の不足等により、人工林の多くが不健全林となり二次林も放置され、耕作面積も減少するなど、里山の荒廃が進んでいる状況の中で、地元の環境保全団体等から構成される「しもやま里山協議会」は、立地企業との連携を図りながら、里山の恵みを利活用する炭焼きなどの様々な取組を対象事業実施区域の森林・谷津田や対象事業実施区域の周辺で試みるとともに、その情報発信を行って地域の発展や自然・生態系が調和・共存できる里山環境を保全する活動をしています。事業者の新たな取組として、このような地域の取組と連携・協働を図りながら、広く残した残置森林等において、間伐等の森林施業や水田管理を実施するなど、地域住民の営みによって維持されてきた森林・谷津田（里山）の保全・維持管理を適切に実施し、開発と環境の両立を目指します。</p>

意見 番号	意見の概要	事業者の見解
8-38	<p>愛知県は、先の環境万博で自然との共生を表向きに海上の森という都市近郊に残る貴重な緑地を破壊しようとし、多くの県民、世界中の人々から非難を浴びたばかりである。なぜあれほどの避難を浴びたか、それは現在の県民、市民、世界の人達が、開発より自然環境を守ることを大事に思っているからである。そのことは先の愛知万博で充分わかったはずではないか。</p> <p>それなのに、なぜまたわざわざ、このような貴重種が生息する、生物多様性において重要な土地をあえて破壊しようとするのか、人間として、愛知県の常識を疑う。</p> <p>また、先の生物多様性条約のあと発表された愛知ターゲットを実行しようと思うのなら、このような、生物多様性にとって重要な地域を愛知県自ら造成破壊する行為はできないはずである。</p> <p>トヨタ自動車のテストコースは、埋め立て地とか、生物多様性の損失のすくない別の場所で行うべきである。それが、COP10を誘致した県の最低限の役目である。愛知ターゲットという愛知の名前までついているのであるから、愛知ターゲットの理念にのっとり、トヨタのエゴによる環境破壊、大規模自然破壊は中止すべきである。</p>	<p>愛知県は、モノづくりの集積地であり、とりわけ自動車産業は、基幹産業として極めて重要な役割を担っています。一方、産業のグローバル競争や、全国の自治体間での企業誘致競争が激化する中であって、愛知県が引続きわが国経済をリードする産業中枢地域として発展していくためには、有望分野の企業の立地を戦略的に進めていく必要があります。</p> <p>また、トヨタにおいては、次代を担う先行開発、中でも環境・安全・エネルギーに関する技術の研究開発の充実が急務となっており、その対応として本社地区の開発強化を図ることが必要になっています。</p> <p>本事業は、こうした状況を踏まえ、自動車産業の研究開発施設用地を造成することにより、モノづくりの技術革新を支える研究開発機能の集積を促進し、本県の産業振興と地域の活性化に資することを目的としています。</p> <p>なお、本事業は、平成19年3月に愛知県公営企業の設置等に関する条例（昭和55年愛知県条例第3号。）に位置付けられた内陸用地造成事業です。</p> <p>環境影響評価の実施に当たっては、環境影響の回避・低減の観点から当初の土地利用構想を大幅に見直し、施設規模を最大限縮小しています。</p> <p>具体的には、現在の地形、樹林地及び水系を活かすため、骨格となる尾根や谷筋はできる限り保全するとともに、テストコース及び管理道路の一部をトンネル化・橋梁化しています。また、対象事業実施区域の重要な動植物及び猛禽類の生息・生育環境を保全するため、東側の改変区域を北側へ移動、南西側の改変区域を大幅に縮小、西側の改変区域を縮小、さらに南西側の改変区域は配置を見直し、動植物にとって重要な森林・谷津田などの環境をできる限り一体的に保全しています。</p> <p>一方、農業従事者の高齢化、後継者の不足等により、人工林の多くが不健全林となり二次林も放置され、耕作面積も減少するなど、里山の荒廃が進んでいる状況の中で、地元の環境保全団体等から構成される「しもやま里山協議会」は、立地企業との連携を図りながら、里山の恵みを利活用する炭焼きなどの様々な取組を対象事業実施区域の森林・谷津田や対象事業実施区域の周辺で試みるとともに、その情報発信を行って地域の発展や自然・生態系が調和・共存できる里山環境を保全する活動をしています。事業者の新たな取組として、このような地域の取組と連携・協働を図りながら、広く残した残置森林等において、間伐等の森林施業や水田管理を実施するなど、地域住民の営みによって維持されてきた森林・谷津田（里山）の保全・維持管理を適切に実施し、開発と環境の両立を目指します。</p>

意見 番号	意見の概要	事業者の見解
8-39	<p>開発の中止を要望する。理由として以下をあげる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境庁の絶滅危惧種として指定されているミゾゴイの安定的生息地であるから。 ・環境庁で指定されている絶滅危惧種が 19 種類も生息している生物多様性にとって重要な地域であることから。 ・愛知県のレッドデータブックの絶滅危惧種が 50 種類も生息しているという生物多様性にとって重要な地域であることから。 ・愛知ターゲットの理念に全く逆行する開発であること。 ・自然の生態系は敏感であり一部でも破壊すれば今の生態系は保てないこと。 ・愛知県内には他に造成した土地、埋め立てした土地がたくさんありわざわざ生物相豊かな森林を破壊してまで工業団地、テストコースを作る理由はまったくないこと。 ・トヨタ自動車の本社に近いという一企業のエゴのため、国民の財産である貴重種を絶滅に追い込むのは理にそぐわない。 ・連続した緑、森林などがあるから今の生態系が保てるのであってそれを一部でも破壊すれば現在の生態系が保てず、現在の絶滅危惧種が生息できなくなることから。 ・絶滅危惧種が多く生息する貴重な場所であり COP10 を誘致し世界に生物多様性の大切さを訴えた愛知県として、していい開発ではないこと。 ・トヨタ自動車のための開発であり県民のためにはならないこと。 ・現在環境保全、生物多様性保全第一が県民・国民の気持ちであることから。公共の福祉になんら寄与しない自然破壊だけの無謀な開発であるから。 ・標高 300m 級の山々の地形の変更は無謀すぎて必ずや自然災害をもたらす結果となることから。 ・他に代替地はたくさんあるのにあえて貴重種の宝庫を破壊するのはおかしく許されない。 	<p>愛知県は、モノづくりの集積地であり、とりわけ自動車産業は、基幹産業として極めて重要な役割を担っています。一方、産業のグローバル競争や、全国の自治体間での企業誘致競争が激化する中において、愛知県が引続きわが国経済をリードする産業中枢地域として発展していくためには、有望分野の企業の立地を戦略的に進めていく必要があります。</p> <p>また、トヨタにおいては、次代を担う先行開発、中でも環境・安全・エネルギーに関する技術の研究開発の充実が急務となっており、その対応として本社地区の開発強化を図ることが必要になっていきます。</p> <p>本事業は、こうした状況を踏まえ、自動車産業の研究開発施設用地を造成することにより、モノづくりの技術革新を支える研究開発機能の集積を促進し、本県の産業振興と地域の活性化に資することを目的としています。</p> <p>なお、本事業は、平成 19 年 3 月に愛知県公営企業の設置等に関する条例（昭和 55 年愛知県条例第 3 号。）に位置付けられた内陸用地造成事業です。</p> <p>環境影響評価の実施に当たっては、環境影響の回避・低減の観点から当初の土地利用構想を大幅に見直し、施設規模を最大限縮小しています。</p> <p>具体的には、現在の地形、樹林地及び水系を活かすため、骨格となる尾根や谷筋はできる限り保全するとともに、テストコース及び管理道路の一部をトンネル化・橋梁化しています。また、対象事業実施区域の重要な動植物及び猛禽類の生息・生育環境を保全するため、東側の改変区域を北側へ移動、南西側の改変区域を大幅に縮小、西側の改変区域を縮小、さらに南西側の改変区域は配置を見直し、動植物にとって重要な森林・谷津田などの環境をできる限り一体的に保全しています。</p> <p>一方、農業従事者の高齢化、後継者の不足等により、人工林の多くが不健全林となり二次林も放置され、耕作面積も減少するなど、里山の荒廃が進んでいる状況の中で、地元の環境保全団体等から構成される「しもやま里山協議会」は、立地企業との連携を図りながら、里山の恵みを利活用する炭焼きなどの様々な取組を対象事業実施区域の森林・谷津田や対象事業実施区域の周辺で試みるとともに、その情報発信を行って地域の発展や自然・生態系が調和・共存できる里山環境を保全する活動をしています。事業者の新たな取組として、このような地域の取組と連携・協働を図りながら、広く残した残置森林等において、間伐等の森林施業や水田管理を実施するなど、地域住民の営みによって維持されてきた森林・谷津田（里山）の保全・維持管理を適切に実施し、開発と環境の両立を目指します。</p>

意見 番号	意見の概要	事業者の見解
8-40	<p>計画地には、環境省のレッドリストで絶滅危惧Ⅱ種に分類されるミゾゴイ、サシバをはじめ多くの貴重な動植物が生息している。動物、植物は持ちつ持たれつの関係にあり食物連鎖を形成している。猛禽類のような肉食性の野鳥が生きていくためには、かなりの量の小動物が必要である。日本鳥類保護連盟がハイタカについて調査研究したものがある。ハイタカ 1羽を 1年間支えるには、シジュウカラ換算で 779羽必要であり、そのシジュウカラは、1羽が 1年間に 125,000匹のマツシャクトリガの幼虫を食べる。従って、ハイタカ 1羽について 97,375,000匹のマツシャクトリガが必要なわけである。この虫 1億匹の生存を支えるには、ミカン科のキハダに換算して 420ha、2km平方の森林が必要だと言われている。環境省は「生物の多様性に関する条例」に基づき、人と野生鳥獣との共生の確保、生物多様性の確保に関する施策を推進し、緑地帯の保護を訴えている。この地は生物の多様性に優れ、生態系が良い状況にある。自然環境保護のためにもこの地を開発から守るべきである。</p>	<p>愛知県は、モノづくりの集積地であり、とりわけ自動車産業は、基幹産業として極めて重要な役割を担っています。一方、産業のグローバル競争や、全国の自治体間での企業誘致競争が激化する中であって、愛知県が引続きわが国経済をリードする産業中枢地域として発展していくためには、有望分野の企業の立地を戦略的に進めていく必要があります。</p> <p>また、トヨタにおいては、次代を担う先行開発、中でも環境・安全・エネルギーに関する技術の研究開発の充実が急務となっており、その対応として本社地区の開発強化を図ることが必要になっています。</p> <p>本事業は、こうした状況を踏まえ、自動車産業の研究開発施設用地を造成することにより、モノづくりの技術革新を支える研究開発機能の集積を促進し、本県の産業振興と地域の活性化に資することを目的としています。</p> <p>なお、本事業は、平成 19年 3月に愛知県公営企業の設置等に関する条例（昭和 55年愛知県条例第 3号。）に位置付けられた内陸用地造成事業です。</p>
8-41	<p>東京都青梅市では、2001年に 90haの丘陵開発の動きがあった。2007年に取りやめ、自然保全のために青梅市と市民が一体となって取り組んでいる。子どもや孫のためにより良い環境・自然を残そうではありませんか。愛知行政の英断を期待している。</p>	<p>環境影響評価の実施に当たっては、環境影響の回避・低減の観点から当初の土地利用構想を大幅に見直し、施設規模を最大限縮小しています。</p> <p>具体的には、現在の地形、樹林地及び水系を活かすため、骨格となる尾根や谷筋はできる限り保全するとともに、テストコース及び管理道路の一部をトンネル化・橋梁化しています。また、対象事業実施区域の重要な動植物及び猛禽類の生息・生育環境を保全するため、東側の改変区域を北側へ移動、南西側の改変区域を大幅に縮小、西側の改変区域を縮小、さらに南西側の改変区域は配置を見直し、動植物にとって重要な森林・谷津田などの環境をできる限り一体的に保全しています。</p>
8-42	<p>これからの時代は大規模開発の生態系に及ぼすデメリットをはっきりと見すえ、経済優先的な開発を抑制していくことが要求されるべきである。</p> <p>今までの日本の経済成長のスタイルは、第一次産業を重視せず、食べていけない人々を工業生産へ従事させるような政策をとってきた。グローバル社会の中で工業製品を輸出することで生活できる人々を増やしてきたが、貿易収支のバランスをとるため食料品を輸入せざるをえなくなり、結果として日本の食料自給率は下ってしまった。グローバル社会に依存しすぎた結果、国内産業の衰退は回避できないところまで来ているが、単に世界との競争力をつけるという発想ではこの傾向は止まらない。世界の食糧事情から見ても一次産業と工業生産のバランスを保つ政策が急務であり、そのためには社会構造そのもの変わるような方向性を描いた政策が必要である。</p> <p>その上で人間も生物の一種として生き続けるためにはどのような方法を求めるべきかを考えて欲しい。これからの行政は、時代を見極めた政策を立てるに当たり、生物の一つである人間が継続的に生きていくための方向性を示してもらいたいのである。</p> <p>このような大きな広範囲の開発は今の時代に相応しくはない。今回の計画を一旦中止とし、その後抜本的な見直しをするよう求める。</p>	<p>一方、農業従事者の高齢化、後継者の不足等により、人工林の多くが不健全林となり二次林も放置され、耕作面積も減少するなど、里山の荒廃が進んでいる状況の中で、地元の環境保全団体等から構成される「しもやま里山協議会」は、立地企業との連携を図りながら、里山の恵みを利活用する炭焼きなどの様々な取組を対象事業実施区域の森林・谷津田や対象事業実施区域の周辺で試みるとともに、その情報発信を行って地域の発展や自然・生態系が調和・共存できる里山環境を保全する活動をしています。事業者の新たな取組として、このような地域の取組と連携・協働を図りながら、広く残した残置森林等において、間伐等の森林施業や水田管理を実施するなど、地域住民の営みによって維持されてきた森林・谷津田（里山）の保全・維持管理を適切に実施し、開発と環境の両立を目指します。</p>

意見番号	意見の概要	事業者の見解
8-43	<p>豊田・岡崎地区研究開発施設用地造成事業は工事及び供用時に動物、植物の生息と生態系に大きな影響を与え、動物、植物の生息が維持できなくなる。生態系は破壊される。準備書に記載されている策で動物、植物と生態系への影響を回避・低減できるとする評価は誤りである。事業実施で回避・低減できないのであれば、事業を中止するという最善の策を選択すべきである。</p> <p>世界的にも生息数が少なく特別に慎重な対応が求められるミゾゴイをはじめ、ハチクマ、サシバなどに対して営巣期に営巣地周辺だけの配慮では、その生活環境を守ることができない。行動範囲の環境が保持されることが必要である。準備書のような狭い範囲の一定期間での対応で、「生息環境の変化が小さいまたはないと予測」するのは誤っている。</p>	<p>愛知県は、モノづくりの集積地であり、とりわけ自動車産業は、基幹産業として極めて重要な役割を担っています。一方、産業のグローバル競争や、全国の自治体間での企業誘致競争が激化する中において、愛知県が引続きわが国経済をリードする産業中枢地域として発展していくためには、有望分野の企業の立地を戦略的に進めていく必要があります。</p> <p>また、トヨタにおいては、次代を担う先行開発、中でも環境・安全・エネルギーに関する技術の研究開発の充実が急務となっており、その対応として本社地区の開発強化を図ることが必要になっています。</p> <p>本事業は、こうした状況を踏まえ、自動車産業の研究開発施設用地を造成することにより、モノづくりの技術革新を支える研究開発機能の集積を促進し、本県の産業振興と地域の活性化に資することを目的としています。</p>
8-44	<p>この事業は中止すべきである。この地域は、絶滅危惧種約 20 種が安定的に生息するなど、たいへん自然豊かである。生物多様性にも富んでいる。そこを開発することは、名古屋市で昨年開かれた生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）の趣旨に反するものである。「生物多様性の損失を食い止めるため効果的かつ緊急に行動をとる」とする「愛知ターゲット」（COP10 で採択）を無視するものである。開発は影響の少ない別の場所を選ぶように求める。</p>	<p>なお、本事業は、平成 19 年 3 月に愛知県公営企業の設置等に関する条例（昭和 55 年愛知県条例第 3 号。）に位置付けられた内陸用地造成事業です。</p> <p>環境影響評価の実施に当たっては、環境影響の回避・低減の観点から当初の土地利用構想を大幅に見直し、施設規模を最大限縮小しています。</p> <p>具体的には、現在の地形、樹林地及び水系を活かすため、骨格となる尾根や谷筋はできる限り保全するとともに、テストコース及び管理道路の一部をトンネル化・橋梁化しています。また、対象事業実施区域の重要な動植物及び猛禽類の生息・生育環境を保全するため、東側の改変区域を北側へ移動、南西側の改変区域を大幅に縮小、西側の改変区域を縮小、さらに南西側の改変区域は配置を見直し、動植物にとって重要な森林・谷津田などの環境をできる限り一体的に保全しています。</p>
8-45	<p>昨年の生物多様性条約会議では、様々な心配りが海外参加者の多くの心を打った。会議では多くの愛知の行政の方とも口をそろえて生物多様性保全が人々の生きていく基盤と語られたことを思い出す。巨大開発というものは持続的な社会を築くことと相反するものである。計画につきましては、原点に立ち帰り、ぜひ「正しい選択」をするよう心より願っている。</p>	<p>一方、農業従事者の高齢化、後継者の不足等により、人工林の多くが不健全林となり二次林も放置され、耕作面積も減少するなど、里山の荒廃が進んでいる状況の中で、地元の環境保全団体等から構成される「しもやま里山協議会」は、立地企業との連携を図りながら、里山の恵みを利活用する炭焼きなどの様々な取組を対象事業実施区域の森林・谷津田や対象事業実施区域の周辺で試みるとともに、その情報発信を行って地域の発展や自然・生態系が調和・共存できる里山環境を保全する活動をしています。事業者の新たな取組として、このような地域の取組と連携・協働を図りながら、広く残した残置森林等において、間伐等の森林施業や水田管理を実施するなど、地域住民の営みによって維持されてきた森林・谷津田（里山）の保全・維持管理を適切に実施し、開発と環境の両立を目指します。</p>
8-46	<p>私達の会は東京の片隅の清瀬市で 35 年間、武蔵野に面影を残す雑木林を主とした里山の自然と景観を残すため活動して来た。</p> <p>今日、地球環境を守る生物多様性の保全は、日本において最も重要かつ深刻な課題と考えて行動しているが、COP10 開催の愛知県で大規模な里山の開発が発表され、この時代になってまだこの様な自然を無視した前時代的な開発計画には驚きと共に、経済優先の相変わらずの日本にがっかりしている。</p> <p>日本の里山は今最も生物多様性を育み、その景観的価値と多くの生き物のすみ家として注目されており、しかも人の生活圏に近い豊かな自然は教育の場、自然体験の場として少しでも多く残して行くべき貴重な里山を、もうこれ以上開発は絶対やめてほしいと強く強く希望する。</p> <p>しかも日本を代表する環境先進企業トヨタの行為と聞き、何を考えているのか、もっと知恵がないのか疑わずにいられない。</p> <p>私達も東京で必死に環境保全のため、行政と一緒に頑張って頑張っている。</p> <p>環境リーダーたるべき愛知県は今すぐこの計画を中止して環境を守るべきである。</p>	<p>一方、農業従事者の高齢化、後継者の不足等により、人工林の多くが不健全林となり二次林も放置され、耕作面積も減少するなど、里山の荒廃が進んでいる状況の中で、地元の環境保全団体等から構成される「しもやま里山協議会」は、立地企業との連携を図りながら、里山の恵みを利活用する炭焼きなどの様々な取組を対象事業実施区域の森林・谷津田や対象事業実施区域の周辺で試みるとともに、その情報発信を行って地域の発展や自然・生態系が調和・共存できる里山環境を保全する活動をしています。事業者の新たな取組として、このような地域の取組と連携・協働を図りながら、広く残した残置森林等において、間伐等の森林施業や水田管理を実施するなど、地域住民の営みによって維持されてきた森林・谷津田（里山）の保全・維持管理を適切に実施し、開発と環境の両立を目指します。</p>

意見番号	意見の概要	事業者の見解
8-47	COP10を誘致し、本来であるなら生物多様性にとって大切な場所を保全しなければならない愛知県が、なぜCOP10の理念と反対のことをするのか理解できない。愛知ターゲットという愛知県の名前までついているのに、なぜ愛知ターゲットの理念と全く正反対の生物多様性の破壊をするのか理解に苦しむ。サシバ、ミゾゴイの保護区として、現状の環境を維持するのが愛知県の本来すべきことである。660haの連続した緑、自然、田園があってこそ、この生態系が保てるのである。無謀な自然破壊、生物の大量虐殺、大量殺戮はただちにやめ、660haすべて現状のミゾゴイ、サシバ保全地区として保全すべきである。	愛知県は、モノづくりの集積地であり、とりわけ自動車産業は、基幹産業として極めて重要な役割を担っています。一方、産業のグローバル競争や、全国の自治体間での企業誘致競争が激化する中であって、愛知県が引続きわが国経済をリードする産業中枢地域として発展していくためには、有望分野の企業の立地を戦略的に進めていく必要があります。また、トヨタにおいては、次代を担う先行開発、中でも環境・安全・エネルギーに関する技術の研究開発の充実が急務となっており、その対応として本社地区の開発強化を図ることが必要になっています。
8-48	COP10を誘致し、世界中に生物多様性の大切さを訴えた愛知県がこのような無謀な自然破壊をすることは、COP10に対する冒瀆である。COP10に参加した人々、国々を騙しペテンにかける大変卑怯で下劣な行為である。先の愛知万博で多くの市民、県民がいかに身近な自然、生物相を慈しみ守りたいと思っているか、よくわかったはずである。それなのに、また県民、国民の思いを無視し、一私企業のために広大な地域の自然破壊、生物多様性の大量殺戮・虐殺を計画する、愛知県とは本当にひどい県である。この開発は恐らく21世紀世界最大の自然破壊であり、21世紀世界最大の生物相の大量虐殺であろう。これは犯罪行為に等しいと私は思う。このような世界中を騙すような卑怯で卑屈、残虐な行為を愛知県が行おうとしていることを、この開発に携わる県の人々は強く認識すべきである。この開発は21世紀に生きる人間として決してしてはいけない大変愚かな生物多様性にとっての残虐行為である。例え愛知県でも、世界一の企業でも人間としてしていいこととしてはいけないことがあることを愛知県は認識すべきである。このような広大な面積の無謀な自然破壊は、人間として決してしてはいけない行為であることを愛知県職員はしっかりと認識し、このような愚かで無謀な自然破壊、生物多様性の大量虐殺、殺戮に結び付く開発は直ちに中止すべきである。	本事業は、こうした状況を踏まえ、自動車産業の研究開発施設用地を造成することにより、モノづくりの技術革新を支える研究開発機能の集積を促進し、本県の産業振興と地域の活性化に資することを目的としています。なお、本事業は、平成19年3月に愛知県公営企業の設置等に関する条例（昭和55年愛知県条例第3号。）に位置付けられた内陸用地造成事業です。環境影響評価の実施に当たっては、環境影響の回避・低減の観点から当初の土地利用構想を大幅に見直し、施設規模を最大限縮小しています。具体的には、現在の地形、樹林地及び水系を活かすため、骨格となる尾根や谷筋はできる限り保全するとともに、テストコース及び管理道路の一部をトンネル化・橋梁化しています。また、対象事業実施区域の重要な動植物及び猛禽類の生息・生育環境を保全するため、東側の改変区域を北側へ移動、南西側の改変区域を大幅に縮小、西側の改変区域を縮小、さらに南西側の改変区域は配置を見直し、動植物にとって重要な森林・谷津田などの環境をできる限り一体的に保全しています。一方、農業従事者の高齢化、後継者の不足等により、人工林の多くが不健全林となり二次林も放置され、耕作面積も減少するなど、里山の荒廃が進んでいる状況の中で、地元の環境保全団体等から構成される「しもやま里山協議会」は、立地企業との連携を図りながら、里山の恵みを利活用する炭焼きなどの様々な取組を対象事業実施区域の森林・谷津田や対象事業実施区域の周辺で試みるとともに、その情報発信を行って地域の発展や自然・生態系が調和・共存できる里山環境を保全する活動をしています。事業者の新たな取組として、このような地域の取組と連携・協働を図りながら、広く残した残置森林等において、間伐等の森林施業や水田管理を実施するなど、地域住民の営みによって維持されてきた森林・谷津田（里山）の保全・維持管理を適切に実施し、開発と環境の両立を目指します。
8-49	現在の生態系を保てるという保証のない限りは開発すべきではない。現在の生態系が少しでも損なわれる場合は、愛知県の誰が、トヨタ自動車の誰が、どのような責任を取るのか、国民、県民にはっきりと示すべきである。例えば、企業庁長、罰金1兆円、懲役25年。トヨタ自動車開発責任者、罰金百兆円、懲役30年など、責任の所在をはっきりしてから開発に取り組むべきである。幅30mの道路を6kmも作れば、今の生態系が維持できないことは幼稚園児でも分かると思う。この開発は大変愚かな破壊行為であることを認識し、開発そのもの自体を止めるべきである。この開発はCOP10に参加した世界中の自然と生物を愛する人々、国々をペテンにかける大変卑怯な行為である。世界中の人々をだまし討ちにする大変卑怯な、下劣な行為であることを愛知県はしっかりと認識すべきである。	（この欄は上記の意見と重複する内容のため、見解は省略します。）

意見 番号	意見の概要	事業者の見解
8-50	<p>豊田・岡崎地区研究開発施設用地造成事業の対象地は絶滅危惧種を含め、貴重な動植物が生息する良好な生態系が保持されている。今回の事業は動物、植物の生息と生態系に大きな影響を与える。準備書では記載されている対応策で動物、植物と生態系への影響を回避・低減できるとしているが、ほとんど成功例がない移植などの手法であり、環境保全がされるとはとうてい考えられない。回避・低減できるという評価は誤りである。事業実施で回避・低減できないのであるから、事業を中止するという最善の策を選択すべきである。</p>	<p>愛知県は、モノづくりの集積地であり、とりわけ自動車産業は、基幹産業として極めて重要な役割を担っています。一方、産業のグローバル競争や、全国の自治体間での企業誘致競争が激化する中であって、愛知県が引続きわが国経済をリードする産業中枢地域として発展していくためには、有望分野の企業の立地を戦略的に進めていく必要があります。</p> <p>また、トヨタにおいては、次代を担う先行開発、中でも環境・安全・エネルギーに関する技術の研究開発の充実が急務となっており、その対応として本社地区の開発強化を図ることが必要になっています。</p>
8-51	<p>当該用地は、トヨタ・テストコースとして整備するのではなく、里山として自然環境の再生と農林業を継続できるように保全すべきである。その理由としては、当該地においては、絶滅危惧種であるサンバやミゾゴイなどの野鳥が生息し、いまだに良好な自然環境が残っている。トヨタ・テストコース誘致のために整備してしまうと、これらの希少種が棲めなくなってしまう恐れがある。また、休耕田や放棄田畑などは、再び農業ができるように整地すれば、食物自給率を高めることに貢献できる。その担い手としては、東日本大震災（東北関東大震災）において家や田畑を失った人たちに入植していただくという方法などが考えられる。林業においても、同様なことが言える。住居と働き場を失った人たちに、それらを提供できるし、大震災によって失われる東北地方の農産物の一部を、当該地でまかなうことができる。また、高齢化や後継者不足による悩みも解消されていく可能性がある。農地が復活し、スギ、ヒノキの人工林にも人手が入るようになれば、サンバやミゾゴイなど里山に生息する生き物にとっても、今後も安定した生息地を得られることになる。昨年のCOP10において、「SATOYAMAイニシアティブ」を世界に向けて発信したこともあり、当該地をぜひ里山再生の場として実践すべきである。</p>	<p>本事業は、こうした状況を踏まえ、自動車産業の研究開発施設用地を造成することにより、モノづくりの技術革新を支える研究開発機能の集積を促進し、本県の産業振興と地域の活性化に資することを目的としています。</p> <p>なお、本事業は、平成19年3月に愛知県公営企業の設置等に関する条例（昭和55年愛知県条例第3号。）に位置付けられた内陸用地造成事業です。</p> <p>環境影響評価の実施に当たっては、環境影響の回避・低減の観点から当初の土地利用構想を大幅に見直し、施設規模を最大限縮小しています。</p> <p>具体的には、現在の地形、樹林地及び水系を活かすため、骨格となる尾根や谷筋はできる限り保全するとともに、テストコース及び管理道路の一部をトンネル化・橋梁化しています。また、対象事業実施区域の重要な動植物及び猛禽類の生息・生育環境を保全するため、東側の改変区域を北側へ移動、南西側の改変区域を大幅に縮小、西側の改変区域を縮小、さらに南西側の改変区域は配置を見直し、動植物にとって重要な森林・谷津田などの環境をできる限り一体的に保全しています。</p> <p>一方、農業従事者の高齢化、後継者の不足等により、人工林の多くが不健全林となり二次林も放置され、耕作面積も減少するなど、里山の荒廃が進んでいる状況の中で、地元の環境保全団体等から構成される「しもやま里山協議会」は、立地企業との連携を図りながら、里山の恵みを利活用する炭焼きなどの様々な取組を対象事業実施区域の森林・谷津田や対象事業実施区域の周辺で試みるとともに、その情報発信を行って地域の発展や自然・生態系が調和・共存できる里山環境を保全する活動をしています。事業者の新たな取組として、このような地域の取組と連携・協働を図りながら、広く残した残置森林等において、間伐等の森林施業や水田管理を実施するなど、地域住民の営みによって維持されてきた森林・谷津田（里山）の保全・維持管理を適切に実施し、開発と環境の両立を目指します。</p>
8-52	<p>「事業の目的」に「引続きわが国経済をリードする産業中枢地域」とあるが、産業の振興はするとしても、「わが国経済をリード」とまで気負う必要はない。自然と共存できる持続可能で質の高い安心・安全なものづくりを目指すことを目的とすべきである。「わが国経済をリード」したかどうかは結果である。今回の福島原発の事故による放射能汚染で工業製品の出荷にも大きな打撃があったことを踏まえ、ものづくりのあり方も安心・安全があつてこそそのものという点から構築し直すべきときを迎えている。</p>	<p>環境万博と言われた愛知万博やCOP10を誘致した愛知県がこの開発行為に加担することに大きな疑問を持つ。そして、COP10で里山イニシアティブを提唱しているにもかかわらず、里山を破壊することが確実であるわけで、この地域の生きものたちの生息環境が保全されてこそ、愛知万博の理念や、COP10で提唱している里山イニシアティブを世界に発信基地になるものとする。</p>
8-53	<p>環境万博と言われた愛知万博やCOP10を誘致した愛知県がこの開発行為に加担することに大きな疑問を持つ。そして、COP10で里山イニシアティブを提唱しているにもかかわらず、里山を破壊することが確実であるわけで、この地域の生きものたちの生息環境が保全されてこそ、愛知万博の理念や、COP10で提唱している里山イニシアティブを世界に発信基地になるものとする。</p>	<p>環境万博と言われた愛知万博やCOP10を誘致した愛知県がこの開発行為に加担することに大きな疑問を持つ。そして、COP10で里山イニシアティブを提唱しているにもかかわらず、里山を破壊することが確実であるわけで、この地域の生きものたちの生息環境が保全されてこそ、愛知万博の理念や、COP10で提唱している里山イニシアティブを世界に発信基地になるものとする。</p>

意見 番号	意見の概要	事業者の見解
8-54	<p>「生育環境の変化が低減できる」「生育することが期待される」「生育について不確実性が考えられる」などあいまいな部分が多い。豊田市の環境計画によれば希少種だけでなく、普通種の維持も目標とされている。COP10も終わったばかりの年に「みんなで生物多様性を守っていきましょう」という呼びかけが多く行われている中でこの事業計画はCOP10の開催県としての姿勢が問われていると思う。</p>	<p>愛知県は、モノづくりの集積地であり、とりわけ自動車産業は、基幹産業として極めて重要な役割を担っています。一方、産業のグローバル競争や、全国の自治体間での企業誘致競争が激化する中であって、愛知県が引続きわが国経済をリードする産業中枢地域として発展していくためには、有望分野の企業の立地を戦略的に進めていく必要があります。</p> <p>また、トヨタにおいては、次代を担う先行開発、中でも環境・安全・エネルギーに関する技術の研究開発の充実が急務となっており、その対応として本社地区の開発強化を図ることが必要になっています。</p> <p>本事業は、こうした状況を踏まえ、自動車産業の研究開発施設用地を造成することにより、モノづくりの技術革新を支える研究開発機能の集積を促進し、本県の産業振興と地域の活性化に資することを目的としています。</p> <p>なお、本事業は、平成19年3月に愛知県公営企業の設置等に関する条例（昭和55年愛知県条例第3号。）に位置付けられた内陸用地造成事業です。</p>
8-55	<p>この地域のみならず全国的にほぼ絶滅状態にある「里山で生計を立てる人間（以下、里山人）」を保全することこそ、里山の保全、及び、里山で生きる人間以外の貴重な生き物を保全することに繋がる。このような観点から、現在、絶滅が最も危惧される生き物「里山人」について調査と対策を万全に行うべきである。</p> <p>今回の準備書で重要視されているのは貴重な生き物と評価されているミゾゴイやサシバなどが中心となっているが、「里山人」は環境省のレッドリストの評価に当てはめると、絶滅種又は野生絶滅の状態、ミゾゴイよりも希少価値がある。特にここ下山、額田地区には里山で生計を立てる人は皆無である。ボランティアで炭焼きを行う人が少数いるが、この人たちは野生絶滅に分類される。ミゾゴイやサシバの保全対策として、形式上の環境整備をしても対処療法にしかならない。里山で人間が生計を立てるためには里山の材の消費が必要で、経済的に循環するような仕組み作りが不可欠である。このようなシステムを構築することにより、自ずと里山は回復し、ミゾゴイ、サシバなど里山に生きる貴重な生き物も維持されることになる。</p>	<p>環境影響評価の実施に当たっては、環境影響の回避・低減の観点から当初の土地利用構想を大幅に見直し、施設規模を最大限縮小しています。</p> <p>具体的には、現在の地形、樹林地及び水系を活かすため、骨格となる尾根や谷筋はできる限り保全するとともに、テストコース及び管理道路の一部をトンネル化・橋梁化しています。また、対象事業実施区域の重要な動植物及び猛禽類の生息・生育環境を保全するため、東側の改変区域を北側へ移動、南西側の改変区域を大幅に縮小、西側の改変区域を縮小、さらに南西側の改変区域は配置を見直し、動植物にとって重要な森林・谷津田などの環境をできる限り一体的に保全しています。</p> <p>一方、農業従事者の高齢化、後継者の不足等により、人工林の多くが不健全林となり二次林も放置され、耕作面積も減少するなど、里山の荒廃が進んでいる状況の中で、地元の環境保全団体等から構成される「しもやま里山協議会」は、立地企業との連携を図りながら、里山の恵みを利活用する炭焼きなどの様々な取組を対象事業実施区域の森林・谷津田や対象事業実施区域の周辺で試みるとともに、その情報発信を行って地域の発展や自然・生態系が調和・共存できる里山環境を保全する活動をしています。事業者の新たな取組として、このような地域の取組と連携・協働を図りながら、広く残した残置森林等において、間伐等の森林施業や水田管理を実施するなど、地域住民の営みによって維持されてきた森林・谷津田（里山）の保全・維持管理を適切に実施し、開発と環境の両立を目指します。</p>
8-56	<p>里山環境の循環的利用を促進すること。</p> <p>里山環境は、生物多様性条約締結国会議においても注目されたところであるが、全国のモデルになるような里山の循環的な利用のシステムを提示すべきと思う。</p>	<p>里山環境の循環的利用を促進すること。</p> <p>里山環境は、生物多様性条約締結国会議においても注目されたところであるが、全国のモデルになるような里山の循環的な利用のシステムを提示すべきと思う。</p>
8-57	<p>COP10の開催地愛知県での大規模な開発計画に信じられない思いである。私達の町でも里山の保全のために大勢の市民が参加し谷津田の再生に取り組んでいるが、小さな田を1枚再生することでさえ多大な労力と時間が必要であることを実感している。特に絶滅危惧種は、その保護にとっても気を使っても個体数の減少をくい止めるのが難しいものもあり、里山の生態系の多様さは計り知れないものだと感じている。</p> <p>対象地区とその周辺の自然環境が保全され次世代へと手渡せる事を願っている。</p>	<p>里山環境の循環的利用を促進すること。</p> <p>里山環境は、生物多様性条約締結国会議においても注目されたところであるが、全国のモデルになるような里山の循環的な利用のシステムを提示すべきと思う。</p>
8-58	<p>里山の開発行為に関して、反対理由はない。但し、条件が多々ある。地域の農地として存在する里山エリアと、都市公園としてあるべき里山が混在している箇所として、その明確な切り分けと峻別を行って、農村部に限定して開発を行うべきである。</p>	<p>里山環境の循環的利用を促進すること。</p> <p>里山環境は、生物多様性条約締結国会議においても注目されたところであるが、全国のモデルになるような里山の循環的な利用のシステムを提示すべきと思う。</p>

意見 番号	意見の概要	事業者の見解
8-59	<p>標高 300m級の山々を 270haにも渡り破壊する行為は神でもしない行為である。この神をも恐れぬ無謀な行為は必ず自然災害をもたらす。開発による災害の影響について詳しくしらべ、絶対安全であるという科学的根拠を証明し説明すべきである。開発による災害（人的災害）を予測し、その対処方法を科学的根拠から列挙すべきである。そして 100%災害をないという科学的根拠に基づく説明と証明をすべきである。</p>	<p>愛知県は、モノづくりの集積地であり、とりわけ自動車産業は、基幹産業として極めて重要な役割を担っています。一方、産業のグローバル競争や、全国の自治体間での企業誘致競争が激化する中であって、愛知県が引続きわが国経済をリードする産業中枢地域として発展していくためには、有望分野の企業の立地を戦略的に進めていく必要があります。</p> <p>また、トヨタにおいては、次代を担う先行開発、中でも環境・安全・エネルギーに関する技術の研究開発の充実が急務となっており、その対応として本社地区の開発強化を図ることが必要になっています。</p>
8-60	<p>自然災害（人災）を防ぐ観点からもこのような無謀な自然破壊をしてはならない。先の地震の津波でさえ、丘や丘陵は破壊しなかった。高台に避難した人達は助かった。それは津波が丘や高台を破壊しなかったからである。神でもしない行為を愛知県とトヨタ自動車は行おうとしている。標高 300mの山々を 270haにも渡って破壊することは天の神でもしない行為であり、造成による地形変更によって地震・洪水などの自然災害をもたらすことは確実である。このような自然災害を誘発する大規模自然破壊を、なぜ公共の団体である愛知県がおこなうのか。多くの県民が命を危険にさらす自然災害を誘発する環境破壊をなぜ愛知県が県民の税金を使っておこなうのか。常識では考えられない無謀な行為である。</p> <p>あまりにも一企業と癒着しすぎている。この開発は必ず自然災害を誘発し、多くの県民の命を奪うであろう。標高 300m級の山々を 270haにも渡り地形を変える行為は神でもしない横暴・無謀な行為で、自然破壊は言うに及ばず、必ず自然災害を誘発する。愛知県はトヨタ自動車一社のために多くの県民の命を危険にさらし、県民の命と財産を奪うであろう。</p> <p>なぜ一企業のために、県民の命まで奪う可能性が大の環境破壊、自然破壊をするのか、国民県民にしっかりと説明すべきである。</p>	<p>本事業は、こうした状況を踏まえ、自動車産業の研究開発施設用地を造成することにより、モノづくりの技術革新を支える研究開発機能の集積を促進し、本県の産業振興と地域の活性化に資することを目的としています。</p> <p>なお、本事業は、平成 19 年 3 月に愛知県公営企業の設置等に関する条例（昭和 55 年愛知県条例第 3 号。）に位置付けられた内陸用地造成事業です。</p> <p>一方、本事業の実施に当たっては、条例に基づき適切に環境影響評価を実施しています。</p> <p>防災対策については、別途、関係機関と調整していきます。</p>
8-61	<p>今回の東日本大災害を例にするまでもなく、こうした自然災害を最小限に食い止めるためにも山や谷は自然のまま残すべきである。山や谷が出来るまでには、長い年月が掛かっている。地震国日本では、開発地では、新潟中越大地震に見るような地滑り、大崩落が何時起こるかもしれない。また、埋め立てによる小川、湧き水、地下水路の分断は豪雨の時、計り知れない災害を起こす心配がある。一度崩した自然は元に戻らないから自然の改造はすべきではない。</p>	

意見 番号	意見の概要	事業者の見解
8-62	<p>今、地球規模で異常気象が頻繁に起こっている。それは何故か。地球そのものの変動かもしれないが、それを加速させているのは人間の仕業と言っても過言ではない。気象の安定は、大気の浄化、酸素の供給、乾湿や温寒の緩和等をしてくれる自然の働きと、人間の営みによる排泄物とのバランスがとれていてこそ成り立つものであり、現在はもう既にそのバランスが崩れてしまっているのである。</p> <p>人間の飽くなき欲望の為に、毎年ものすごい速度で地球上の広範囲な自然が失われていっている。その為に各地で異常気象が頻発しているという事を人間はもっと自覚しなければいけない。それは単に外国の熱帯雨林等が失われていくという事だけが問題なのではない。世界中の人達がそれぞれの地域で身近な自然を守るという事が結果的には広範囲な自然が守られるという事になるのである。自然をつぶしてテストコースを作る等という事をやっていると、そのうち日本も殆ど雨が降らなくなってしまう等という事にならないと誰が断言できるであろうか。外国の自然がどんどん無くなっている今（消費国、輸入国である日本の罪は大変重い）、せめて国内の自然を残し、少しでも異常気象の速度を鈍らせる事に貢献しようと務めるのが日本の責務であると思う。</p>	<p>愛知県は、モノづくりの集積地であり、とりわけ自動車産業は、基幹産業として極めて重要な役割を担っています。一方、産業のグローバル競争や、全国の自治体間での企業誘致競争が激化する中であって、愛知県が引続きわが国経済をリードする産業中枢地域として発展していくためには、有望分野の企業の立地を戦略的に進めていく必要があります。</p> <p>また、トヨタにおいては、次代を担う先行開発、中でも環境・安全・エネルギーに関する技術の研究開発の充実が急務となっており、その対応として本社地区の開発強化を図ることが必要になっています。</p> <p>本事業は、こうした状況を踏まえ、自動車産業の研究開発施設用地を造成することにより、モノづくりの技術革新を支える研究開発機能の集積を促進し、本県の産業振興と地域の活性化に資することを目的としています。</p> <p>なお、本事業は、平成19年3月に愛知県公営企業の設置等に関する条例（昭和55年愛知県条例第3号。）に位置付けられた内陸用地造成事業です。</p> <p>一方、本事業の実施に当たっては、条例に基づき適切に環境影響評価を実施しています。防災対策については、別途、関係機関と調整していきます。</p>
8-63	<p>地球温暖化が世界的に問題になっている時に、大規模な開発行為は許されない。集中豪雨の増加があらゆる地域で起こり、エルニーニョ現象も多発する恐れがある。大都市では、ヒートアイランド現象が進んでいる。地球温暖化に対する京都議定書が2005年2月に発動し、日本の温室効果ガス排出削減目標マイナス6%を、2012年まで達成することになっている。しかし、日本の現状は目標達成まで程遠い事態である。日本経団連は、産業・エネルギー部門で地球温暖化に対する行動指針を示している。その中には、トヨタ自動車も加入している日本自動車工業会も加わっている。この開発は、それらの現状とは相反するもので、会社の利益が上があれば反社会的な行為まで許されるというエゴが存在することは明白である。</p>	<p>愛知県は、モノづくりの集積地であり、とりわけ自動車産業は、基幹産業として極めて重要な役割を担っています。一方、産業のグローバル競争や、全国の自治体間での企業誘致競争が激化する中であって、愛知県が引続きわが国経済をリードする産業中枢地域として発展していくためには、有望分野の企業の立地を戦略的に進めていく必要があります。</p> <p>また、トヨタにおいては、次代を担う先行開発、中でも環境・安全・エネルギーに関する技術の研究開発の充実が急務となっており、その対応として本社地区の開発強化を図ることが必要になっています。</p> <p>本事業は、こうした状況を踏まえ、自動車産業の研究開発施設用地を造成することにより、モノづくりの技術革新を支える研究開発機能の集積を促進し、本県の産業振興と地域の活性化に資することを目的としています。</p> <p>なお、本事業は、平成19年3月に愛知県公営企業の設置等に関する条例（昭和55年愛知県条例第3号。）に位置付けられた内陸用地造成事業です。</p> <p>温室効果ガス対策については、工事中は工事関係車両台数・建設機械稼働時間の削減及びエコドライブの徹底、供用時は施設の省エネルギー化及び再生可能エネルギーの導入、施設関係車両への低燃費車の使用及びエコドライブの徹底などを実施します。</p>

意見 番号	意見の概要	事業者の見解
8-64	<p>一刻も早く工事がなされ、施設の供用開始を望む者として次の事項について意見を述べさせていただく。</p> <p>県道東大見岡崎線を通行する造成工事中の工事関係車両及び工事完了後の施設の供用開始後の従業員等の通勤車両が現状の通行量を大幅に増加するとみられ、道路通行環境は大きく変化してくると思われる。工事関係者、従業員、一般の方の車両通行及び歩行者の安全対策を講じられるように配慮を願う。</p> <p>岡崎市大柳町から事業地に至るまでの現状の道路の状況はセンターラインもなく道路幅員 3mの箇所、鋭角なカーブの箇所も多い中での車両通行、特に通行車両の多い時間帯は倍の通行量になると思われ、交通事故の発生が懸念される。</p>	<p>工事関係車両及び施設関係車両の運行に当たっては、エコドライブや安全運転を徹底します。</p> <p>また、工事中については工事関係者の交通安全教育を実施するとともに、必要な箇所に交通整理員を配置するなどの交通安全対策を行います。供用時についてはトヨタは従業員に対して、冊子や社内イントラネットを用いた学習システムにより、エコドライブの実施方法、効果等に関する啓発活動を実施していきます。</p>
8-65	<p>新規のアクセス道路は作らないこと。</p> <p>トヨタ自動車においては、世界に誇る改善活動を駆使して今日の自動車社会を牽引する企業に成長した。自動車社会が道路建設のために環境を破壊し続けるようでは、この研究施設でいかに環境に配慮した車が開発されても、発展途上国をはじめ世界中の環境を壊し続ける道具を作ることになり変わらないことになる。通勤システムや自動車の構造などについて、あらゆる方向からさらなる創意工夫、研究と改善を重ねることにより、安全で道路建設等による環境破壊を極力軽減する技術が創造できたとするならば、トヨタのみならず愛知県や関連企業等の発展にも大きくつながることと信じる。安易に県民・市民の血税に頼ったアクセス道路を作って環境破壊を行うことなく、新技術開発の好機と認識されて改善に努められることが重要と考える。</p>	<p>本事業の実施に当たっては、条例に基づき適切に環境影響評価を実施しています。</p> <p>工事関係車両及び施設関係車両の主要な通行ルートは、主に国道 301 号や県道東大見岡崎線など、既存の道路ネットワークを活用することとしており、現在既に、愛知県建設部において、安心・安全な地域づくりの観点から、道路事業として、一部交差点改良や現道拡幅による改良事業にも着手しているところです。</p> <p>このような道路整備は、道路管理者の事業として行われています。</p>
8-66	<p>第 2 東名からの新規のアクセス道路を作らないこと。</p> <p>準備書には、開発予定地までのアクセス道路に関して何ら触れられていないが、第 2 東名からの新規のアクセス道路を作る計画があるとの情報がある。本事業に伴うこの道路は新たな自然環境の破壊を引き起こす。</p>	
8-67	<p>準備書には、開発予定地までのアクセス道路に関しては何ら触れられていないが、第 2 東名からのアクセスのための道路を新設することが考えられる。</p> <p>このアクセス道路については、どのルートを通るにせよ本事業と同等、あるいはそれを超える野生生物生息環境の破壊を伴うものと考えられ、本事業との複合的な環境影響も予測される。</p> <p>現状で本準備書に影響評価がない以上、新規のアクセス道路は作るべきではない。</p>	

意見 番号	意見の概要	事業者の見解
9	その他	
9-1	<p>いま、世界的規模で同時不況の嵐が吹き荒れている。自動車業界もその波をかぶり、「新車販売空前の冷え込み」「37%減 3 月過去最大」と「東京新聞」4/2 は報じている。トヨタ自動車も販売不振が続き国内販売前年累計比 2011 年 1 月 69.35%、同 2 月 73.4%となる。3 月は震災の影響で 45.9%と最大限に落ち込んでいる。もうバブル期のような経済・産業の発展は見込めないばかりか、東日本大震災の影響と日本の人口の減少、高齢化でいまのような産業政策は大きな転換を迫られている。短期経済見通しでも、不況の脱出が何時かはどのような専門家でも判らない。いまの状況下で自然破壊の開発行為は無謀であり、税金の無駄使いである。こうした状況下で、開発を強行し山を切り崩した後、何かの理由で事業中止があり頓挫するようなことになれば、禿山という目も当てられない状況になる。これは絶対に避けなければならない。一方、トヨタの内部留保金（企業の貯蓄金）は 2008 年で 12 兆 6 千億円もある。天下の大企業であるトヨタは、内部留保金を取り崩して東日本大災害に当てるべきである。</p>	<p>環境影響評価は、法令等に基づき事業者自らが行い、その結果を環境の保全のための措置などに反映させるために行うものであり、本事業の実施に当たっては、条例に基づき適切に環境影響評価を実施しています。</p> <p>一方、愛知県は、モノづくりの集積地であり、とりわけ自動車産業は、基幹産業として極めて重要な役割を担っています。一方、産業のグローバル競争や、全国の自治体間での企業誘致競争が激化する中であって、愛知県が引続きわが国経済をリードする産業中枢地域として発展していくためには、有望分野の企業の立地を戦略的に進めていく必要があります。</p> <p>また、トヨタにおいては、次代を担う先行開発、中でも環境・安全・エネルギーに関する技術の研究開発の充実が急務となっており、その対応として本社地区の開発強化を図ることが必要になっています。</p> <p>本事業は、こうした状況を踏まえ、自動車産業の研究開発施設用地を造成することにより、モノづくりの技術革新を支える研究開発機能の集積を促進し、本県の産業振興と地域の活性化に資することを目的としています。</p>
9-2	<p>2011 年 1 月 24 日生物多様性条約COP10が決定事項を発表した。この中で資金活動計画が取り沙汰されているが、東日本大震災復興のメドも立っていない今この問題を留保し、救援、復興に総力をあげるべきである。</p>	<p>なお、本事業は、平成 19 年 3 月に愛知県公営企業の設置等に関する条例（昭和 55 年愛知県条例第 3 号。）に位置付けられた内陸用地造成事業です。</p>
9-3	<p>本年 3 月 11 日、東北地方太平洋沖で巨大地震・津波が発生し、2 万人を超える死者・行方不明者が出ている。また同時に福島原子力発電所が重大な損傷を受け、現時点においても炉心熔融を食い止めるための必死の作業が続いている。この自然災害・原子力災害による経済的損失額は莫大なものとなり、今後の復旧・復興費用は単年度でも数兆～数十兆円を要するとされる。また、今回の巨大地震に誘発される東海大地震、南海大地震の発生も想定されている。このような時期においては、自治体も企業もまずは災害対策への投資を最優先するべきである。</p> <p>トヨタ自動車の「研究開発施設用地造成事業」とは、自動車の走行テストコースを造成することであり、豊かな里山を人工造成地に改変することである。生物多様性条約締約国会議の開催地として愛知・名古屋宣言を広く全世界に発信した自治体が、このような事業を認めることは、国際的背信行為となる。3.11 大災害は、国内経済の動向を大きく変えるものであり、石油や電力に依存する車社会の在り方をも問い直すものとなる。トヨタ自動車は本事業を撤回し、社会的責任を負う企業として、自然保護や生物多様性の保全に寄与する姿勢を示すべきである。</p>	

意見 番号	意見の概要	事業者の見解
9-4	<p>全日農機関紙「農民新聞」2008年9月15日号は、「営農あってこそその水田」というタイトルで、「トヨタの巨大開発 生態系は守られるか」（サブタイトル）という批判記事を掲載している。</p> <p>昨年3月「食料・農業・農村基本計画」が閣議決定され、発表された。そこでは、食料自給率向上と農業のもつ「多面的機能」を重視して、日本の「農業、農村、地域の再生」が、国家戦力としてうちだされた。</p> <p>農業には数千年の歴史がある。自然・環境を大きく破壊することなく人間の営みと自然との共生をおこなってきた。</p> <p>産業革命以来、工業化社会が進展し、自動車産業も100数十年の歴史がある。</p> <p>地上の道を、人やモノを速く、楽に移動させるというイノベーションは究極に達し、いまや自動車産業も低炭素社会、自然・環境との共生の時代に向っている。そういう時代に660ha、その4割を森林部分が占めるという巨大開発に反対せざるをえない。</p>	<p>環境影響評価は、法令等に基づき事業者自らがを行い、その結果を環境の保全のための措置などに反映させるために行うものであり、本事業の実施に当たっては、条例に基づき適切に環境影響評価を実施しています。</p> <p>一方、愛知県は、モノづくりの集積地であり、とりわけ自動車産業は、基幹産業として極めて重要な役割を担っています。一方、産業のグローバル競争や、全国の自治体間での企業誘致競争が激化する中であって、愛知県が引き続きわが国経済をリードする産業中枢地域として発展していくためには、有望分野の企業の立地を戦略的に進めていく必要があります。</p> <p>また、トヨタにおいては、次代を担う先行開発、中でも環境・安全・エネルギーに関する技術の研究開発の充実が急務となっており、その対応として本社地区の開発強化を図ることが必要になっています。</p> <p>本事業は、こうした状況を踏まえ、自動車産業の研究開発施設用地を造成することにより、モノづくりの技術革新を支える研究開発機能の集積を促進し、本県の産業振興と地域の活性化に資することを目的としています。</p> <p>なお、本事業は、平成19年3月に愛知県公営企業の設置等に関する条例（昭和55年愛知県条例第3号。）に位置付けられた内陸用地造成事業です。</p>
9-5	<p>エコが求められている今は、加えて食料自給率が低下、そんな時に広大な農地を取り上げるべきではない。</p>	
9-6	<p>食料自給率が低下している中、それを促進するようなことは必要ないとおもう。環境破壊をしてまでする事ではないとおもう。広大な農地を取り上げるべきではない。</p>	
9-7	<p>この里山の開発が、トヨタの事業目的を支援する県の行為とみなされかねない。</p> <p>トヨタは2回にわたる「世界一獲得宣言」を行ってきている。第1回目の「トヨタ世界一獲得宣言」の件では、リーマンショック等もあって、あと一歩のところまで、その到達目標から、業績ともども大きく後退している。第2回目の今回は、まさに2011年3月。「東日本大震災」の直前にトヨタの現豊田社長が、改めて世界一を獲得すると宣言した。トヨタの世界一宣言と密接に絡んでいる。外部の第三者からは、世界的な視野で言うと、とても無理な個所を感じとれる。</p>	
9-8	<p>私は日野市に住んでいるが、貴社の系列会社日野自動車が工場移転をしてしまうことは、市民に愛された日野自動車、しいてはトヨタ本社にとって大きなマイナスといってよいと思う。再考を願う。</p>	

豊田・岡崎地区研究開発施設用地造成事業の
環境影響評価準備書についての意見の概要(総括表)

1. 準備書意見提出数 58通

2. 意見の分類

分類	数
1 対象事業の目的及び内容に関する意見	55
2 対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況に関する意見	3
3 環境影響評価方法書についての意見の概要及び事業者の見解に関する意見	18
4 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に関する意見	2
5 調査結果の概要並びに予測及び評価の結果に関する意見	-
(1)生活環境(大気質、騒音、振動、水質、地下水)	33
(2)自然環境(動物、植物、生態系)	62
(3)その他(景観、地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況、廃棄物等、温室効果ガス等)	5
6 環境の保全のための措置に関する意見	13
7 事後調査の計画及び環境監視の計画	13
8 環境影響評価の全般	67
9 その他	8
合計	279